

たるものはなかりき、聰明睿智なる聖德太子は已に早くこれに見る所ありて、天皇紀國紀、臣連八十伴緒の記録を調査せしめ、國史大編纂の御希望ありしも、其記録は蘇我氏滅亡の時に概ね焼亡して傳はらず、天武天皇亦修史に御志ありて、古傳説を口づから稗田阿禮に傳へ給ひ、且古傳説を調査せしめ給ひしも、果し給はずして崩じ、其後朝廷には常に修史に志ありしも成らず、漸く奈良朝の初めに至り、太安磨の手によりて、古事記の大成を見る。

古事記は今日に傳はれる我國最古の歴史にして、稗田阿禮が會て天武天皇より傳へしを筆にしたるものなり、而して天皇の傳へ給ひしは我國最古の傳説のまゝ、一も修飾を用ひざるものなり、此を以て中には寓言に類して、解し難きもあれど、此により却て我國体の起りの極めて幽遠にして、遠く開闢の初めにあるを知るを得べし。

### 風土記

風土記は諸國に令して、諸國に於ける山川風土等の事を記して、録上せしめ給ひしものにして、我國最古の地理書とす。

### 書紀と古事記

日本書紀は古事記の古言を用ひて、一も修飾なきが爲に、内外に示すに便ならざるを

以て、更に古記録、古傳説を調査して、當時一般に流行せる漢文を以て、太古より近時、持統天皇迄に至るまでの事を録せしめられたるものにして、文章も典雅にして、事實も豊富なり、卷數は三十卷、當代の大編纂なりとす、古事記と並んで、永く我國歴史の至寶たり。

### 六國史

これより朝廷に於て屢修史の舉ありて、光孝天皇の御宇までは勅選の歴史によりて記録せられて残り、これ等の國史は書紀と共に、合せて六部となるを以て世に六國史と云ふ。

### 和歌の發達、歌人の輩出

和歌は古く神代より咏せられしものなるも、奈良朝に至りては一般に學問の盛なる影響を受けて又盛になれり、是れより先、奈良朝以前に柿本人麿ありて和歌を善くし、其作多く世人の傳誦する所となりしが、此朝に至りて山部赤人、大伴家持等の大家出で、萬葉集と云ふ歌集も選まるゝに至れり、萬葉集中、歌四千四百九十一首、作家五百六十一人に及ぶも、中に就いて人麿、赤人最も和歌に長せり、後世稱して歌聖と云ふ、建築彫刻等の進歩

佛教の隆盛に連れて堂塔の建築、佛像の彫刻、佛畫の描寫、佛具の製作等多く行はれしかば、大いに美術工藝の進歩を促し、聖武天皇の建立し給へる東大寺の廬舎那佛は、座像にして高さ五丈三尺餘に及び、其殿堂は高さ十五丈に餘り、世界無比の木造の大建築を見るに至れり、

天皇は又諸國に命じて各國必國分寺を造らしめ、寺には必七重の塔を建て、丈六の佛像を造るを命し給ひしかば、佛教の興隆と共に益建築彫刻の發達を促せり、

此朝は唐との交通も繁き時代なれば、獨り建築彫刻のみならず、唐の工藝美術に刺激せられて、織物、染物、刺繡、漆器等の技術に於ても著しく進歩せり、

### 當時の工藝品美術品の今日に存するもの

正倉院に存する紫檀に螺鈿の模様を象嵌せる琵琶、象牙を嵌裝して精美を極むる碁局、牙製の尺、金銀の金物に玉を嵌裝し末金鏤(即ち磨出蒔繪)を施せる太刀、金銀の獅子形を柄尾とせる紫檀製の香爐、純金の裏地に七寶を以て花形模様を出せる銀製の十二稜鏡、淡綠色にて水藻の彫刻模様ある玻璃皿(玻璃は西洋にても當時代にはなし)、意匠嶄新なる霞窠紋の錦、鳳凰の模様ある膺纈、烏毛立の屏風等は、何れも聖武天皇の御物にして、其他興福寺所藏の華原鑿、全体銅の鑄物にして、中鉦鼓ありて、周圍を四匹の

龍がからめる中につるさる等は、何れも當年の美術工藝の發達を想像するに餘りあるものとす、

### 備考

#### 六國史

日本書紀三十卷

續日本紀四十卷(自文武天皇至桓武天皇十年)卷により選者異なり、

日本後紀四十卷(自同十一年至淳和天皇天長十年)今殘闕十卷のみ存す、

續日本後紀二十卷(仁明天皇一代の御紀、十八ヶ年間、

文德實錄十卷(文德天皇一代の御紀、九年間、

三代實錄五十卷(清和陽成光孝三代の御紀、凡三十年間、

#### 人麿と赤人

紀貫之評して、人麿は赤人が上に立たんこと難く、赤人は人麿が下に立たんこと難しとす、何れも歌聖なり、人麿は殊に長歌に長じ、赤人は短歌に長ず、

加茂真淵評して曰く、

人麿は古今獨歩なり、其長歌の勢、風雨を起して、大虛空の雲に飛行せる龍の如く、

言詞は蒼冥に入百潮の湧くが如し短歌の調は力士の大弓を曳くが如く深く悲を云ふときは猛者をも啼かしむべし赤人は人麿と表裏して長歌は言意共に簡潔なり短歌は巧をなさず有の儘を述べたるが自ら絶妙なるは意識高きが致す所にして檳榔毛の車に乗りたる貴人の儼として馳するが如しと。

山上憶良 大寶元年唐に入る

其作主として性情に本づきよく君臣父子夫妻の情を詠し着眼奇警専ら人事に近き題目をとる其歌自ら一家をなす真淵評して曰く言質にして心美なり久米部の武士の雄装して殊舞するが如しと。

過近江荒都時作歌

柿本人麿

たまたすき	うれびの山の	かしはらの	ひじりのみよゆ
あれまし	かみのことく	つがのきの	いやつぎくに
あめの下	知らしめししを	空にみつ	大和をおきて
青丹よし	ならやまをこけ	いかさまに	おもほしめせか
あまざかる	ひなにはあれど	いはゞしの	近江の國の
さなみの	おほつのみやに	天の下	知らしめしけむ
すめろぎの	神のみことの	おほみやば	こゝときげども
大どのは	こゝといへども	春草の	しけくおひたる

かすみたつ ぼるびのきれる もゝしきの おほみやところ  
 みればかなしも 反歌二首

さゝなみのしがの唐崎さきくあれど  
 さゝなみのしがのおほわだよどむとむ  
 おほみや人のふねまぢかれつ  
 むかしのひとにまたあはめやも

望不盡山歌

山部赤人

あめつちの	わかれしときゆ	かんさびて	高く尊き
駿河なる	富士の高根は	天の原	ふりさけ見れば
わたる日の	かげもかくろひ	てる月の	光も見えず
白雲も	い行きはゞかり	時じくぞ	雪はふりける
語りつき	言ひつぎゆかん	富士の高根は	

反歌

田子の浦ゆ打ち出で、見ればましるにぞ  
 ふじのたかねに雪はふりける

幕振勇士之名二歌

大伴家持

ちゝのみの父の命は、その母の命おほろかに、心盡して思ふらむ其子なれやも、大丈夫  
 や空しくあるべき、梓弓末振り起こし、投矢持ち千尋射渡し、劔太刀腰に取り佩き、足曳の八  
 つ峯踏み越は、さしまくる心さやらず、後の代の語り細ぐべく、名を立つべしも。

反歌

大丈夫は名をし立つべし後の代に

聞き繼ぐ人も語り繼ぐがれ

出雲風土記國引の文

國引きませる八東水臣津野命の宣り給はく、八雲立つ出雲の國はさぬの、わか國たるか  
も、初つ國ちひさく作らせり、かれ作り給はんと宜ひてたくぶすま新羅のみ崎を國の餘り  
ありやと見れば國の餘りあり、と宣り給ひて、童女のむなすきとらして大いをのきた衝き  
別けて、はたすき穂ふり別けてみつよりの綱打ちかけて、霜つゞらへなく、に河船のもそ  
ろもそろに國來國來と引き來繼へる國はこづの打ちたはよりして八穂にきづきのみ崎  
なり、かくてかためたてしは石見の國と出雲の國との境なる名は佐比賣山これなり、  
またもち引ける綱は國の長流是なり、又此門さきの國を國の餘りありやと見れば國の餘  
ありと宣り給ひて、童女のむなすきとらして大魚のきたつき別けてはたすき穂ふり別  
けてみつよりの綱うちかけて霜つゞらへなに河船のもそろもそろに國來國來と引き來  
繼へる國はたくの打ちたはよりして狭田の國これなり

### 廬舍那佛

三年八ヶ度の改鑄を経て漸く成る、成るに及びて陸奥國より始めて黄金を出す、  
我國金を出すの始めなり、天皇大に喜んで佛の感應に出づるとし年號を改めて  
天平感寶とし其黄金を以て廬舍那佛を塗る、

始め工を起してより七年にして成る費す所熟銅七十三萬九千五百六十斤、白銀  
一萬二千六百十八斤、鍊金一萬〇四百四十六兩、水銀五萬八千六百二十兩、  
大佛殿

現今高十八丈餘、猶世界第一の木造建築たるを失はざること前述の如し、  
諸國佛法の弘布

天武天皇、家毎に佛壇を作りて佛像經卷を安置せしめらる、

持統天皇、僧を大隅及阿多に派して宣教し給ひ、隼人にも僧とある者多し、諸

國に命じて毎年正月必金光明經を誦せしむ、(布施は當國の官物)

文武天皇、諸國に國師任命あり、

聖武天皇、國分寺を建つ(十三年に詔ありて一定す)

國分寺、法華經(十部づ)、を寫さしむ、陛下宸筆の法華經一部下賜

金光明最勝王經(十部づ)、を寫さしむ、陛下宸筆の金光明最勝王經一部下賜

戒羯磨(月中に至る毎に行ふ)

金光明經一部(頌たれしき)、大般若經一部(寫さしめしき)、最勝王經一部、僧尼清淨  
に沐浴し必一月の中兩三度毎月八日に轉讀あり

丈六の釋迦(金銅佛)一軀並に挾侍の菩薩二軀

七重の塔(兼れて國華となす) 國師(後に講師と云ふ)讀師

僧二十人封五十戸水田四十町(更に九十町)國別に正税二萬束を納む(息利に

より永く寺に保存)

尼寺、尼十人、水田十町(更に四十町)國別に正税二萬束(息利により永く寺に保存)

六齋日 公私の漁獵殺生を禁ず 國司檢校の筈

使、諸國に發向せしめて寺地を檢定し營作を視察す

國司と郡司、使及び國使と勝地を簡定し營繕を加へ郡司中勇幹事にたゆる

者專管す今後三年成就の筈よく勅にかなふ者は子孫代々郡領とす

來年忌日迄に必造らしむ勅意に合はゞ特に褒賞す

寄附せし者には位階を授く

聖德太子によりて保護せられ大化改新によりて益々國教的となり天武天皇以後も益々獎勵せられたる佛教は聖武天皇に至りて略完備するに至りかくて海内の地寺塔の影讀經の聲なき所なきに至れり

### 佛教の隆盛

聖武天皇佛教の尊信篤く殆ど神國をして佛國たらしめんとすされば有爲の僧は遠く險浪を犯して法を異域に求め苦學數十年教を弘むるに汲々として奮ひて身を省みず朝廷も特に重用して尊敬殊に篤く僧尼の地位甚貴し之を聞きて海外より渡來せし高僧も少なからず

唐の鑑真道瑠林邑の佛哲印度の菩提等は殊に有名なり

### 當時の六宗

三論、法相、俱舍、成實、華嚴律の六宗なり

### 當時の建築の今日に存するもの

東大寺法華堂三月堂、唐招提寺の金堂等なりとす

### 彫刻の今日に存するもの

大和法華寺の十一面觀世音像光明皇后の御影を寫し奉りしとの説あるもの(東大寺法華堂の執金剛神像及梵天像當時の彫刻は最も意を面貌に用ひたり)

### 廬舍那佛の鑄造者

聖武天皇大廬舍那佛鑄造の大願を發し給ふや其計畫餘りに巨大なるがために誰ありて手を下すものなし國中連公磨頗る巧思あるを以て、竟に其任を受けて

大成す功を以て従四位下に叙せらる、而して實地に鑄造に従事せしは、高市眞國  
高市眞麿柿本男玉とす、

### 正倉院寶庫

正倉院の寶物は聖武天皇崩し給ひて天平勝寶八載に其遺物を東大寺に献納せ  
られたるもの、中には天武天皇又は元明天皇より傳へられたるものもあれど、大  
部分は皆天皇の御物なり、寶物の點數凡そ三千點に及べり、献物帳等に由れば、其  
殆ど凡ては本邦製のものなること見ゆ、當代美術の發達著しかりしを見るべし

### 教授上の注意

- 一、奈良朝に至り文化が大に發達せしことを具體的材料によりて想像せしめ、  
らしむるを以て目的とするものなれば、一部の苛細なる所に入りて全体を通  
觀せしむるを忘るゝが如き弊に陥らざらんことをつとむべし、
- 二、萬葉集の歌は讀みて聞かしむる位に留めざるべからず、もし暗誦せしむると  
すれば反歌のみに留むべし、和歌等の一部を語るに常に全体の文化との關係  
に注意することを忘るべからず、
- 三、工藝技術は寶物は得られざれば唯寫眞版等によりて當時を想像せしむるを

### 教具

正倉院の圖、正倉院内寶物の寫眞板、東瀛珠光等に出づる物、  
日本書紀、古事記、六國史、萬葉集等の寶物

### 挿繪の説明

正倉院は東大寺の倉庫の一にして東大寺文書に正倉、正藏、甲斐倉の名見ゆ、正倉は此等倉  
庫中の一なり、當時の建築にして今日に残れるもの、當時倉庫構造の状を知るべし、四壁は  
上面三角の木材を以て組立て、木材の端を井の字形に組む、屋根は瓦葺なり、一棟三戸前に  
分たれ、一戸前の中は上下の二階に分る、脚の高きは濕氣を拒むがためなり、正倉院は土地  
高燥なる所に立てられ且森林中に離れあるを以て東大寺の火災にも免がれ、當時の遺物  
は殆ど其儘に保存せられて残り、推新前より勅封庫として勅命にあらざれば開かざる  
こととなりおれり、明治十七年四月より東大寺と離れ帝室の御物として宮内省の管轄に  
屬す、此庫創建の事情は東大寺要録に、三倉(名は正倉院)聖武上皇崩後四十九日の諱辰に當  
り、孝謙帝光明子遺財を以て廬舍那佛に施入す、此を納め奉るの倉なり」とあるこれなり、即  
ち寄附献納の品を納めんが爲に特に造られたるものなり、一棟三戸前の中、一は中央にあ  
る一は鎌倉時代に造られたるもの如し、

得べきも説明よからざれば殆ど功の半を失ふ、説明によりて正倉院御物の立  
派なることを想像せしむることに努力せざるべからず、

### 第十八章 桓武天皇と坂上田村麿

天皇の平安奠都は地勢の優勝風景の美交通の便等に因ると雖も又一面には人心を革新して奈良朝積年の弊習を一掃せんとするにありしなり思ふに其皇居及大極殿豊樂院等の宏壯にして鮮麗なる四周の山川の美と相映發して如何ばかりか當時の人心を眩せしめたりけん

天皇の英邁なる獨り奠都のみならず外は積年兵を頓してはか／＼しき成功なく奈良朝以來の問題となり來りたる蝦夷を裁定し内は僧侶の濫なるを戒め地方官の貪なるを戒め朝臣の土地を兼并するを禁じて朝綱を張り益經國の洪猷を恢弘して萬世不易の基を開き給ふに至りしなり天皇は實に史上稀に見る所の大帝なり

### 平安京

平安城周圍の形勢は當時の詔に、「此山背は山河襟帶して自然に城をなせり因りて斯の形勢に因り新號を制すべし宜しく山背國を改めて山城國となすべし」とあり平安京は東西三十二町南北三十八町中央を貫く大路を朱雀大路と云ふ町幅二十八

丈凡そ半町許り左京右京に分つ東西に貫く大路九つ一條より九條に至る宮城は一條二條の間にあり皇居は其宮城の中央にあり廣き東西八町南北十町宮城には十二門あり今の京都市は東により舊右京に當れる部分は郊野となれり平安城の規模の宏壯なるは天皇の英邁一時の費を吝まらずして千年の長計を劃せられしを見るべし

### 坂上田村麿

蝦夷は奈良朝より騷擾絶えず大軍屢々下るもはか／＼しき成功なし田村麿出でい北邊を鎮するに及び蝦夷始めて平く

田村麿身長五尺八寸胸厚一尺二寸身重二百一斤眼は蒼隼の如く鬚髯は金線の如く臂力人に絶す

征夷大將軍となり延暦二十一年陸奥膽澤城を築き蝦夷を鎮壓す夷首大墓公阿弼利爲等部落五百餘人を以て降る翌年志波に築き次第に北進す將士皆其恩威に服し死力を盡して戦ひしかば蝦夷其威に恐れ敢て抗すること能はず相率ゐて來り降る弘仁二年に薨す年五十四嵯峨天皇朝政を視給はざること一日其朝廷に重んぜらるゝこと此の如し

傳ふ其屍棺中に立ち平安城に向つて之を葬る甲冑劔矛弓箭楯を併せて之を瘞む

國家將に事あらむとする時は、嘉鳴動す、大將軍出征毎に先づ詣で、禱ると、其佩劍は御府に藏めて坂上資劍と云ふ、武臣死しても王室を護る、其威望の隆なるを知るべし

### 渤海の朝貢

渤海は舊三韓の北方に起れる國なり、今の滿洲より朝鮮の北部にわたり領せしが、聖武天皇の朝に始めて使節を我國に送りて朝貢せり、其高麗の故地に起りしを以て時に朝貢に又自ら高麗とも稱す、其好を修めしは高麗の後を繼いで來れるなり、其辭令も常に謙讓にして、表文も自ら渤海王と稱し天皇を皇帝とし、敢て對等を以て自ら居らず、

桓武天皇の朝より使節の至ること頻繁を加ふ、即位崩御等の大禮にも使節を發し、其後醍醐天皇の朝渤海國の滅亡に至るまで絶わす、

### 備考 一

#### 京都は山川の景色も麗はしき地なり

日本紀略に曰く、延暦十三年十月丁卯都を遷す、詔して曰く、云々葛野の大宮地は山川も麗はしく四方の國の百姓の參出て來ることも便にして云々、

#### 山河襟帶して自然に城をなす

同書に曰く、延暦十三年十一月丁丑詔す云々山勢實に前聞に合す云々、此國は山河襟帶自然に城を作す、斯の形勝に因て新號を制すべし、宜しく山背國を改めて山城國となすべし、

#### 奈良都との比較

奈良の朝に至りて、世の中益々開け、都も立派になりたるものが、尙此の平安朝時代に入りて、一層の進歩をなしたるは最も注意すべき事なり、奈良の都や壯麗なり、廣袤、北は現奈良市の北東端より、南は郡山の東端に至り、寺院の壯大なるもの、宮殿の美なるもの、貴族の邸宅の大なるもの、光明皇后によりて建てられたる施藥院、悲田院の慈善事業に關するもの、正に帝都の盛を飾りて大化改新時代と比して數倍の進歩を示せり、而して平安京に至りては桓武天皇が豪邁の資を以て、建設せられたるものなれば、規模の宏大なるに至りても、更に一步を進め、其宮殿の宏大にして巧を盡せる、(當時にありては)京師條坊の制が井然として亂れざる、若し奈良朝以前の人が奈良の京に入りて、一驚を喫したりとせば、慥に奈良朝時代の人が平安京に入りて、宏大壯麗に、一驚を喫したるなるべし、



教授の眼目は恐らく此邊にあるべし、されば桓武天皇の平安京が如何ばかり立派なりしかを兒童にわかる程度に於て、説明するを必要とす。

### 平安京と大内裡

坦々たる大道、朱雀大路が帝都の中央を貫き、町の幅凡そ半町許り、一條より九條に至る道路は、東西に横ざり、各條の間、尙細かに小路を劃せられ、碁盤の目の如く、ほゞ方形をなせり。

今日の不規則なる市街の道路とは大に差ふ事を知らしむるが爲め、平安京の地圖を用ゆるか、或は塗板に教師自ら書きて示す必要あり。

皇居の壯麗を思はしむるには、平安神社の石版繪でもあれば都合よけれど、なくば寫眞にても可なり、されど成るべくは、彩色したるものをよしとす。

皇居中に、太政官及び各省あり、紫宸殿あり、大極殿あり、清凉殿あり、此所にては、戦さの事を司る所、此所にては、政事を司る所、此所にては、裁判の事を司る所、此所にては、天皇様が日々出御になる所、此所には、天皇様が政がすめば、御歸りになつて御休みになる所等と話し置く方よし。

併し、宮殿の澤山ある事と、萬事が備はつて居ると云ふ事を思はしめ置けば宜し。

必しも宮殿官省の名等、記憶せしむるに及ばず、記憶せしむるは、教科書本文だけで充分なり、但し、大極殿は教科書本文にあれば、説明し置くをよしとす。

左京右京は天皇の御所より、向つて右左りなり、現今の京都は左京に中る所、桓武天皇當時の京都と比較して語るを要す。

### 規模の宏大と一千餘年間の帝都

右京は始めより、人家稀に、藤原氏時代の末頃に、已にすたれたる所多く、國狀に伴はざる大計劃は、畫餅に終るものなり、など云ふものあれど、かゝる史論等は、かゝる際に持ち出すべからず、唯々桓武天皇様が、志の大きな方で、氣象のかつて、御出になり、大事業を好まるゝ御方なれば、此の如き大事業を御やりになつたのであると、説明する方よし、即ち、天皇の雄大なる、一時の費用を愛まずして、國家千年の大計畫を畫せられたのであると、説くをよしとす、而して、天皇の考へ過たず、此れより、歴代の帝都となりて、一千七十餘年間、動かさず。

此の説明ありて、一千七十餘年と云ふ乾燥なる文字も、生き來るなり、而して、其の動かぬ基を定められたのは、延暦十三年である、と云へば、此の延暦十三年も、意味あるものとなる。

### 教授上の注意

- 一、往時、平安京の規模を、平安京地圖によりて説明すべし。
  - 二、其他前備考に述べたることは、皆注意すべき點なり。
  - 三、我國唐風の都の立派なもの出來しは、何時なるかを問ひ奈良京と平安京と年代の差等を比較せしめよ。
  - 規模の大小立派なりし程度の比較等をさし示せ。
  - 四、田村麿に關しての解説は大意をとりて、話すべし、墓鳴動等の事は、省く方よし
- 教具 本邦地圖殊に東北地方の地圖、  
京都古今地圖山城の地勢、京都周圍の形勢、市街古今の比較、田村麿の像は、よきものなし、勇武忠烈なる將軍の容貌を寫し出したるものあらば、適宜に用ふべし。

### 備考 二

#### 坂上田村麿の教授例

特に田村麿につきて尋常科に説きくすせば左の如し

桓武天皇の平安奠都に次いで、最も知らざるべからざるは、天皇の蝦夷征伐とす、蝦夷征伐について、最も知らざるべからざるは、坂上田村麿とす、而して、田村麿の蝦夷征伐

について、思ひ起さるべからざるは、日本武尊と阿倍比羅夫なり、比羅夫の事蹟は、簡單豫備として一二語を越ゆべからず、比較の所に至り尙少しく精しく聞くをよしとす、に尋ねて、豫備とするをよしとす。

天皇は、また、坂上田村麿をして、蝦夷を討たしめたまへり、これより先、蝦夷は、阿倍比羅夫が征伐せし後にも、なほ、しばしば、叛きしが、此の時より、殆ど平定せり、此れ本文なり、此れ又、天皇の御考の、雄大にして、國家百年の長計の爲めには、思ひ切つて、御經營ある事を示す、好適例なり、

田村麿進撃前の蝦夷は、如何なりしか、

阿倍比羅夫が舟師二百艘を以て、北海の波を破つて、秋田津輕渡り、島後、方羊、蹄、肅、慎等を征してより、此に百餘年、蝦夷の亂は、暫し平ぎしと雖も、奈良の朝に至りて、又頭をあげ來り、聖武孝謙光仁の朝、征伐は、たねず、幾度か、大軍、東北方に下ることありと雖も、蝦夷は、容易に平がず、歴代、此れが爲めに心を勞せらるゝこと多くして、功績は、あがらず、此れ、田村麿以前の蝦夷の狀況なり、今、田村麿の蝦夷征伐を、兒童に分り易きやうに述べれば、左の如し、

二十年も三十年も四十年も戦争がつゞく事なれば、費用も多く、兵士の死傷するもの

も多く中には將校の内にも敗軍でありながら勝つたと申し上げるものもあれば、逃げて居つても土地を取つたと云ふものもある併しこんなものは少ない、日本人の中にはこんな弱いやつや卑怯なやつはたんとはない先づ大體より云へば何れもきついものばかりで頻りに戦争をするけれども蝦夷も中々強い、こう云ふ強い蝦夷を征伐するには阿倍の比羅夫や日本武の尊が出て来なければ到底征服することは出来ぬ、

桓武天皇様は心の大きい方で又きつい方であるからして此れだけかゝつて日本人が蝦夷を征伐して遂に征服する事の出来ぬは残念である是非平けねばならぬと思ほし召して延暦の初めから頻りに兵士を送られて御征伐になつた蝦夷征伐の大將中に坂上田村麿が外の大將とはちがつてきつくて戦争も上手で餘程抜け出ておる人間であると云ふことを御覧になつた、

實に坂上田村麿と云ふ人は餘程強い人で身の丈も六尺もあり骨もふとく身體も逞ましく立派な人で髯は長くのびて眼つきは鋭く一度睨まれると弱い蝦夷人などはびく／＼になつて腰を抜かす位である本には田村麿が睨むと空をかける鳥も落ちて来ると云ふやうなことが書いてあるまさかそんな筈はないけれどまづ眼

つきの鋭くきつい事は此れ位であつたのである然らば唯きついばかりかと云へばそうでないそこが田村麿のわらい所である誠に信切で兵士を可愛がる人で兵士も田村將軍の爲めには死んでもよいと思つて居る位でありますそこで戦争に出られる時などは兵士が一生懸命にはたらくものであるから如何に強い蝦夷人でもかなわない又蝦夷人の中でも田村麿の信切であると云ふ事を聞いて従つて来るものもある若し萬一田村麿が戦争で危ない様な事があればそれこそ兵士は自分の親の様に其周囲に集まつて来て敵を追ひ散らしてしまふものであるから蝦夷人もどうぞう／＼しても田村麿にはかなはむと思つて最早戦争をするものもなくなつて来て終には平服したのであります、

誠にわらい將軍である此れより東北地方は静かになつて大戦争はなくなり人民も安氣に暮らせるやうになりました、

車北地方の静かになりしは誰れの御蔭でありますか……坂上田村麿

其の阪上田村麿の間に合ふ人間であることを見抜いて用いた方はごなたでありますか……桓武天皇

桓武天皇はどう云ふ方でありますか……心の大きな方きつい方

以上の蝦夷征伐は、此の教材中の眼目にして、田村麿は、かく武勇すぐれたる人なりしかば、以下將軍塚の事等は、附隨的の事である。眼目が、うまく了解出来れば、讀んだ丈にて自然に、わかり得べき事である。

京都東山の將軍塚は、田村麿を葬りし所にして、其屍は王城に向ひ、甲冑を着<sup>キツ</sup>されたるまゝ、葬りありと傳ふ。後世迄、天下事あらむとする前には、將軍塚が鳴動するなご、云つて、やかましかつた事である。併し、かゝる迷信は、語らぬが宜しい。語つても、餘程注意をし置かねばならぬ。

併し、田村麿にして、靈あらば死して護國の鬼となつたであらう。事は疑ひないのである。生きては、東北邊を鎮し、死しては、永く護國の神として祀らる。殊に大丈夫の榮譽である。此邊も、大に兒童の心を感發せしむるには、好材料である。併し、前段にも説ける田村麿の風采及び人物功績が、深く頭に入らねば、此ればかり力を入れようとしても、空になる。怒る時は、鬼神も恐れ、笑ふ時は、嬰兒も膝に上る。小さい子供でも、其のやさしく、信切なのになつて、鬚を引つ張ると云ふ有様。

實によく、將士を愛撫し、兵を用ふる、神の如く、戦て勝たざるなしと云ふ所を、うまく兒童の眼前に髣髴たらしむる事、田村將軍に對する教授の死活の分るゝ所と知るべし。

此の如くして、田村將軍の事よくわかれば、次に注意すべきは、阿倍の比羅夫の北征との比較である。此れは、同時中に、必なすべしとも限らず、復習の節練習の節にてもよろしければ、必、比較せしむべき事なり。

阿倍比羅夫、今の秋田、津輕、北海道、肅慎——日本海方面——海軍

坂上田村麿、今の陸前、陸中——太平洋方面——陸軍

渡り島とあるは、今の渡島のみにあらず、北海道全體の事。

比羅夫の遠征が、田村麿よりも遙に、成功するは、海軍なる事を知らしめ置くべし。此れも同時中に限らず。

勿論、秋田、津輕、肅慎などの名は、一年生には、記憶せしめざるをよしとすれど、地圖にて指し示し、比較せしめ置く事は、必要なり。

桓武天皇様は、こう云ふ、きつい、すぐれた御方で、ありますから、尙其外色々な國の爲め、人民の爲めになる事をおやりになりました。其れでありますから、天皇様より數代の間は、よく治まりました。

桓武天皇より後、平安京の御代の初の頃數代の間は、朝廷の威光すこぶる盛にして、天下、また、大いなる事變なかりき。

桓武天皇の後立派な天皇様が、ひきつゞき出給ひ、臣下にも立派な人が出たから、朝廷の御威光が最も盛んであつて、天下もよく治まつたと云ふ事を添へ説くもよろし、事實其の通りなり、(平城の朝葉子の變あれど此れは勘定に入れずともよし)

實に桓武天皇以後の數代が王朝政治の極盛時代にして、歴史上、治世として、最も注意すべき時代實を云へば、延喜天曆よりも、此の數代間が黄金時代なれば、特に教科書本文に於ても書いてあるのである、準后北畠親房卿も、王朝の盛仁明の朝に至りて極まると云へり、

挿繪の説明

大極殿の圖

大極殿の一席を寫せるものなり、大極殿は即位朝賀の式を舉行せられ及蕃客に謁見を賜ふ等所謂儀式の正殿にして宮城の建築中最も美觀を備ふるものなり、正面が即ち大殿にして東に蒼龍樓あり西に白虎樓あり、東廡西廡によりて接續す殿前の一段高き所を龍尾壇と云ひ左右の階を東龍尾壇道西龍尾壇道と云ふ、其間において朱欄あり十二堂及び東西朝集堂等は前方になるを以て圍には現はされず、總じてこれを八省院又は朝堂院と云ふ、其門を應天門と云ふ、總て瓦は碧瓦を用ひ柱は丹塗なり、輪奐の美人目を眩す、京都岡崎町の平安神宮は故實等を精査して建築せられたるものなれど桓武天皇當時のものよりは縮小せられたり

第十九章 最澄と空海

桓武天皇と佛教

桓武天皇は奈良朝に於ける佛教の餘弊の甚しきものあるを見て、濫りに寺を建て、濫りに僧を度すること、を禁じ、僧侶の濫惡なるもの、これに罰すべきを令し給ひしも、然れども正僧高僧に至りては、これを保護することを怠り給はず、僧最澄の如きは其保護を受けたる一人なり、

僧最澄

最澄幼より聰明群を抜く、十二才の時出家す、延暦の初め根本中堂を比叡山に創立す、最澄學徳高く、名聲次第に聞ゆるに及び、延暦二十三年遣唐使に従つて、留學すべきを命せらる、此時學徳略已に大成せり

最澄天臺山に上り、一心三觀の旨を受けて歸る、天臺山道邃最澄を見て其人を得たるを喜び、曰く、道を弘むるは人にあり、人能く道を持すれば、吾道化して行はる、今や其時なりと、佛隴寺行滿、最澄を見て曰く、我滅後二百餘年、我法東國に備はると、蓋し、子は其人なるべしと、最澄此等諸高僧より法を傳へ、佛教の諸經文を持し、歸りて、天皇に獻す、

天皇大に喜び給ふ、

最澄唐より歸りて新に天台宗を開く、最澄の天臺宗は眞言禪律を合したるものにて支那の天臺宗よりは、一步を進みたるものなり、弘仁中に寂す、後清和天皇傳教大師の號を諡り給ふ、

### 弘法大師

弘法大師は空海の謚號なり、空海は讃岐の人、幼より聰慧にして神童と稱せらる、十八にして京都に出で、大學に入る、儒書意淺しとして常に佛教に志あり、大學を出で諸國の名山大川を跋渉して、心を清め、心を鍊り、遂に薙髮して僧侶となる、延暦二十三年遣唐大使の行くや、空海從ふ、此時最澄も同行なり、船は別なり、空海唐に入り、青龍寺慧果に從ふ、慧果空海を見て偉器とし、曰く、我、汝の來るを待つこと久し、幸に我法を日東に傳へよと、即知る所を舉げて空海に授く、空海唐にあること三年にして歸る、歸りて眞言宗を弘む、大師の眞言宗は天台禪律を交へて支那の眞言宗よりは、一步を進めたるものなり、東寺にありて、教を布く、後高野山の地を相し、金剛峰寺を建つ、承和二年高野山に寂す、年六十二、空海は書に巧みに、繪に巧みに、彫刻に巧みに、詩文に巧みに、其他土木等にも精しく、多能多藝にして、學んで通せざることなしと云ふ、讃岐高農

池は官より之れが開掘築堤を命せらるれど成らず、空海至るや、民子の如く集まり、幾何ならざるに之を成就せり、其徳一世の仰ぐ所となるを知るべし、池は今猶存す、嵯峨天皇文藝を好ませられ、屢宮中に召す、嵯峨淳和仁明の三帝深く空海に歸依し給ふ、匹夫より起りて帝者の師となり、其流風遺韻今日に至る迄、一般の仰ぐ所となる、弘法大師と云へば、兒童も其名を知らざるものなし、偉人なりと云ふべし、

### 天臺眞言の二宗益盛なり

最澄空海の二高僧が平安朝の初期に出で、其の徳望と學識とを以て天台眞言の二宗を確立して、より朝野靡然としてこれに向ひ、天皇眞言宗は遂に在來の六宗を壓倒して、朝廷の儀式にも採用せらるゝに至り、上は天皇皇后より下は庶民に至るまで、隨喜渴仰の涙に咽ぶに至り、遂には疾病も醫師より加持祈禱を主とするに至り、水旱より争亂に至るまで悉く佛教に依頼するに至り、佛教は奈良朝よりも一層の盛運を見るに至れり、

### 教授上の注意

一、高僧の行爲等及宗教上の教儀等は、兒童にわかり難く、又趣味少し、天臺宗眞言宗は、佛教の各派の中にも最も學問を要する最もむづかしい宗旨なりと説き、

置くをよしとす、

二、支那交通の始めは何時なりしかと問答し、當時迄已に何年を経しかを數へしめ、佛敎も聖德太子當時よりは非常に進み、奈良朝よりも一層進み來りしを知らしめよ、

三、二高僧の苦學精勵等、修身上の教訓とすべきことをとりて之を語るべし、

四、弘法大師に關する神怪なる傳説は益大師の價値を高めて布敎をして益盛ならしめしことを語るもよし、

教具

最澄の肖像、空海の肖像、

押繪の説明

最澄空海の肖像

弘法大師の肖像は伊豫國般若院所藏のものを寫せり、大師の右手に持てるは圓錐にして左に持てるは珠數なり、五錐は眞言宗修法の時に持つものにして元來印度の武器なりしものが轉化したるなりと云ふ、下にあるは靴と水瓶にして水瓶は佛敎にて花立にも用ふれど特にこゝに畫けるは淨水即ち手洗水に擬せるものなるべしと云ふ、傳敎大師の肖像は備前國千手山弘法寺所藏のものなり、大師の常行三昧を寫せるなり、常

に座して三昧に入りたりし人なるを以て三昧に入りたる所を描き出せるなり、頭に被るは袈裟なるべし、天蓋にては種々の説あれども、防寒より出でたるものなるべし、二大子の座は床子に似たり、佛家の所謂高座なり、

第二十章 藤原氏の繁榮

藤原氏一門の隆盛

藤原氏は其祖鎌足大功を立てしに次いで、不比等の朝政を輔けて内治を整頓せし大功あり、加ふるに不比等の二女皆天皇の夫人皇后となりて皇子を誕し、其皇子は皆立ちて天皇となり給ひしかば、一門の尊貴肩を比すべきものなく、奈良朝には不比等の四子武智麿、房前宇合、麿皆朝に重要な位置を占め、世人は特に尊敬して南家(武智麿)、北家(房前)、式家(宇合)、京家(麿)と呼ぶに至れり、其後政治上の變動によりて各家多少の盛衰ありしも、平安朝の初期に至り、北家の冬嗣(房前の曾孫嵯峨天皇の信任を蒙りてより其家殊に繁榮を見るに至れり、

藤原冬嗣

冬嗣温厚にして器局あり、衆の歸する所となる、嵯峨天皇の初めて藏人所(太政官以外に政治の樞機に與らしめ給ひし官廳)を置き給ふや、冬嗣を以て藏人所の長官(頭)とし

皇女潔姫を以て其子良房に尙せしめ給ふ。冬、嗣淳和天皇の朝に左大臣に進み、其女順子は仁明天皇の女御となり、次て順子の誕じ給ふ所の皇子は起つて天皇(文德天皇)となり給ひしかば、一家の尊榮益加はるに至り。

藤原良房

文德天皇の御代には良房遂に太政大臣に進む。人臣にして太政大臣に陞るは良房を始めとす。

良房は太政大臣に陞りしのみならず、其女(明子)は文德天皇の女御となり、其誕じ給ふ所の皇子は立つて天皇(清和天皇)となり給ひ、天皇は即位の時、年僅に九才なれば、萬機皆良房一人に決することとなり、良房は己れが外孫なる天皇の御代理として政を執るに至れり。即ち天皇即位の初めに良房を以て攝政となし給ふとあるはこれなり。攝政は天皇に代りて萬機を攝行する者なり、人臣にして攝政に上るは亦良房を以て始めとす。良房性温厚にして衆望あり。

藤原基經

良房薨じて其の養子基經繼ぎて攝政となり、陽成天皇の御代には太政大臣となる。天皇御病ましまししかば、基經廢し奉りて光孝天皇を迎へ奉る。假令御狂疾にましまし

如何なる事情あるも、天皇の廢立は未曾有の大變事にして、かゝる際には爭亂紛擾を引き起すを常とすれど、當時已に藤原氏の勢威は皇室に並び、時として皇室以上にあるを以て、基經之を斷行して敢て一言するものなし、又其積威の大なるを見るに足る、これより基經の威權益盛にして、光孝天皇も唯其成を仰ぎ給ふのみ。

天皇の病んで將に崩せんとし給ふ。皇嗣未だ定まらず、天皇皇子(定省)を立てんとして、基經に憚りて未だ口に發し給はず。基經入りて病床に天皇を見、皇嗣の事を承はるや、天皇曰く、唯卿の欲する所のみと、基經奏して定省朝臣を立つべきを云ふや、天皇喜びに堪はず、急に定省を呼ばしめ、涙を流して右に定省の手をとり、左に基經の手をとり、らせ給ふて曰く、今日の大臣の恩を忘れ給ふなど、尋いて臣性を削りて親王に列し、立て、皇太子とし給ふ。此日天皇崩御あり、皇太子立ち給ふ。これを宇多天皇とす。それ、天皇の尊きを以てして、皇太子に遺詔するに、大臣の今の恩を忘るゝなかれと云はしむるに至る。藤原氏の威勢は當に天皇以上ありと云ふべきなり。

阿衡事件

宇多天皇立ち給ふも亦敢て自らなし給はず。萬機皆基經に關白せしめ給ふ。詔して曰く、百官己を總べて、萬機巨細となく皆基經に關り白し、然る後に奏下一に舊事の如く



せよと基經上表して辭讓するや、(辭讓は當時の常例)天皇は更に優渥なる詔を下し給ふて曰く卿は所謂社稷の臣にして朕の臣にあらず宜しく阿衡の任を以て卿の任となすべしと詔書は橘廣相の草する所にして阿衡の任は伊尹湯王を輔けし故事にとれるなり基經たるもの宜しく感泣して聖恩の忝きに感佩せざるべからず時に藤原氏の一族に藤原佐世と云ふものあり基經に云つて曰く阿衡は至高の位なり位高けれども職なし君には今日より萬機を攝政することを罷めらるべきなりと基經聞いて怒りて曰く臣の不才職なきは本より其分なりとこれより又朝參せず有司文書を持し來れども敢てこれを覽ず此に於て萬機壅滯し阿衡の職有無の論朝野に囂々たり

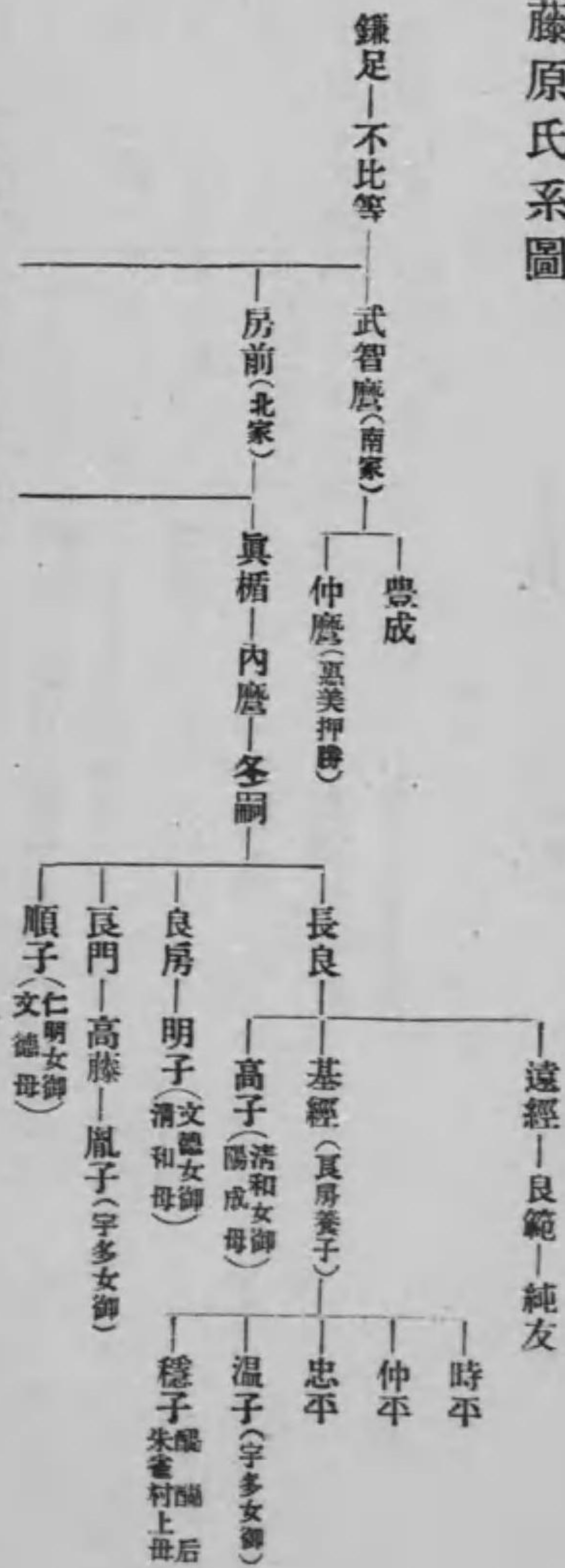
天皇大に驚かせられ博士に下して阿衡の職の有無を議せしめ給ひしも博士等皆基經に媚附して職なきを云ふもののみ廣相之を争へども省みられず左大臣源融如何ともすること能はず天皇は更に左大臣源融(嵯峨天皇の皇子)をして基經の第に就きて聖旨のある所を傳へしめ給ひしも基經猶怒りて朝せず大政官の官吏等文書を持して基經に至るも省みず公卿も亦基經に與同して病と稱して出でざるもの多く六月晦日の大坂には公卿一人も出仕するものなし

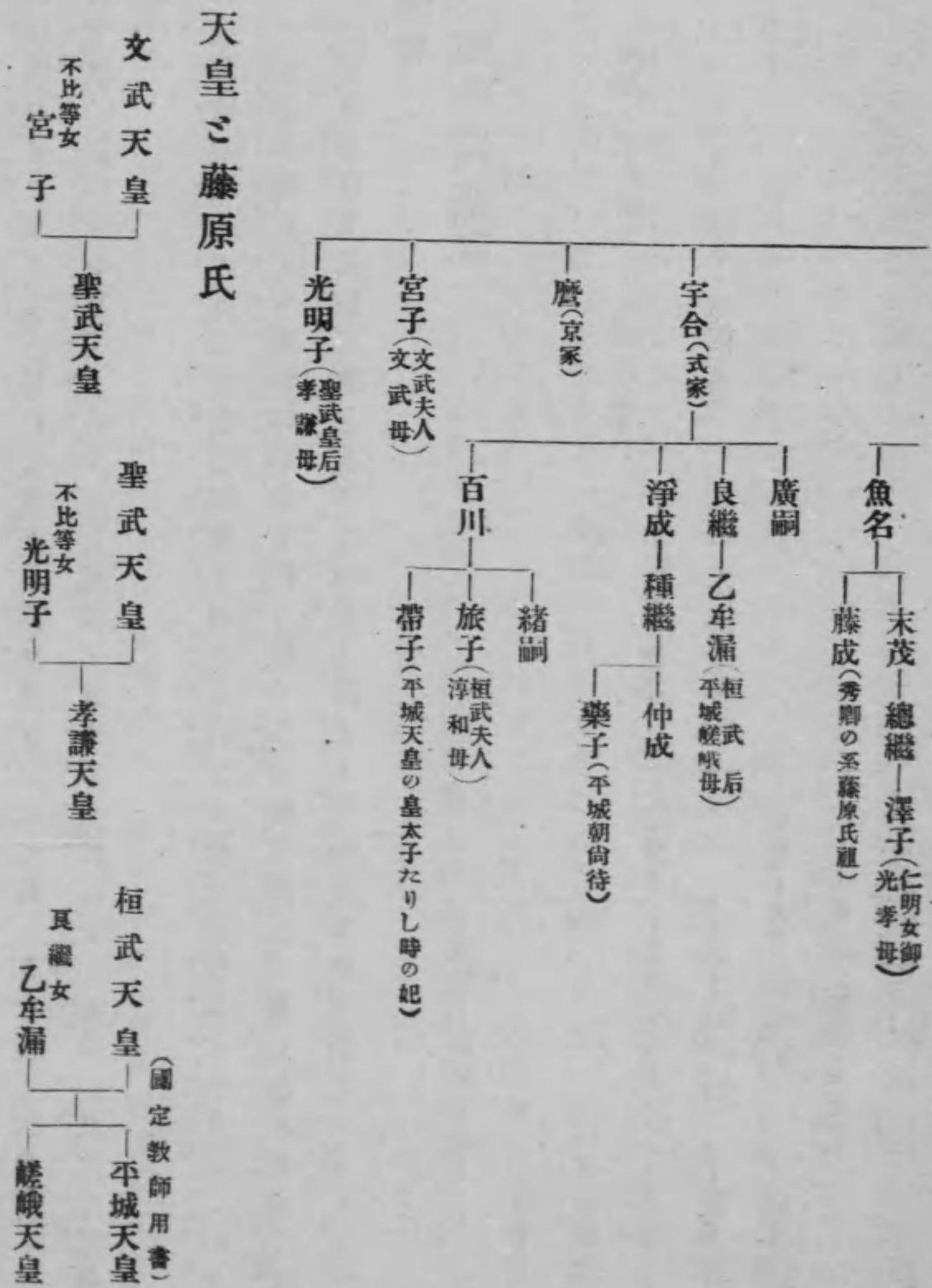
事は四月より起りて六月にわたり萬機壅滯すること甚しきを以て天皇遂に已むを得ず前の詔は朕が意にあらざるとし詔書を改めて基經に下し給ふに及んで基經漸く出づ

天皇濁世の事此の如しとして御嘆きありこれより漸く藤原氏を忌んでこれを抑へんとするの御志あり廣相は詔勅を伴り草するの罪に座して常に流に處せらるべかりしも菅原道真基經に書を送りて諫むる所ありしかば基經も窮追せずして已めり

備考

藤原氏系圖





陽成天皇の御病氣

狂疾にましまししこと餘り強く話さるるをよしとす時々御心が狂ふて宮中に  
て蛙を澤山集めさせて蛇に吞ませて喜び或は御殿の廊下に蠟のやうなものを  
塗らせて御殿へ出る人の滑りてころぶのを見て喜ばせらる其の人を樹に登ら  
せて下より射て樂み給ふと云ふが如きは語らざるをよしとす  
何れに致せ一度天皇陛下に定まりし方をおろし奉るが如きは臣下としてある  
まじきことなるを知らしめ置くべし良房基經の權内外を傾け天皇の擁立等皆

其の意に出づることなれば、若し、狂疾等の憂あらば、始めより、擁立せざるをよしとす。

天皇の位を退き給ひしは、僅に十七八の少年時代にして、後、尙八十近くも御生存ありたる事なれば、狂疾と云ふも、何れに致せ、輔弼の任にある攝政は、正に其罪に任せざるべからず。

基經は、此の御殿は、狭いから、外のみき方へと申して、年若き天皇をつれ出し奉りしと傳へらる、御病氣にて、致し方なしと申しても、おろし奉ると云ふは、濟まぬことなるを知らしめよ。

光孝天皇

基經、天皇を立てむとして、諸親王を歴訪するや、諸親王多くは、矯飾して、基經を見給ふ、然るに、天皇のみは、少しも、平生とかわることなく、基經に面せらる、基經、即ち推服し立て、天皇となすと云ふが如きは、省略に従ふをよしとす。  
其他、宇多天皇が曾て一度源姓を賜はりて、臣下となり給ひしこと、及び橘廣相の女が、宇多天皇の女御となりたる爲め、一層基經をして、廣相排斥の意を強めしこと等も、省略に従ふをよしとす。

第二十一章 菅原道眞

菅公は、我國に於て、特に文道の太祖として、祀られ、其北野の祠は、聖廟として、仰がれたるものなり。

國民教育に於ける菅公は、政治上に於ける菅公の外に、特に其性格等に於て、欽慕すべき點を明にする必要あるを以て、別に備考中に於て再説す。

菅原道眞の登庸

基經、幾何ならずして、病んで死し、予時平猶少なり、當に藤原氏の專恣を豫防し、給ふの好時機たり、天皇、菅原道眞の忠誠にして、學識高く、公正事に當るに足るべきを見て、擢んで、藏人頭となし、給ふ、藏人頭は、曾て嵯峨天皇の朝に、藤原冬嗣これに任せられて、より、名門常にこれに任せられ、此時まで、時平の當りし官職なり、未だ曾て儒者のこれに任せらるゝものあらず、道眞固辭せしも、天皇許し給はず。

已にして、時平權大納言より、大納言に進む、天皇又道眞を擧げて、其後を襲はしめて、權大納言となし、給ふ、已にして、時平右大臣に進み、道眞又大納言に進む、道眞固辭するも、許されず、道眞も亦身を擲つて、益天皇の爲に盡す所多し。

然れども時平以下源光等道真の榮達を嫉視するもの多きを以て道真の位置は政治上に於て極めて困難なる位置に立てり、己にして宇多天皇病多きを以て皇太子に位を譲らんとし給ふ、道真固く之を諫めて一たび止まり給ふと雖も再び又位を退かんとし給ふに及び、道真大事は再び擧らす事留まりて變生せんとして之を替し奉るに及び、遂に位を譲り給ふ、皇太子立ち給ふ、これを醍醐天皇とす、御年僅に十三才、

道真と時平との對立

天皇即位の明年、時平左大臣となり、道真右大臣に進む、道真又固辭するも天皇許し給はず、寵遇日に厚し、道真時に年五十六、學識徳望共に高く、其政に中る、裁決流るゝが如し、然れども政着實を尙び、紛更を喜ばず、時平時に年二十九、氣鋭く、時々道真と合はざる所あり、且素行修まらざるを以て、衆望益道真に歸す、時平益喜ばず、天皇即位の三年、宇多法皇、宇多天皇これより先剃髮し給ひて法皇となり給ふ、其左右大臣相並びて統一する所なきを見て、天皇と議りて密に道真を召し、天下の政治を専ら道真に決せしめて後奏すべきを諭し給ふ、道真深く考ふる所ありて固辭して受けず、且曰はく、臣を召されて事なからんには益世上の疑を

ひかんと、詩を賦して退く、又奏して其兼ぬる所の近衛大將を解かれんことを請ひしも亦許されず、

道真大宰權帥に貶せらる

時平及時平の黨は密に大政專決の旨道真に下りしを聞いて益嫉妬の情に堪はず、遂に天皇に奏して道真の密に廢立を圖らんとするの狀を告ぐ、天皇御年猶若きを以て(時に御年十六才)遂にこれに迷ひ、讒を信じて道真を太宰權の帥に貶し給ふ、時に延喜元年正月にして天皇の即位四年なり、

法皇時に仁和寺にあり、これを聞いて大に驚き、之を救解せんとして馳せて天皇の宮に至り給ひしも、時平の黨門を杜ちて入れ給はず、法皇門側の陣に待ち給ふこと日暮に及ぶも、遂に入ること能はずして悄然として寺に歸り給ふ、これより藤原氏又憚るものなく、法皇の素志空し、

道真配處にありて門を杜ちて出でず、遂に宮闕を望んで聖恩の忝きを拜し、詩文を以て自ら鬱を遣り居ること二年にして遂に配所に薨す、(延喜三年五月二十五日)天下これを悼まざるはなし、

道真貶謫後京師屢災害ありて時平菅根及時平の黨相次いで死し、皇太子(保明天王)も

亦薨じ給ふ、世人は皆以て道眞を流せし崇りとなす、天皇も後にこれを悔いて道眞を本官に復し、左遷に關する文書は集めてこれを焚かしめ給ふ、後天曆年中に至り、民間祀を北野に立て、道眞を祀るものあり、朝廷も亦これを尊崇して、二十二社の内に列し、一條天皇の朝には大政大臣正一位を贈り、尋いて一條天皇親ら北野に行幸ありて、これに詣で給ふ、これより歴代の奉祀絶えず、國郡も亦徳を慕ひ社を立てて祀り、以て文道の祖神となす、

教授上の注意

- 一、時平の讒口の悪むべく、卑劣極まれることを知らしめよ、
- 二、道眞の人格の敬慕すべきを知らしめよ、
- 三、仁慈の心深き天皇陛下も未だ十六歳の幼少なる時なれば、遂に讒を信じ給へるに至りしこと、誠におしむべきことを知らしめよ、
- 四、道眞の貶謫より藤原氏又憚るものなく、政治は悉く一門より出づること、なり専恣を極むるに至りしことを知らしめ、藤原氏を抑ふべき好時機を逸したる爲め、後來手に乘らぬようになりしこと、皇室の爲めに誠惜むべきことを知らしめよ、

五、道眞の忠誠、一點の君を怨み奉ることなく、配所にありて猶恩賜の御衣を拜し給ふことに同情の涙をそゝがしめよ、

六、然れども、讒口は一時を欺くべくして、百世を欺くべからず、時平の名は誰れしも悪まざるものなく、其子孫も運悪く榮はず、(藤原氏の榮ゆるものは時平の弟より分れし家)

之に反して、道眞の如きは至る所神とし、祭られ、兒童に至る迄、天滿天神の尊敬すべきを知らざるものなし、此意を以て充分に正義忠誠の最後の勝利者なることを知らしめよ、

教具 備考

菅原道真肖像、道真恩賜の御衣を拜するの圖、

菅公

世人が尊敬措かざる菅公は教科書を離れて更に一般教育上の立脚地よりして研究し置く必要あり、  
即ち吾人の菅公に景慕し模範とすべきは何ぞの問題、これなり、  
菅公の幼時は教訓に値ひす、

菅公の家は儒家なり、其家庭の教養も見るべきものありき、公の父は善は、當時有数の學者として、都良香と名を等ふし官、參議に至れり、學識ありて性質穩かに、佛を信ずる事厚し、母は大伴氏賢にして慧なり、公元服の時、いたく喜びて、咏み給へる歌に、

久方の月の桂ををるばかり家の風をも吹かせてしがな、

生ひ先きこもれる公の門出を壽かれし、母君の心の中や、如何ばかりなりし、此母あり此父あり、公は圓滿なる家庭の中に人と成りぬ、公天生の穎異は此間にありて、立派なる發達を遂げぬ、

實にや、公の前半生は、望み洋々たる春の海に、快船の順風を得たるが如きものありき、十八歳にして、文章生となり、文章得業生となり、秀才に擧げられ、兵部民部式部の輔を拜し三十二歳にして、文章博士に進むに至る、

月耀如晴雪、梅花似照星、可憐金鏡轉、庭上玉房馨、

とは是れ公十一歳の作なり、儒者島田忠臣門下の第一として、公の名は幼より廣まり當時の人をして、菅原氏子ありと稱せしめぬ、

公十四五歳の時作れる、臘月獨興の詩、殘菊の詩の、今に傳はれるものを見るに、如何にしても幼年の作と思はれざるほどなり、公の神童たりしは、何れの方面より見るも、少

しも疑ひを容れず、

母大伴氏の前途に大なる希望を囑して、家の風をも吹かせかしと祝はれたる、あながち、虚儀のみにもあらず、

かゝる幼時の生ひ立よく、成績よく、父母を樂ましめ、師をして、親愛措く能はざらしめしは、抑も、一の教訓を値ひせざるか、

當時の傳説は、又公幼年の一佳話を傳ふ、

貞觀二年の春、都良香の宅に弓の會あり、良香、公の學才に長ずるも、未だ武技の技倆を見ざるを以て、強て、公をして射せしめぬ、公、ツト庭におり立ちて、一發其的に射當てらる、良香、其非凡なるに驚き、急ぎ飛び下りて、みづから、公の手を引き來て、さてあまたの引出物などまゐらせぬと、

公は、神童として、學藝に秀で、父母に愛せられ、師に賞賛せられ、又朋友にも尊敬せられ、給ひしなり、

公に於て最も模範とすべきものは、

公の精忠至誠、君に奉じ、國に盡し、順境にあるも、逆境にあるも、君を思ふの情厚きにあ

去年今夜侍<sup>二</sup>清涼<sup>一</sup>、秋思詩篇獨斷腸、恩賜御衣今在此、捧持日々拜<sup>二</sup>餘香<sup>一</sup>、  
誰れか此詩を讀みて、公の誠忠を感せざるものあらむ、公の誠忠を感ずると同時に、又  
公の志を悲しまざるものあらむ、庭の露深く、月影さみしき夕まぐれ、遙に都の空を望  
みて、清涼殿の夜の月、天顔に咫尺し奉られしを思ひ給ひて、堪ゆべからざる、讒誣に遇  
ひしを、少しも知られざるもの、如く眷々たる微忠、つかの間も、君恩の忝きを忘れさ  
せ給はざるは、誠に、國家大臣の節あり、艱難流離の際も、柱石の臣たる面目を辱められ  
ざるものと云ふべし、公の至誠は、豈一の教訓を値せずや、

月光如鏡無<sup>レ</sup>明<sup>レ</sup>罪、風氣如刀不<sup>レ</sup>斷<sup>レ</sup>愁、隨見隨聞皆慘慄、此秋獨作<sup>二</sup>我身秋<sup>一</sup>、

何ぞ詩人惻怛の情、楚々として人を動かすの甚しき、頭を擧ぐれば、故郷浮雲遠し、公の  
夫人、兒女、今如何に、心盡しの有明の空、都に残され給ふ夫人は如何に、兒女は如何に、見  
るにつけ、聞くにつけ、忍び出で給ふ事は多かるも、如何でか、君恩の重きにかへさせ給  
はむ、捧持して日々餘香を拜し給ふ、公の精忠は、豈一の教訓を値せずや、

公に於て慕ふべきは、誠に、其一世の徳望を負へるにあり、  
其朝にありて、時平と並び立ち給ふや、政務に練達せられ、事々上皇の旨にかのふ、時平  
の年少氣鋭、素行修まらざると對比して、世の人望もおのづから公に歸せざるを得ざ

りき、上皇はひきて萬事皆道真に專決せしめむと欲し給ふに至る、昌泰三年法皇天皇  
と謀り二大臣並び立ちて事を決するに不便なるを以て道真を擧げて太政大臣とな  
し萬機公に決せしめむとし給ふ、公固辭して退く、  
大鏡の記者は、又太政官内の史なる下役迄も、公に同情を寄せて、時平を笑はせ、公をし  
て、心のまゝに、事をなすを得せしめし事を語る、

この左大臣、(時平公)物のおかしさぞ、ねれむせ給はざりける、笑ひたゞせ給ひぬれば  
すこぶる事も亂れけるが、北野(菅公)の世をまつりて、たせ給ふ間、非道なる事仰せられけれ  
ば、さすがにやむことなくて、切にし給ふことをば、いかゞは、とおぼして、この大臣のし給ふ  
ことなれば、不便なり、と歎き給ひけるを、なにがしの史が、ことにも侍らす、おのれが、かまへ  
て、かの御事を留め侍らむ、と申しければ、いとあるまじきこと、いかにしてか、は、なごの給は  
させけるを、只御覽せよ、とて、座に着きて、事きびしく、定めゆしり給ふに、この史、ふむばさ  
みに文、はさみて、いらなくふるまひて、この大臣に奉るさて、いと高やかにならして侍りけ  
るに、大臣文も、ねさらずして、わなゝきて、やがて、笑ひて、今日はずちなし、右の大臣にまかせ  
申す、ただにいひやり給はざりければ、それにこそ、菅原のおさどの心のままにまつりち  
給ひけれ、(大鏡)

公の貶謫に遇ふや、

勅使藤原真興、衛士を帥ひ、公を警固して攝津に至り、別れに及び、馬を下り、涙を揮つて

去る、公の精忠至誠にして、世の徳望を負へる、豈一の教訓を値ひせずや、  
公の筑紫に薨する、京師災害相つぎ、時平の黨與相つぎて死し、時平の統終に絶ゆるに  
至り、藤原氏が其崇を恐れて終に奏して正一位大政大臣を贈るに至る、此れ豈天定ま  
つて人に勝つものにあらずや、

この時平の大臣のむすめの女御もうせ給ひぬ、御孫の東宮も、一男八條の大將保忠痛も、う  
せ給ひにき……たゞ、この君たちの御中には、大納言源昇脚の御女の腹の顯忠おこさの  
ぞ、右大臣までなり給へる、その位にて六年おはせしかど、少しおぼす所やありけむ出で、  
ありき給ふにも、家のうちにてても大臣の作法をふるまひ給はず、御ありきのをりば、おぼろ  
けにて、御さきまいらず、まれくも、ほのかにぞまかりし、御つがひたまはず、僅に敷すくな  
にてぞさぶらひし、……これより外の君たち、皆三十餘、四十にすぎ給はず、その故はたゞ事  
にはあらず、この北野の御歌きになむあるべき、……かくあさましき悪事を申し行ひ給へ  
りし罪によりこの大臣の御末はおはせぬなり、(大鏡)

時平の統絶ゆるに至りしは、果して悪事の應報によるや否や知らず、兎にも角にも、當  
時の世評の時平に與せず、其行爲を惡み而して、公の徳望は、世を逐ふて、益々盛になり  
しを見る、

京師の人祀を北野に創めて之を祭るに至りしも、當時迷信の結果によると雖ども、抑  
も又、公の徳世人に忘れざるものありしによらずんばあらず、凡そ迷信に基く祭祀

は、一時を僥倖すべくして、能く千載にわたるもの少し、公は死後、名益々現れ、文道の  
祖として、兒童走卒に至る迄、天神様の尊崇すべきを知らざるものなし、是れ豈一大教  
訓を値ひせずや、

若し夫れ、宇多法皇の御信任に至りては、水魚も唯ならず、其位を譲らむとし給ふや、單  
に公と謀り、其位を譲るや、寛平遺誠を作りて幼帝に諭すに、其の碩儒高德、公の特に尊  
重すべきを以てし給ふ、法皇の公に於ける、豈唯に信任の此の如く厚きのみならず、や  
君臣の間、一種の情、暖然として離るべからざるものあり、

公、五十歳の賀辰に遇ふや、白衣の老人あり、公の門を叩き、沙金と賀章を置き、飄然去つ  
て行く所を知らず、賀章中に云へる事あり、「數々淳教の風を記し、恣昧の過ちを改む  
る事多し、……深く彼の義に感ず、罷めむと欲して罷むること能はず」と、蓋し宇多法  
皇の密かに使ひせしめ給ふ所なりと云ふ、

公の慕ふべきは、誠に其徳望の一世を蔽ふに、あるなり、其徳望のひきて、後世に及ぶに  
あるなり、  
其時代に付きて學ぶべき事ありや、  
公は外戚専横を極め、門閥を尙び、人才を容れざる時代に於て、出づ、



承和の變恒貞親王廢せられ給ひ大伴氏橘氏の名族除かれ次いで皇長子惟喬親王の如きも藤原氏の由にあらずとて立ち給ふを得ざるあり皇親にして天皇より分れて未だ幾何も經ざる源平二氏の如きも其下風に立たざるを得ず此世をば我が世となして政權と榮華を一門に集め天皇にして且涙に咽びて攝政の恩を忘るゝなかれと皇太子に遺命せしめ阿衡の勅も之れが爲めに變するに至りぬ之れに媚附するもの其門を圍み滿庭の諸卿一に其鼻息を伺ふて之れが進退をなす公は實に此の如き時代に當りて出で而して門閥に誇りて偏嫉なる時平と相並びて立てり事を企てむか讒人周圍をめぐつて立てり功名を争ひ位置を争ふもの豈獨り時平と源光とのみならむや公は誠に天下に對して徳望を負べれどかゝる輩よりは本より目の上の瘤たるを免るゝ能はざりき

公の位置は誠に困難なる位置なりき公の政事上に於ける事業の赫々たるものなきを以て直に斥して政事家の器にあらずとするは抑も誤れり公は書を奉りて位を辭し給ふ事再三に及びり公の明智哲哲人身を保するの道を知らざらむや再三の優渥なる聖旨に依り終に身を以て國に許すに至りぬ公の忠誠の情に厚き國民をして永く忘るゝこと能はざらしむるもの實に此所にあるを知らずや

莊園の弊國司の貪婪地方豪族の專恣僧侶の濫惡風俗の浮華公の明を以て豈之を知らざるの理あらむや而して内治に於ける公の手腕を見る事能はざりしは誠にかゝる事情の存するによるなり余は公の邊隅に謫死して又還らず志遂に伸びざりしを悲む

藤原氏は正に一時を僥倖せり然れども熟考せよかゝる門閥政治は果して何時迄も繼續する事を得べきかを

人才上に枯れて政權下移するの端を開きしは實に藤原氏の盛時にありし事を近くは天慶の亂の如きも已に其一端を示しつゝあるにあらずや

此れ豈時代上より特に注目すべき所にしてかゝる時代は又一の教訓に値ひせずや公の詩歌の教訓に資すべきものとしては

人口に膾炙するもの少からざるが中に

東風吹かばにはひ起こせよ梅の花あるじなしとて春な忘れそ  
主人西筑紫に去る唯梅花の舊邸を守るあり一去歸る何れの日にあるを知らず願みて纏綿たる情緒を一枝に寄す詩人優美の情三誦するに堪わたるものあり  
この歌もよけれど更に公の心事の明々白々にして俯仰天地に恥ぢざるを咏せる

海ならずたゝねる水の底までも清き心は月ぞ照さむ、  
宵の間は都の空にあこがれむ心つくしの有明の空、  
心だに誠の道にかなひなば祈らすとても神や守らむ、  
の遙に勝りて面白きにあらずや、

流れ行く吾は水屑となるとても君しがらみとなりてとやめよ、

これ當時公の讒を被られし時法皇に哀訴せられたる歌と傳ふるもの然れども歌意  
淺く言葉露なる所ありて拙なるを免がれず恐らくは公の作にあらざるべしとは已  
に先輩も論ずるあるにあらずやよし公の作とするも讒に遇ふて法王に泣きつく、恰  
も藤原信頼の平治の亂に敗れ後白河法皇にすがすが如きありて女々しき所あるを  
免がれず苟も國家の大臣たるものゝ所置として稚氣を帯びて餘り感心すべき事と  
も見えず從て教訓上少しの價値もなきなり、

去年今夜の詩辭句のむつかしき割によく生徒の暗誦する所となるも尋常五六年の  
兒童に於ては容易に其意を了し得べきにあらず餘程巧みなる説明をなすにあらざ  
れば到底無効に終らむのみ余は誠に、  
海ならずたゝねる水の底までもの咏を推薦せむとするものなり、

### 第二十二章 朝政の紊亂と武士の興起

平安城裡春暖にして櫻花風に亂れ歌聲地に湧く九重の雲の上みやびつくせる  
公卿殿上人等は花に歌ひ月に吟じ戀に泣くを知れども何ぞ又地方人民の疾苦  
に泣くものあるを知らん承平天慶の亂は幸にして皇國の基の固きがため戦塵  
の覺裳羽衣の曲を驚破せるが如きものなかりしと雖も是れ又大に朝臣の覺醒  
を促がすに値すべきものとす、  
然れども舉朝の公卿は眠り遂に醒めず形勢は一轉して武士の興起となり再轉  
して武家一統の世となるに至つて始めて昔遊を悔ゆるも嗚呼又已に遅し、

### 朝政の紊亂

藤原氏權の頃には政權は殆ど藤原氏中の又小數のものに歸して他の競望を許さ  
ざるに至りしかば朝臣は多く榮華に耽りて詩歌管絃の遊びに餘念なく花朝月夕唯  
雅遊を事とするのみなれば世の中は極めて太平無事なるが如くなりき、  
されど是は表面の事にして在朝の人々は公務を怠りて私利を營むもの多く權勢あ  
る者は莊園と稱して多くの土地を有し租税をも納めず國司の干渉をも許さず天下

の富を私して以て其の榮華に誇れり、  
 されば奢侈の風益増長して工藝美術等は著しく進むも人心次第に腐敗して風紀益  
 亂れ他日地方騷亂の基は此に萌せり、  
 醍醐村上の二天皇最も心を政治に留めさせられ世は延喜天曆の治を稱するも是は  
 唯京師に於ける文章の燦然たるを贊美するに過ぎざりき、  
 二天皇共に仁慈の情に厚く或は寒夜に御衣を脱して民間疾苦の状を察し給ひ或は  
 租税を免し或は窮民を賑恤し給ふの舉あれども社會の狀勢此の如く輔弼の臣に其  
 人なかりしを以て其仁慈も廣く一般人民に光被するに足らざりき、

地方官の微弱と武士の起り

莊園益増加するに従つて國司の勢力の及ぶ所次第に少く國庫の收入は益減じ朝威  
 隨て衰へ加ふるに地方の豪族は各土地を所有し或は權貴の手足として莊園を管し  
 て益勢を振ふに至りしかば地方官の勢力は益減少するに至れり而して班田收授の  
 制はいつしか亂れて流浪の民は年と共に益多く盜賊所々に起れり、  
 而して中央の武官も共に勢力微弱にして之を鎮撫する能はざりしかば地方の豪族  
 は益武を講じて多く家の子郎等を養ひ自全の計をなすに至れりこれを地方武士の

起りとす、  
 而して武士の勢力盛なるに従ひ朝臣も之を援いて己の爪牙とし政府も亦之に依頼  
 して世の靜謐を圖るに至り益武門をして發達せしめ遂に政權武門に歸する端を開  
 けり、

源氏藤原氏

武士中に於て最も著はれたるものを源平二氏とす又藤原氏より出て、武士となり  
 て名を著はしたるもあり藤原秀郷の如きも其人なり、

平氏

平氏は桓武天皇の曾孫高望に出づ高望曾て上總介たりしを以て東國には其一族に  
 て地方に土着せしもの多く其族次第に蔓延せり、

平將門の舉兵

平將門は高望の孫にして父は鎮守府將軍たり下總豊田相馬二郡の地を領して地方  
 の豪族たり、

少壯にして京に出で、身を立てんとし藤原氏に仕へて檢非違使たらんことを求め  
 しも許されざりしかば怒りて國に還れり已にして伯父良兼と父の遺田を争ふて互

に相争闘し又常陸大椽平國香を攻めてこれを殺し、關東に暴威を振ふに至りしかば一たびは京師に召喚せられしも、辨疏して還り、次いで朝官の來りて事實を正すや、將門又これを辨疏して、己れ國家に効あるもの、如くに粧ふ、

而して地方の事情に暗き朝廷は、一時將門を賞せんとするの議あるに至れり、實に將門の亂は詩歌管絃に耽れる公卿と、地方の事情に暗き朝廷とがこれを放棄して、禍亂をして益大ならしめたるものなり、

將門公然反旗を翻す

此の如く將門の武威漸く遠近に振ふや、不逞の徒來り投ずるもの少からず、時に常陸鹿島神社の社領を管理するものに藤原玄明と云ふものあり、勢を恃んで租税を收めず、屢國司を支く、國司(介)維畿怒りて遂に之を逮捕せんとするや、玄明妻子を携へ走つて將門に依る、將門乃ち間に入りて玄明を許さしめんとす、維畿聽かず、將門即ち兵を率ゐて常陸に入り、維畿の兵を出して拒くを破り、進んで常陸國府を焼き、維畿を擒にして去る、

時に武藏の權守に興世王あり、凶險にして亂を好み、將門と好し、此に於て將門に云て曰く、己に國府を焼き、國司を擒にす、公の罪輕からず、一州を取るも誅せられ、八州を取

るも誅せらる、誅は一のみ同じくば、八州を取りて形勢を伺ふも亦可ならずや、將門喜び兵を出して、四近を侵略す、關東の國司逃れ還りて變を告ぐるもの多し、是に於て朝廷始めて大に驚く、

將門自ら新皇と稱す

已にして八幡大菩薩の使と稱するものあり、朕が位を將門に傳へんとすとの託宣ありと云ふ、將門喜んで使者を饗し、終に自ら新皇と稱し、僞宮を下總(猿島郡石井郷)に作る、弟將平諫むれども聽かず、

將門と純友、殆ど同時に起る

此頃純友又海賊を集めて兵を伊豫に起し、瀬戸内海を横行す、此に於て公卿等大に驚き、流言紛々相傳へて曰く、將門純友と友と善し、二人曾て叡山に登りて皇居を俯瞰し、互に擧兵を約せりと曰く、將門云ふ、我は桓武天皇の裔にして、卿は藤原氏の裔なり、我天皇たらば卿は關白となれど、流言の實否は知るべからずと雖も、二人相約するの事は當時の風聞のみにて確實なる史料には見えず、東西殆ど同時に兵を擧げたるは、優柔にして文雅を事とせる公卿等を驚殺せしめたるは、事實なり、即ち神佛に敵の降伏を祈り先づ東國に力を注ぎ、純友には從五位を授けて、其鋒をゆるめしめんとせし

も純友聽かず、東西の禍亂は益大を加ふるのみ、

秀郷貞盛將門を殺す

これより先國香の子貞盛父の仇を復せんとして將門と戦ひ、敗れて逃れ隠れたりしも、密に同志の士を糾合して時の至るを待てり、下野の押領使藤原秀郷も亦一たび將門に歸せんせししも、其輕噪共に語るに足らざるを見て、還りて又其隙を窺へり、將門棹に乗じて益兵を派して近國に侵入するや、貞盛秀郷相謀りて其虚を衝く、時に將門の兵數百に満たず、將門此を見て自ら叱咤して進出せしも、遂に秀郷のために射られて死す、

征東將軍途より還る

朝廷は藤原忠文を征東將軍に拜して將門を追討せしも、忠文駿河に至りて將門誅に就くの報に接し兵を還す、此役貞盛秀郷皆地方の豪族にして、豪族の兵を以て豪族の亂を鎮定したるのみなるを以て、朝威は更に地方に重きを加へず、豪族の勢力は益盛になりゆくのみ、

藤原純友

純友の父は曾て筑前守大宰少貳たりしことあり、山陽南海の海賊起りて、掠奪を恣に

するに至り、朝廷純友を伊豫椽として、之を追捕せしむ、純友任滿ちて歸らず、海賊を手下とし、日振島に據り、伊豫讃岐を犯し、安藝周防に出歿し時に、播磨に兵を出し、將門起ると聞き、兵士をして、毎夜京師に放火せしめて、之を騒がす、此において、朝廷大に驚く、始め將門の反する、朝廷東方僻遠の地となし、敢て意に介せざりしが、今や火災が近く、聲穀の下に起るを見始めて、狼狽しかけたるなり、其榮華に耽り、優長を極むるを見るべし、而して、東西兵一時に起りしを以て、先づ純友に餌して、亂を止めしめむとし、五位下に叙せんとしたるなり、其迂なる此の如し、征討使等西に向ふもの難波より舟師にて進まむとするも、舟の集むべきもの少く、急に船を造らしめ、盗人見て、繩ないつ、西に向ふ、

純友之を聞き、舟千五百艘を以て之を逆へんとす、未だ至らざるに、讃岐介藤原興風等兵を募りて、純友を討つ、純友大敗して、逃れて、博多に至り、太宰府を抄奪し、勢又振ふ、征討使等博多に進み來り、純友の軍と博多沖に戦ふ、純友の舟師多くは、焼かれ、或は覆沒せられ、賊逃れ散す、純友僅に身を以て逃れ、伊豫に歸りしが、捕へられて斬られ、亂平く

刀伊の入寇

刀伊は女眞の一部なり、始め渤海に屬せしが、渤海亡びて、契丹に附く、俗慄悍にして、屢

々高麗の邊境を犯し、後一條天皇の寛仁三年には船五十艘に乘じて我對馬に來り、人民を掠略す、次いで壹岐を襲ひ、守護(藤原理忠)を殺し、人民を殺戮し、進んで筑前に至り、民家を火し、財物を掠め、老弱幼兒を斬殺す、男女擄へらるゝもの四五百人に及ぶ、  
隆家刀伊賊を退く

時に藤原隆家京に志を得ず、出て太宰權帥たり、身弓馬の家に生れずと雖も京師に奏し、急に戦備を修めてこれを待つ、賊博多灣に入り、進んで博多に上陸す、我軍奮闘してこれを退く、賊退いて能古島に據る、隆家少貳平致行大藏種材等をして之を攘はしむ、賊轉じて松浦郡を犯す、松浦黨の祖肥前介源知討つて之を走らす、大藏種材時に年七十、府兵を勵まし奮つてこれを追撃せしも、賊遂に外洋に向つて去り又來らず、此役賊兵凡そ二千餘人、其戰に臨むや、各楯を持し、前陣は鋒を持し、次は太刀を提げ、弓箭を帶するもの、其後に從ふ、射力甚だ強く、楯を貫きて後人に及ぶ、我兵戰死せしもの三百十六人、人民の生擒せられしもの千二百八十人、(中八百人は後に還れり)牛馬の掠奪百九十九頭、

論功賞與

亂平くや、隆家將士の軍功を録上して賞せられんことを請ふ、大納言公任、藤原行成等

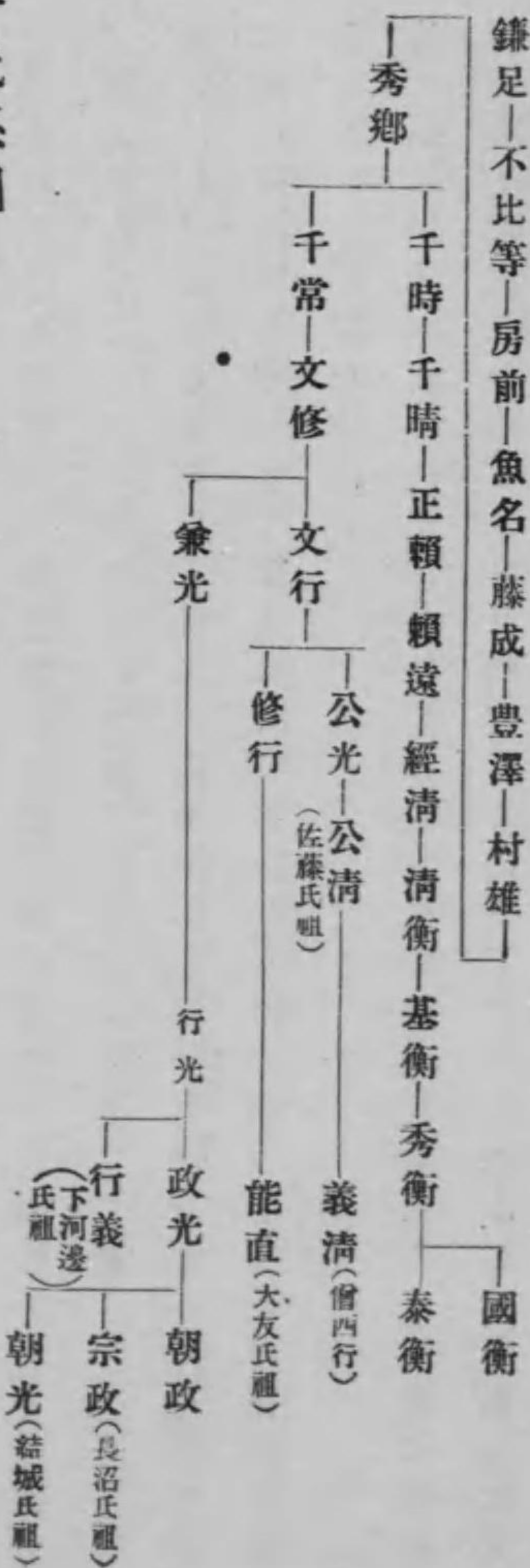
曰く、隆家夷賊を攘へり、雖も勅未だ達せざるに事平げり、賞するに及ばずと、藤原實資等争つて曰く、假令勅を待たずと雖も有功者は賞せざるべからずと、然れども遂に隆家には與へず、唯將士の騷擾せんことを恐れて將卒のみを賞せり、中央公卿の地方の實際に迂なる常に此の如し、隆家の子孫は九州に土着し、菊池氏となる、

備考

公卿殊に武事を賤む

公卿は已に雲上の人と化したれば政務の如きも下僚のなすものとして省みず、三善、清原、大江、小槻等、明法算道等の局務の家に委せり、武事に至つては殊に賤みて、蠻人のなすことゝなせるものゝ如く、源平二氏に委して省みず、如何にしてかゝる重大なる兵馬の權を輕んじ、政務を輕んずるに至りしか、此等は種々の原因あるべしと雖も、當時の佛教及支那文學の影響も亦原因の重なる者なることは疑を容れず、曾て剛健尙武、中州の戡定に従ひし日本民族の精粹なるものの子孫は今や優柔不斷、唯文雅風流を事とせる月卿雲客と化し、了れり、文弱の弊此の如きに至る、恐るべき哉、

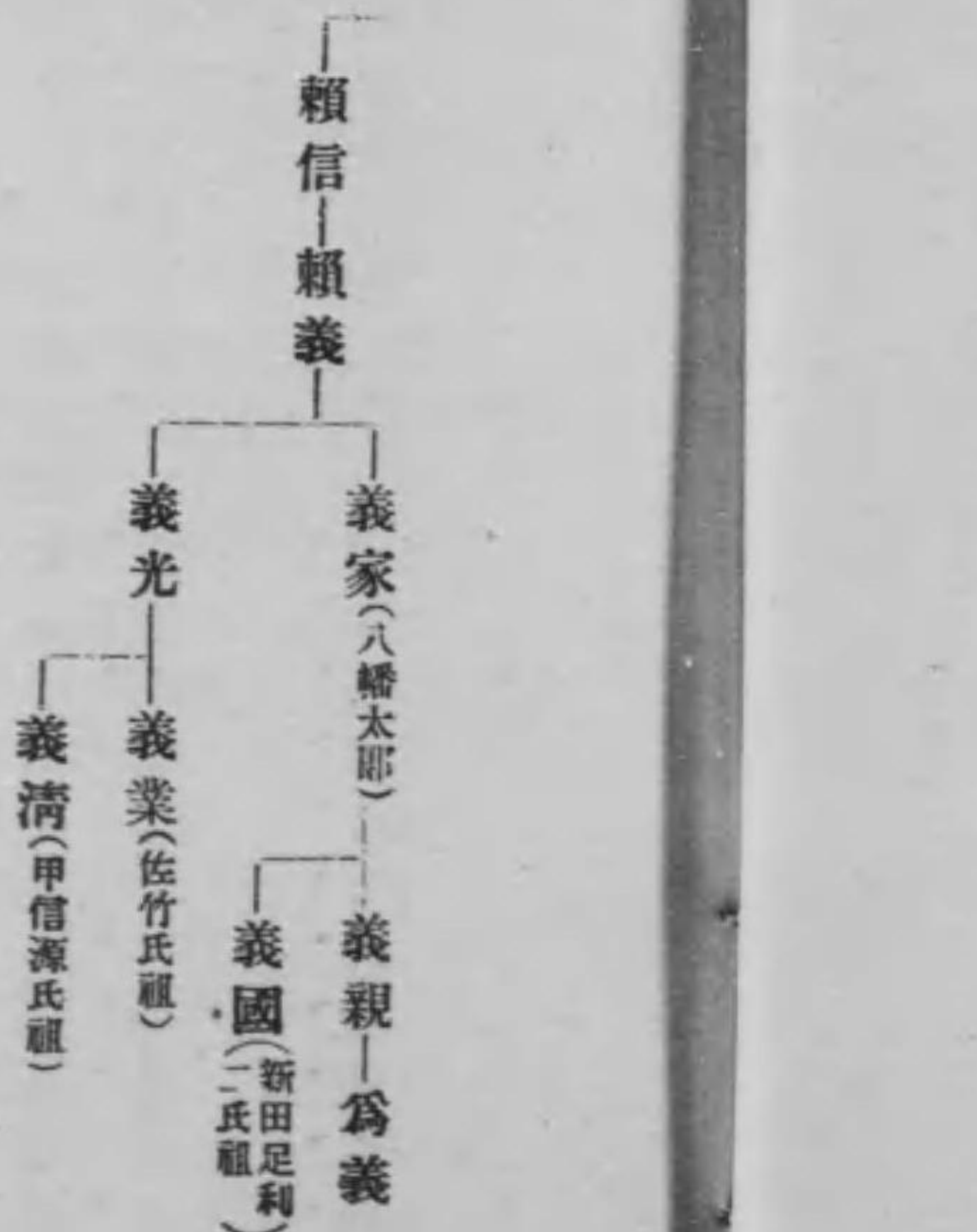
### 藤原秀郷系圖



### 平氏系圖



### 源氏系圖



### 藤原隆家

道隆の第二子にして伊周の弟なり、中納言に進み事に坐して出雲權守に貶せらる。道長廷臣を集めて宴飲す宴酣にして曰く、此の如きの席、隆家のあらざるは遺憾なりと、使を馳せてこれを招く、時に坐客皆衣を釋きて談笑せしも、隆家の至るを見て皆形を改む、道長隆家に衣を寬ふすべきを勸む、隆家諾して未だ釋かず、藤原公任後より其衣を釋く、隆家怒りて曰く、卿等に此の如くせらるゝ身にあらざると一座色を失ふ、道長曰く、今日はかやうのことなくてあらん、道長釋き奉らんとて自ら進んで紐を釋く、

隆家常に皇后定子の出なる敦康親王を立てんとするの志あり、一條天皇病篤きに及び臥内に候して命を待つ、天皇道長を憚りて決し給ふこと能はず、隆家これより益不平なり、遂に外任を請ふて太宰權帥となりて出づ、會刀伊の入寇あり、子

則隆太宰少監となり肥後菊池郡を領す、子孫因て菊池氏を稱す、  
教授上の注意

一、朝臣は詩歌管絃に日を送りて表面は極めて太平なるが如きも一面には識者の大に警戒を要すべき時なるを知らしむべし、遊樂に耽り安逸を貪り遂に朝政を紊亂せしめ遂に皇權をして衰微せしむるに至りたるは是れ皆當時の公卿殊に藤原氏の責任なるを知らしめざるべからず、

二世の中には表面裏面あること皮相を見る人は太平無事又憂ふべきものなしとして遊樂に耽る、何ぞ知らんも、歡樂の裏面には斷わす憂ふべく歎くべきもの、發生しつゝ成長しつゝあることを舉朝優柔文雅の朝臣のみにして一人の毅然として頽風の將に來らんとするを拒止せんとするものなく相率ひて下流に耽溺す痛むべきことならずとせんや、一國此の如し、一家亦此の如し、三、かゝる朝威の衰微は地方の豪族をして自全の計をなさしめ遂に弓馬を練り家の子弟黨を養ふの武士を生せしめ國司郡司よりも武士をして地方の最も有かなるものたらしむるに至れり、此を以て朝臣及朝廷に於ても何事か地方に事をなさんとするには深く此等

の武士に依頼せざるべからざるに至り、武士の勢力をして益重からしむるに至れり、

四、將門の亂は素より將門の横暴不敵なるによる、雖も地方政治の紊亂と朝臣等の地方の事情に暗きために禍亂をして益大ならしめたるものなれば當時の地方の状態を知らしむるに適當なる教材なり、單に檢非違使に任せられざるを怒りてと説くが如きは宜しからず、

五、純友の亂は流浪の民多くして盜賊所々に横行するを示すの好適例なり、  
六、平忠常の亂の如きも豪族跋扈の一適例たり、此以上は餘り深入りして説くに及ばず、地名人名等を多く並ぶることを省略して他に力を用ふるをよしとす、  
七、刀伊入寇の論功賞與の如きも朝臣の政治に迂濶なるを示すの好適例なり、

挿繪の説明

朝臣の遊樂管絃の圖

當時の貴族社會宴遊の状を見るべし、男子の服裝は直衣なり、貴人は束帶を正さず、直衣は平常家居の際に用ふ、其襟をくつろけて安座せる状に注意すべし、男子の一人は琵琶を彈じ、一人は笛を吹き、二人は柏子をとる、女子の一人は箏今の琴を彈じ、一人は前に鼓樂のものを置けり、羯鼓なるべし、



當時の家屋の建築室内は板間なれば座する所には特に畳を敷きたるなり、人々の前には角高杯あり折敷あり、盃あり折敷の中央にあるは著座なり、

舟中管絃の圖

背景なるは櫻花なるが如し、櫻花燦爛春風に咲き亂るゝの状を見よ、樂聲悠揚として花に掉し春日の暮れ易きを惜む大宮人の心事を想像せよ、管絃の船は大井河等に浮ぶることあり、あれどこれは貴族の邸園内の池中なるべし、當時貴族の園内には大邸池を穿ちて泉水を通し風致を盡すを常とせり、船は所謂龍頭船の船にして、中央にあるは大太鼓にて今日も猶舞樂に用ふる所のもの、これなり、吹けるは箏、樂人の被れるは鳥兜なり、漕げるは童子にして其服は細長なり、狩衣に似たるもの、此繪の趣向は榮華物語より取りたるもの、

第二十三章 藤原氏の擅權

藤原氏の位置已に高くして他族の敢て翹望すべからざるものとなり、皇族より出でたる諸氏も亦朝に肩を並ぶるを許さず、朝廷は藤原氏の朝廷となり、世は藤原氏の世となり、而して藤原氏の隆盛は道長に至りて頂點に達す、此世をば我世とぞ思ふの咏は決して誇稱にあらざるなり、

藤原氏は已に他族を排斥し同族中に事を起す

藤原氏が道眞を排して其威を示せしより、又藤原氏と並んで高位高官に上るものなく、朝廷は唯藤原氏の朝廷となり、ひとり皇族より出で、新に臣下に列せられし源高明源兼明(共に醍醐天皇の皇子)の左右大臣に上れるありしも、又藤原氏の爲に排除せられて高明は太宰権帥に貶せられ、兼明は陽に尊敬せられて親王となり、給ひ大臣を辭して中務卿を以て満足し給はざるべからざるに至れり、かくして藤原氏は悉く同族以外の諸氏を排除して、其地盤は益々強固となり、其位置は又争ふものなきに至りしかば、更に又同族中に争をひき起すに至れり、其攝政關白の位置を争はんが爲め、其女を宮中に入れんが爲め、其女の生み奉れる皇子を天位に即かせ奉らんが爲め、其外感となりて己れ一人政を專にせんが爲めには、兄弟叔姪と雖も互に相排斥して憚らず、時には爲に父子の間も不和を生ずるに至る、

藤原兼通と兼家

藤原兼通と兼家は兄弟なるも、互に攝關を争ひし結果は兄弟互に不和となり、邸は間に閑院一家を隔つるのみなるも、互に相往來せざるのみか、兄兼通の如きは己が關白たる地位を利用し、人の兼家の邸に出入するものあれば、其官位を貶しなごして常にこれを嫉視せしかば、人々恐れて兼家の邸に出入せず、其已むを得ざる所用あるもの

も、夜に入りて密に往くのみ、

兼通疾みて病重きに至るや、兼家思へらく、兄の餘命且夕に迫れり、兄死せば己れ關白たらんと、車を命じて朝參せんとして家を出づ、兼通の門を守れる者、兼家の車の來るを見て走り入りて告げて曰く、兼家公當に病氣見舞のため來らるべしと、兼通病床に臥せしもこれを聞きて喜んで曰く、流石は弟なりと、席を拂はしめて待つ、已にして車門を過ぎて入らず、直に内裏に向ふ、兼通聞いて怒り、又直に裝束をつけ車に駕して出づ、

兼家當に御前にありて奏する所ありしも、兼通の來れるを聞きて倉皇として退きて宮中に隠る、兼通顔色憔悴し辭色共に甚だ惡し、御前に至り奏して曰く、臣今日最後の除目を行ふべしと、兼通の官を貶し從弟頼忠を薦めて關白とし、後更に兼家を流に處せんとせしが、罪の指すべきなきを以て已む、

兼通幾何もなくして死し、頼忠の後兼家次いて關白となる、

道隆と道長の争

兼家死して長子道隆關白となる、二子道兼道隆と關白を争ひ、父の己れを薦めざりしを怒り、(花山天皇をおろし奉りしを以て己の功とす)父の喪にあるも感める色なく

客を會して酒を恣にす、已にして道隆死し兼家關白たりしも僅に數日にして死す、世に七日關白と云ふ、

道長は兼家の第三子なり、兄道兼の死するや、姪道隆の子伊周道長と關白を争ひしも克たず、道長關白たるに及び、怒りて皇太后東三條院(道長の姉にして道長を關白たらしめんことにつとめ給ひし皇太后)を呪詛し事顯はれて爲に太宰權帥に貶せらる、

道長の全盛

道長剛邁にして膽力あり、源頼光の如きも心服して將帥の器ありとなす、父兼家常に子弟を戒めて曰く、汝等の學藝に於ける藤原公任の如くなるべし、假令公任の如くなる能はずと雖も、せめて其影をだに踏むを得ば可なりと、道長時に最も年少なり、進んで曰く、假令其影を踏むこと能はずと雖も、其顔は踏むことを得べしと、伊周の關白を争ふや、道長曰く、伊周をして關白たらしめば、必天下を亂さんと、

伊周、隆家兄弟退けられてより、後は一門中に亦權を争ふものなく、其長女彰子は入りて一條天皇の中宮となり、二女研子は三條天皇の中宮、第三女威子は後一條天皇の中宮となり、相次ぎて三代の后を出すに至り、後一條後朱雀後冷泉の三天皇は皆其外孫に當らせ給ふ政に當ること三十年思ふてなき、いなるなく、なして意の如くならざるな

し。咏じて曰く。

この世をば我世とぞ思ふ望月の缺けたることもなしと思へば

道長專横の例

然れどもかゝる全盛の裏面には其專横驕恣あるを知らざるべからず始め一條天皇已に中宮定子あり定子は伊周の妹なり道長己れの長女を天皇に入れ奉らんとして伊周の妹の下に立つを擇ばず乃ち中宮定子を進めて皇后とし其長女を立て、中宮とし中宮皇后並び立ち給ふの例を開くに至れり。

已にして中宮彰子皇子(後の後一條天皇)を誕し給ふや立てて三條天皇の皇太子とし、早く天皇をして位を譲らしめんとす天皇素より道長の專恣を喜び給はず、

天皇東宮におはし、時より藤原濟時の女絨子を納れて妃とし寵幸甚だ厚し位に即き給ふて中宮となし給はんとするの志ありしも道長を憚りて先づ道長の二女研子を立て、中宮とし、次いで絨子を立て、皇后とし給ふ道長擇ばず、

皇后册立の日には公卿皆中宮に集まりて出でず使を遣はしてこれを召し給ふも至らず中には石をとりて使者に擲つものあり硬直なる小野宮實資權大納言之を聞きて曰く天に二日なし地に二王あるべからず實資豊權臣を畏れて朝命を忽にすべけ

んやと疾をかめて藤原隆家等數人と共に參朝して僅に立後の式を擧ぐることを得たり、

絨子已に立て皇后となり給ふと雖も勢力は全く中宮に歸し其皇后宮職を任命し給ひし時の如きも皆避けて就職するものなし道長天皇に諷して位を後一條天皇に傳へしめんとす天皇遂に皇長子敦明親王(皇后絨子の所生)を皇太子となすべきを約せしめて位を譲り給ふ、

後一條天皇立ち給ふて敦明親王皇太子となり給ふも公卿等素より道長の喜ばざる所なるを知るを以て東宮の官人に拜せらるゝも固辭して避くるもの多く其官に任せられしものも殆ど出仕するものなし門庭閑寂として草のみ生ひ茂れり、

尋いて(寛仁元年)三條上皇崩するに及び皇太子憂慮に堪はずして遂に位を辭し給ふや道長喜んで皇弟敦良親王(長女彰子の所生)の後朱雀天皇を立て、東宮とし前皇太子を尊んで小一條院と云ひ五女寛子を納れて妃とす此に於て昨日まで寂寥たりし宮は俄に公卿の出入頻繁を極むるに至り小一條院も又大に廢せられしを喜び給ふ、

道長法成寺を造る

藤原氏の一家は何れも熱心なる佛教信者にして、其攝關に上りしものは皆寺院を建立すること恒例となり來りしが、道長の法成寺を建立するや、東大寺に劣らしめざらんとし、公卿以下をして役を助けしめ、諸國に課して巨石大木を出さしむ。道長の子頼通の工事を監するに至るや、諸國に令して曰く、假令公事を緩ふすとも、此役を怠ることなかれど、又宮中にある巨石をとり來りて寺に納む。藤原氏世々皇室と一家の親をなし、公私を混合する此の如く甚しきものありき。寺成るに及んで壯麗なり、南都の七、大寺も父祖の十五大寺も皆これに及ばず、其結構の善美、人目を驚かす。僧侶等も其優遇せらるゝ、甚しきを以て喜び稱して聖德太子の再來となす。

道長上東門の第を造る

道長又上東門に己れが第宅を造り、其大木を運搬するや、道路の狹隘なる所は、民屋を毀つてこれを曳き入れ、或は行人を停めてこれを助けしむ。成るに及んで贈遺門に滿ち、絡繹として絶えず、京師の人相率ゐて上東門に至りてこれを見物するに至る。

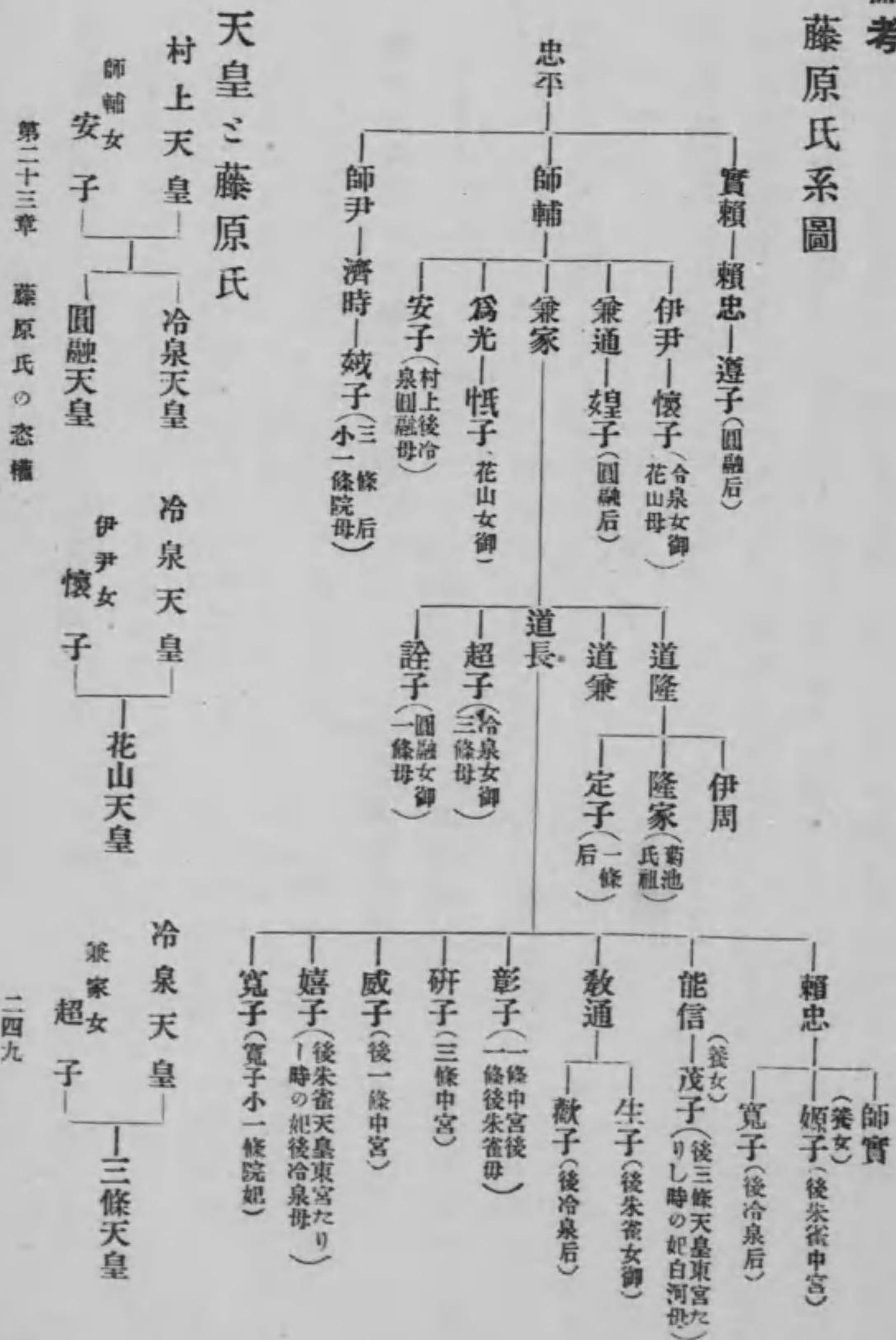
藤原氏の隆盛は道長に至つて其極に達す

道長富皇室に過ぎ最も榮華を極む。藤原氏の隆盛、道長に至つて頂點に達す。是より後は攝關の家は道長の一家に歸して、藤原氏中に於ても亦他家の企て及ぶべからざる。

ものとなりぬ。

備考

藤原氏系圖





二道長の如きは最も全盛を極め思ふて意の如くならざるなく成して達せられざるはなし。

而して其一生の事蹟を總括してこれを約せば唯榮耀榮華を極めたりと云ふに過ぎず其勢力の盛なる朝野を傾け世は當に道長一人の世なるが如き觀あり而して彼が後世に遺せし所は果して何事ぞ唯權を専らにして我儘を推し通せしと云ふだけなり子々孫々の爲めにとて天下の財を傾けて造り遺せし法成寺は道長死後幾何もなく焼亡し再び三たび造營を見しも南北朝の頃には礎のみとなりて唯阿彌陀堂を殘すのみ兼好法師をしてこれをもまた幾何かあらむ夕の嵐朝の霧唯時の間の烟となりなんど無常を語らしむる種となりしのみ。

道長の如き何事をなしても成らざるなき人に於て天下後世の爲にするなく唯一家の私門を營むと榮華を極めしと云ふのみなるは抑も亦道長の爲に惜むべきことならずとせんや、  
膽力ある彼の如く才幹ある彼の如く位置ある彼の如く富貴を極むる彼の如く思ふて成らざるなき彼の如くにして後世に遺せし所僅に法成寺の礎石と

我儘とのみなるは憫むべきことならずとせんや、

三後一條天皇立ち給ふや道長第三女威子を納れて中宮とす威子は天皇の母后彰子の妹にして天皇の叔母なり時に威子は年二十才にして天皇は御年十一才なり天皇は威子の匣奩を喜びて玩具となし給ふ道長の威權を維持せんがために行ふや此の如き甚しきものありき、(假令當時の習慣はありしと雖も其皇室に對する實に恐懼措く所を知らざるものあるべきに彼は意滿ち揚々として此世をば我世とぞ思ふの咏を吟せるなり此等は一面より云へば教訓の意味を含むものなれども小學校に於ては語らざるをよしとす、  
花山天皇を道兼が欺きて出家せしめたりし事蹟の如きも同しく亦省略する方宜しかるべし、

### 第二十四章 平安朝の文物

平安朝の文化は唐風を同化して國風に化したる文化なり空海最澄の天臺眞言は已に唐代の天臺眞言にとりて更にこれに善美を加へたるものなり然れども初期に於ける文化は猶唐風模倣を脱せざりしと雖も中期以後唐との交通絶

ゆゑ、國文學の興起とは益々總ての文化をして國風を帯はしむるに至れり、教材の内容を分拆して教授の眼目を指示すれば左の如し、

一、平安朝時代には漢文學國文學大いに盛なりしことを知らしむ、

(イ)以前は漢文盛なりしこと、漢文學の隆盛、

(ロ)奈良朝の頃より假名の使用始まり、國語をしるすこと次第に容易くなりしこと

(ハ)藤原氏權力を争ひ其女を宮中に納れんとし、競ふて才女を選びて侍女とせしかば、女流の間に文學發達せり、

(ニ)當時有名なりしは紫式部清少納言和泉式部なり、

(ホ)和歌も又盛に行はれ、在原業平紀貫之出づ、

(ヘ)和歌の勅選は貫之の選びし古今集を始めとし引きつゞきて行はれ、室町幕府時代の中頃までつゞけり、

(ト)勅選集は合せて二十一代集に及べり、

二、藤原氏擅政時代に繪畫彫刻等の美術も又大に進みしことを知らしむ、

(イ)繪畫の大家には醍醐天皇の御代に巨勢金岡あり、

(ロ)彫刻の大家には佛師定朝あり、

(ハ)定朝の子孫にも亦大家あり、鎌倉時代には運慶堪慶出づ、此等の内容の教授より收むべき利益左の如し、

一、智識を該博ならしむること、

二、文學繪畫彫刻の上に多少の趣味と多少の識見とを有せしむること、

三、此等文學美術の興隆は藤原氏の隆盛に伴つて起りしものなることを知らしめ、社會の進歩發達の一端を知らしむる幫助とすること、

四、従つて高尚なる品性の陶冶に資すること、

### 漢文學の隆盛

漢文學は平安朝初期より頗る盛なり、殊に嵯峨天皇は詩文を好ませられ、これを獎勵し給ひしかば、皇女有智子内親王の如きは十七才にして成人をも驚かすべき長篇の詩を賦せらるゝほどに至れり、されば文學に秀でたる人續々輩出して、僧空海、小野篁、都良香、三善清行、菅原道真等は其最も有名なるものなり、中に就いて道真最も大家たり、道真の詩は實に平安朝に於ける白眉たり、詩集に菅家文草、菅家後草あり、空海の文學に於けるは其佛教に於けるが如くならずと雖も亦道真に次いで大家たり、平安朝に於て優に其地歩を占む、

## 學校の隆盛

教育も亦盛にして大學國學共に此間を以て王朝時代の最隆盛時期とす。されば官立學校の外に貴族も各私立學校を立つるに至れり。

私立學校は和氣清麿の子廣世が弘文院を立てしを始めとして藤原氏は勸學院を立て、在原氏は獎學院を立て、橘氏は學館院を立て、恒貞親王は淳和院を立て、以上を五學院と云ふ。僧空海は儒佛を兼ね授くる綜藝種智院を立つるに至れり。

## 漢文學の衰運

宇多天皇の朝唐國大に亂るゝを以て道眞が奏して遣唐使を廢し、これより使節の往來永く絶わ、隨つて漢文學も和風を帯びて次第に衰運に傾くに至り、一方には國文學起りて隆盛を極むるに至れり。國文學の發達は漢文學の影響を受くること多し。

## 國文學は何時頃より盛なるに至りしか

奈良朝より平安朝初期にかけては、漢學の隆盛時代にして、歴史も公文(律令の解釋も格式も)も、皆漢文にして、手紙も日記も皆漢文にて記され、戸籍も届も總て皆漢文なり、漢文は非常に流行し、上は天皇陛下を始め、下は少しく文字あるものに至るまで、漢文にあらざれば文章にあらずと云ふ位に思はれたるほどなり。弘法大師は博學にし

て文章も多く書きたる人なれど、文は何れも皆漢文なり、(弘法大師全集)宇多天皇の日記の遺れるも皆漢文なり(宇多天皇御記)其他菅原道眞の書きしも皆漢文にして、當時の大學の試験も、官吏の登用試験(文章生進士對策等)も皆漢文なり、會々國文で書くことあるも、是は女の書くものとせられたり、紀貫之が、土佐日記のはしがきに、男もする日記と云ふものを女もして見んとてするなりと和文で日記を書きたるをわざと云ひわけをなせるによりても知るべし。

其他仁明清和陽成の間に現はれし竹取物語伊勢物語の如き和文のものもあり、此等は小説にてむしろ戯作的のものなるも、此等を平安朝初期以後に於ける國文發達の萌芽と見るを適當とす。

兎に角漢文萬能にして何から何まで、漢文で書き、國文は寧ろ例外の取扱ひを受けつゝあるが如きは、甚だ喜ばしからざることなりとす。

自國の事を、自國の文章に書する能はずして、外國の文字と文章とを假りて書くが如きは立派な國にてはなきことなり。

## 昔の國文の書き方

中には時に自國の言葉で書くことあるも、文字は皆支那文字を假れるを以て其不便



は少からず、此の如く自國の文字なきことは、又自國の文章が發達せざる原因なりとす。

例へば、今國わか浮脂の如くしてくらげなす漂へる時に葦芽のごと萌ねあがれるものによりて成りませる神の御名はうましあしかびひこちの神と云ふことを書かんとするも、

國稚如浮脂而久羅下那洲多陀用幣流之時如葦芽

因萌騰之物而成神名字麻斯阿斯訶備比古遲神(古事記)

不便は此の如く甚しかりしなり、

### 平假名片假名の發明

然るに奈良朝より平安朝初期にかけて、片假名平假名行はるゝに至つて、一般のものも非常に便利に感ずるに至り、此便利なる文字の流行は、やがて國文發達の基をなすに至れり、

### 國文の發達

醍醐天皇の朝に、紀貫之已に國文を以て、土佐日記に筆を染めて、國文のよく自由自在に日記を寫し得るを示し、又古今集の序文を國文に書して、從來の漢詩全盛に對して、

和歌の爲に大に氣焰を吐けり、其文章は華麗にして行文も又自在に土佐日記と相待つて國文史上に一新紀元を開く、

此頃より國文は和歌と共に次第に一般の注意をひき、道長の全盛時代に至つて非常に隆盛となり才學すぐれたる女子の輩出を見るに至れり、紫式部、清少納言、和泉式部、赤染右衛門、伊勢大輔等最も有名なり、

かく女流に文學のすぐれたるものを出したるは何故か

藤原氏が互に權勢を争ふや、互に其女を後宮に納れて皇子皇孫を降誕せんことを望み、皇子皇孫の降誕あらば早く皇位に即け奉りて、己れ外戚となりて權勢を振はんとせり、兼家が子道兼をして華山天皇を誂き奉りて出家させたるのも、道長が三條天皇に迫りて位を譲らせたるも、皆己の外孫たる皇子を天位に即け奉らむとしたるが大原因なり、かくの如く藤原氏權力の消長は先づ第一に己の女を皇后に納れて宮中に勢力を得ると否とにあるを以て、相競ふて才女を選んで侍女とすることに力めたり、此故に才學すぐれたる女子が多く、此侍女中より出づるに至りしも、怪しむに足らず、紫式部等は誰の侍女か

當時道隆道長の兄の女定子は一條天皇の皇后として、道長の女彰子(上東門院)は一條

天皇の中宮として両々相對立する形勢なるを以て、互に才女を擇びとることを競へりしかば、一時才媛は此兩宮の下より輩出せしも亦無理ならざることなり、即ち、定子の侍女に清少納言あり、彰子の侍女に紫式部ありて、共に才名高く、和泉式部伊勢大輔も又彰子の侍女として才名高かりしものなり、

當時國文の傑作

此等才媛の中にて、不朽の傑作をつくりて、名を後世に残したるは紫式部清少納言の二人なり、清少納言の枕草紙、紫式部の源氏物語は此時代の女流文學を最も能く代表したるものなり、

源氏物語とは如何なるものか

架空的小説にして、五十四篇之を源氏五十四帖と云ふより出來たる大作なり、正篇は情に富める光源氏の君を中心として、理想的婦人なる紫の上を配し、貴賤幾多の婦人を描き出し、續篇には光源氏の君の子薫の大將を主人公として、浮舟の君なる美人を争ふを叙す、文章は艶麗にして、能く當時の人情風俗を寫せり、遺憾なるは、當時、宮廷の風儀も亂れ男女間の關係も亂れたるを以て、當時の人情風俗を寫したる源氏物語中には、かゝる好色男子や女子が多く書き出されたることこれなり、

文學上より云へば、傑作なるも、教育上より云へば、未だ思想も確立せぬ青春の男女に紹介する必要はなし、唯文章巧みにして、五十四篇の大作で、照應あり、波瀾あり、唯總篇の構想秩序整然として亂れず、誠に立派な文學上の傑作であると説明し置けばよからむ、

枕の草紙とは如何なるものか

清少納言が隨筆にして見た事、聞いた事、思つた事話したことを、何彼れとなく書き記したるものなり、併し、鋭い批評眼を以て、多方面にわたつて書けり、文章は奇麗なれど女の文の中ではきつい所ありて、能く清少納言の性質を顯はせり、

例、凡そ人には一に思はれなば更に何かせん、唯いみじう憎まれ悪うせられてあらん、二三にては死ぬともあらじ、一にてをあらん、(枕草紙の一節)

備考

紫式部、紫の上のことを能く寫せるより紫式部と云へると云ひ或は天皇よりゆかりのものなりと仰せられしよりとることも云ふ、

清少納言、清原元輔の女、故に清少納言と云ふ、

和泉式部、和泉守橘道眞の妻、

伊勢大輔、祭主神祇伯大中臣輔親卿の女、

赤染右衛門、江記に赤染時用の女、時用右衛門尉たりと。

(以上中古歌人三十六人傳)

和歌は何時頃より盛なるに至りしか

和歌は萬葉以後一時衰へて、平安朝初期には、漢文漢詩の隆盛の爲に、一時壓せられたる感ありしも、文徳清和陽成の頃よりほつゝ盛なるに至れり、即國文に於て、竹取物語や伊勢物語が出でしと、殆ど同時代なり、此時代の歌を能く代表せるものを在原業平とす、業平は阿保親王の子、平城天皇より出で、殊に和歌に巧みなり、貫之其歌を評して曰く、意餘りありて言葉足らず言はゞ萎める花のにはひなくして残れるが如しと、有名な美男子にして、風儀の亂れた時に出でたるを以て、品行上よりは非難すべき點多し、其歌も殆ど總てが、男女の關係を歌つた戀歌なり、甚だ惜しむべし、天地の高大を歌ひ幽玄の思想を歌ふに至ては一も見る所なし、

業平の頃に、喜撰法師、僧正遍昭、小野小町、文屋康秀、大伴黒主あり、何れも歌人として有名なり、後世業平と併せて六歌仙と稱す、六人の歌仙の意なり、業平の後五十年許りに紀貫之出で、大に和歌を振へり、時の帝醍醐天皇も非常に和歌を好ませられ、貫之等に勅して萬葉以後に於ける有名なる名歌を選集せしめ給ふ、古今集は天皇より賜は

りし名なり、

古今集は如何なるものか

序文にもある如く、萬葉集が選ばれてより、凡そ百年にもなり、古の事をも歌をも知れる人、讀人多からず、依て絶わたるを繼ぎ廢れたるを興し、今の詞をもて後世に傳へんどの、天皇の御趣意に出でたるものにて、春夏秋冬、戀、賀、離、別、哀、傷等の部門を分ち、凡て二十卷、千百一首の歌を集めたり、

選者は、大内記紀友則、御書所預紀貫之、甲斐少目凡河内躬恒、右衛門府生壬生忠岑の四人

今其歌風の一二を知らしむる爲に、貫之の歌を紹介すれば、

春霞たなびきにけり久方の

貫之

月の桂も花や咲くらむ

人はいざ心も知らず故郷は

貫之

花ぞむかしの香ににほひける

春くれごさびしき宿はつれづれと

凡河内躬恒

庭白妙に花ぞちりける

秋風の關吹きこゆるたびごとに

聲うちそふる須磨の浦風

二六四  
壬生忠見

忠岑の有明のつれなく見へし別れより曉ばかり憂きものはなし等の名歌等多くあれども戀歌の如きは紹介せざるをよしとす、

二十一代集

古今集に次いで、新勅選集、後選集、拾遺集等相次いで選ばる。新勅選は貫之一人の選で、後選集は村上天皇の朝源順以下梨壺に伺候する歌人に命じて選ばしめられしもの。拾遺集は、花山法皇の選と云ひ、或は藤原公任の選と云ふ。此古今、後選、拾遺の三集を後世にては三代集と云ふ。

次いで、後拾遺集、白河天皇の朝、金葉集、崇徳天皇の朝、詞華集、近衛天皇の朝、千載集、後鳥羽天皇の朝、新古今集、土御門天皇の朝等の勅選あり。古今集以下新古今集に至る迄を八代集と云ふ。新古今以後にも新古今集、續後選集等續々出て、古今集より數へて二十一代集となる。

此等は室町幕府時代の中頃迄のことなり。此頃に應仁の亂あり、世は次第に亂れて、又勅選の擧なきに至る。二十一代集何れも勅選なりと雖も、何れも能く出來てをるわけ

にあらず。此中にて、最もよく出來たるは古今集と新古今集とにして、殊に古今集の方有名なり、

繪畫の進歩

奈良朝以後、佛教の隆盛と共に繪畫も先づ佛畫の方面より發達し始め、醍醐天皇の朝には、巨勢金岡出でて名筆を揮ふ中にも、紫宸殿の障子に支那名臣の肖像を畫けるものは殊に有名なり。惜しい哉、今日に傳はらず。今日金岡の作と云ふものには、地藏菩薩（天皇陛下御物）の像傳はれり。金岡の筆は、支那畫其儘の模寫にあらず、一派の流を開いて日本畫の始めをなせり、餘り金岡が名手でありしたため、御殿の萩の戸に畫いた馬が夜々あばれ出でて田畝を荒したと云ふ面白い話をも傳ふるに至れり。金岡の子孫に世々名家を出し、殊に佛畫に關するものを多く出せり、

彫刻の進歩

彫刻に於ては、道長の法成寺の佛像を作りし佛師定朝は此時代の大家にして、其作は今日宇治の鳳凰堂等に殘れり、（法成寺は燒失定朝の作も存せず）豊富圓滿で、餘程情的表彰に力を用ひたる所等は、能く此時代の作品たるを示す。定朝の子孫は、世に佛師

として有名なり、殊に鎌倉時代の初めに出でたる運慶、堪慶父子及運慶の弟子快慶等は特に名手とす。

### 備考

#### 小野篁

嵯峨天皇其詩風を喜び給ふ、天皇一日山崎に幸きありて一聯の句を出して篁に示し其作の如何を問ひ給ふ、其句に曰く、

閉閣唯聞朝暮鼓、登樓遙望萬里船

篁曰く、御製誠に好し、唯遙に望むを改めて空しく望むとし給はゞ更に佳なるを覺ゆと、時に白氏文集始めて我國に傳はりて世人未だこれを知らず、天皇笑つて曰く、此句は白樂天(白居易)の詠なり、朕故意に空の字を改めて遙となせしのみ卿の思想はよく白樂天に合へりと。

篁東宮學士となり、後清原夏野勅を奉じて令義解を選ぶや、篁亦其選に與る、仁明天皇の時遣唐使發遣の事あるや、又命せられて遣唐副使たり、事ありて行かず、病と稱して途より歸り、西道の謠を作りて遣唐使を刺り、隱岐に流さる、途に謫行吟七十韻を作る、天皇其文才を愛し、數年にして召し還し、尋いて參議に任ず。

#### 都良香

博聞強記詩文を善くす、道眞の師たり、其作の有名なる句に氣霽<sup>レ</sup>風梳<sup>レ</sup>新柳<sup>ノ</sup>髮<sup>ヲ</sup>水消<sup>テ</sup>浪洗<sup>テ</sup>舊苔<sup>ノ</sup>鬚<sup>ニ</sup>の咏あり、又竹生鳥の咏有名なり、

三千世界眼前<sup>ニ</sup>盡<sup>キ</sup>、十二因緣心裏<sup>ニ</sup>空<sup>ク</sup>

惜しい哉三十六才にして死す

小學校にては前者のみをとるをよしとす。

#### 三善清行

菅原道眞と同時の人、詩は遙に菅公に及ばず、文章の最も有名なるは意見封事十二條なり、醍醐天皇に上りて時世の弊十二條を指摘してこれを改めんことを痛論したる大文章なり、五千餘言より成り一々緊肯に中る。

#### 巨勢金岡

畫に巧みにして、人物、山水、鳥獸、草木皆妙を得ざるはなし、其有名なるものは勅を奉じて大學寮の先聖先師九哲の像を畫き、又御所の南庇東西の障子に弘仁以後の碩儒の像を畫きたるものなり、惜しい哉、其畫今日に傳はらず。

大江匡房曾て金岡の畫を評し、金岡は山を疊むること十五層、曾孫弘高、金岡の系

統を継げるもの、中最も名書の譽高かりし人は五六層に過ぎずと云へり、濃淡遠近の法も已に此頃より用ひられたりしなり、

金岡聖賢の障子の事太平記に見ゆるも其以前の書には見えず、但し教科書に採用したれば其儘に説くべきか、

### 託摩爲成

書系は巨勢派に出で、更に支那宋朝の風を參酌せしものなるべし、爲成は託摩の祖なり、巨勢氏に代りて繪所の長となり、頼通の請に應じて、鳳凰堂の壁に淨土九品の説相及び釋迦八相の圖を書く、子孫専ら佛書を作る、

### 日本風の發達

藤原氏時代は宮室衣服諸調度等始めて日本風の發達をなすに至りし時代なり、

### 枕の草紙の一節

春はあけぼの、やう／＼白くなり行く山際少しあかりて紫だちたる雲の細く濃くたなびきたる、夏はよる、月のころはさらなり、闇もなほ、螢とびちがひたる、雨なごの降るさへをか、し、秋は夕ぐれ、夕日花やかにさして、山の端いと近くなりたるに、鳥のねごころへ行くとして三つ四つ二つなど行くさへあはれなり、まいて、雁な

ごのつらねたるが、いと小さく見ゆるいとをか、し、日入りはて、風のおと虫のねなど、いとあはれなり(枕草紙)

### 公卿和歌に熱中す

天徳歌合に壬生忠見を平兼盛に配す、忠見戀すてふの歌を咏し自ら以て秀逸となす、思へらく、今日の歌合せは勝つこと必せりと、兼盛の忍ぶれごの歌出づるや亦秀逸なり、判者左大臣藤原實頼判すること能はず、披講に及びて帝屢々兼盛の歌を吟じ給ひしかば終に兼盛を勝とす、兼盛時に陣の座にありしがこれを聞いて其餘を問はず拜舞して出づ、忠見失望に堪へず、遂に憂を以て死す、藤原公任が客を會して惜春といへる題にて歌咏める時、藤原長能の咏に曰く、心うき年にもあるかな二十日あまり九日といふに春のくれぬると、公任難して曰く、春は三十日にて盡くるものならんやと、長能深くこれを愧ち遂に病を發して死す、

能因法師は曾て長能に従つて歌を學べるものなり、咏して曰く、都をば霞と共にたちしかど秋風予吹く白川の關と、自ら以て秀絶となす、思へらく、白川關に至らずして發表するは興薄しと、顔を炎日に曝すこと月餘、陸奥に下りしと稱して初

めてこれを發表す、當時の朝臣世人の一般が其歌に對する熱心は殆ど今日の想像すべからざるものありしなり、

揮繪の説明

平安朝宮女の服装

上に着たるは唐衣にして其下に着たるは表着なり、其下に重ね着たるを重カチツキ（後には五ツ衣イツと云ふ）最下に見ゆるは單ヒトエなり、當時貴婦人は衣服を幾つも重ね着たるものにして多きは十五枚より二十枚を重ねるあり、十二一重ヒトエとは其重ねることの多きをさしたるなり、必しも十二枚と限らず、後には通例五枚に限りたるを以て五ツ衣と云ふに至れり、下に着たるは紅ベニの袴ハカマなり、俗に緋ヒの袴と云ふ、後方には裳ユヅリを着く、顔には白粉を塗り眉を剃りて青黛アヲズメをつけ齒に鐵漿を涅く、額紅を用ふるもあれど唇には塗らず、髪は黒く長きを尙ふ、先を切りそろへて後方に垂る、一條天皇の中宮彰子の如きは其長さ身長に餘り、村上天皇の宣耀殿の女御の如きは一本の毛髪をとりて扇面上に置けば扇面爲に黒かりしと云ふ、髪短き時は髪カミを加へ用ふ、小コナチキは略服にして唐衣の代りに用ふ、男子の直衣ナカシの如し、細長ホソナガは主として貴婦人の用ふるものにして、汗衫カササは始め男女共に用ひしものなれど後童女の主として用ふるものとなる、晴れの儀式には釵カササ子を頭髮に指す、附扇ツキは婦人の常に携ふるものたり、男子等に接するに扇にて顔を半掩ふ、

前右方にあるは几帳なり、貴人は側に几帳を置き、茵イの上に座し、喘息による、几帳は婦人に限れるものにあらず、れど婦人は常にツマツマましくして殊に几帳にて掩ふを常とすれば婦人の畫に几帳を添ふるを多しとす、衣架も能く似たれど構造は全く異なれり、几帳と混すべからず、

平等院の鳳凰堂

鳳凰堂は藤原道長の子頼通の造れる所にして藤原氏時代建築の好標本たり、頼通の諸父に劣らず宇治に別荘を營みしも後これを寺として平等院と名く、鳳凰堂は即ち平等院の一部なり、堂の中央を身とし左右の廊下は左右に翼を張りたる如く、後方の廊下は尾の如し、以て鳳凰に象る、鳳凰堂の名ある所以なり、珍らしき建築なり、屋上には鳳凰あり、風に隨て舞ふ、

鳳凰堂本尊は藤原氏時代第一流の佛師なる定朝の作にして其壁畫は宅磨爲成の筆に成る、

第二十五章 源義家

關東は地曠くして開拓すべき餘地多かりしかば王臣公卿の地をこれに開きしもの少からず、就中源平二氏最も大なりとす、奥羽に至りては當時にありて尙僻遠の地として殆ど手を加へられざりしかば遂に大族の盤踞する所となり、安倍

氏、清原氏の如きは、一國にわたるの土地を領有して、代々の國司も制すること能はざるものとなりぬ。

源賴義、義家の驍勇を以てして、三年九年の長年月を要して漸くこれを平定せしも、其後も猶藤原氏(秀卿)の系の領有に歸して、賴朝の時に至れり。

### 源經基

源經基は清和天皇の皇子貞純親王の第六子なり、王孫にして源性を賜はる、世に六孫王と稱す、承平天慶の亂に藤原純友を討つて功あり、後鎮守府將軍に任せらる、經基の子滿仲諸國守に歴任し驍名あり、滿仲の子に賴光賴信あり、共に藤原氏に仕へて武名一世に高し、諸國の武士皆これを仰ぐ。

### 源賴信

上總介平忠常反するや、朝廷檢非違使平直方(北條時政の祖先)をして、之を討たしめし、も久ふして平ぐるること能はず、即源賴信に命ず、賴信時に甲斐守たり、坂東諸國の兵を率ゐて發し、進んで鹿島に至る、忠常湖水に據り、壘を列ね、舟を收めて、防禦甚だ嚴なり、賴信人をして、忠常を論すも忠常、其舟なきを恃みて聞かず、賴信即兵をして、湖中の淺瀬を探らしめ、葦を立て、標とし、軍を麾いて、葦のある所を渡らしむ、忠常恐れ戦はず

して降る、人其果斷神速なるに服す。

### 源賴義

安倍氏は世々今の盛岡縣の地を領し、賦役を勤めず、世々の國司も之を制すること能はず、賴時に至り、遂に反す、子貞任容貌魁偉、勇武にして能く戦ふ。

父賴時、流矢に中りて死するも、貞任の勢益盛にして、一時風雪に乗じて、賴義、義家父子を鳥海に苦め、賴義、義家僅に六騎となりて、殆ど危く、義家が大鏃箭をとりて、近づくもの悉く斃せしにより、虎口を脱せしことあり。

賴義父子連年征討に従事するも、貞任の勢依然として強く、兵足らず、糧食足らず、加ふるに寒氣甚しきと、年の凶なることにより、賴義の軍益苦しむ、已にして出羽豪族清原武則、兵萬餘を以て來り屬するに及び、賴義の軍始めて張る、地方豪族の制し難きを見るべし、貞任衣川に敗れ、退いて、厨川に據る、官軍從て之を圍み、火を放つて之を陷る、貞任自ら出て闘ひて之に死し、亂平く、前九年の役これなり。

傳ふ衣川柵陷るや、義家、矢をつがひて、貞任を追ひかけ、暫く返せ、物言はむと云へば、貞任も馬を静めて見かへりけるを、義家衣のたては綻びにけりと呼ばはりければ、貞任取り敢えず、年を経し、絲の亂れの苦しさに、と付けたり、義家其優さに感じて、矢を差外



して引返せりと、

### 後三年役

後三年の役は清原氏一族の内訌より起る。義家之を撃つ。賊金澤柵(出羽)に據りて戦ふ。義家之を攻めむとし、途飛雁の行を亂るを見野に伏兵あるを知り、兵士に命じて之を討たしめ、進んで柵に迫り尋いて之を陷る。

此れより先、義家藤原頼通の宅にありて、前九年の戦を物語る。時に博士大江匡房別室にありて、之を聞き曰く、義家は器量好き武士なれども未だ兵法を知らずと、義家の従士之を聞き怒つて、義家に告ぐ。義家聞きて曰く、其れ或は然らむと、自ら匡房を訪ふて、兵法を受く。此に至りて曰く、鳥起る者は伏なりと會て江、帥に聞く、我れ學ばざりせば殆危しと、亂平ぐ、朝廷私闘なりとして賞せず。義家已むを得ず、私財を分つて將士を賞し、首を途に捨て、還る。此れより東國の人心益源氏に服し、源氏の勢力益盛なり。

### 備考

#### 義家剛憶の座を分つて兵氣を勵ます

義家金澤柵を攻む。柵固ふして拔けず。矢石雨の如く死傷甚だ多し。義家部將に命し日に兵士の勇怯を校し、席を分つてこれを勵まし、一戦終る毎に其座を更定す。

義光(新羅三郎義光)の士藤原秀方戦ふ毎に必勇あり、未だ曾て一たびも怯者の座に就かず。軍中これを榮とす。季割惟弘と云ふものあり、生來の憶病者なり。戦ふ毎に必怯なり。將士皆これを笑ふ。一日自ら奮つて曰く、吾が勇怯は今日に決せん。衆に先つて進む。矢頸に中つて死し、食物創口より出つ。衆皆これを笑ふ。義家これを聞きて曰く、生來憶病なるものにして奮闘するものは死狀必此の如し。亦憫むべきなりと。

### 勿來關の詠歌

義家陸奥に赴くの途、勿來關を過く、咏して曰く、

吹く風はなこそその關と思ひしに路もせにちる山櫻かな

歌人の歌は深く賞するに足らず。武將の雅懷誦するに餘りあり。

### 義家最も弓術に長ず

義家尤も弓馬に長ず。陸奥の役、射る毎に必敵甲を貫き、弦に應じて斃れざるはなし。清原武則その射力を試みんとし、堅甲三領を重ねこれを樹枝に懸け、義家にこれを射んことを請ふ。義家再發してこれを貫く。武則驚いて曰く、神なり人の能く及ぶ所にあらずと。

### 武則亦弓術に長ず

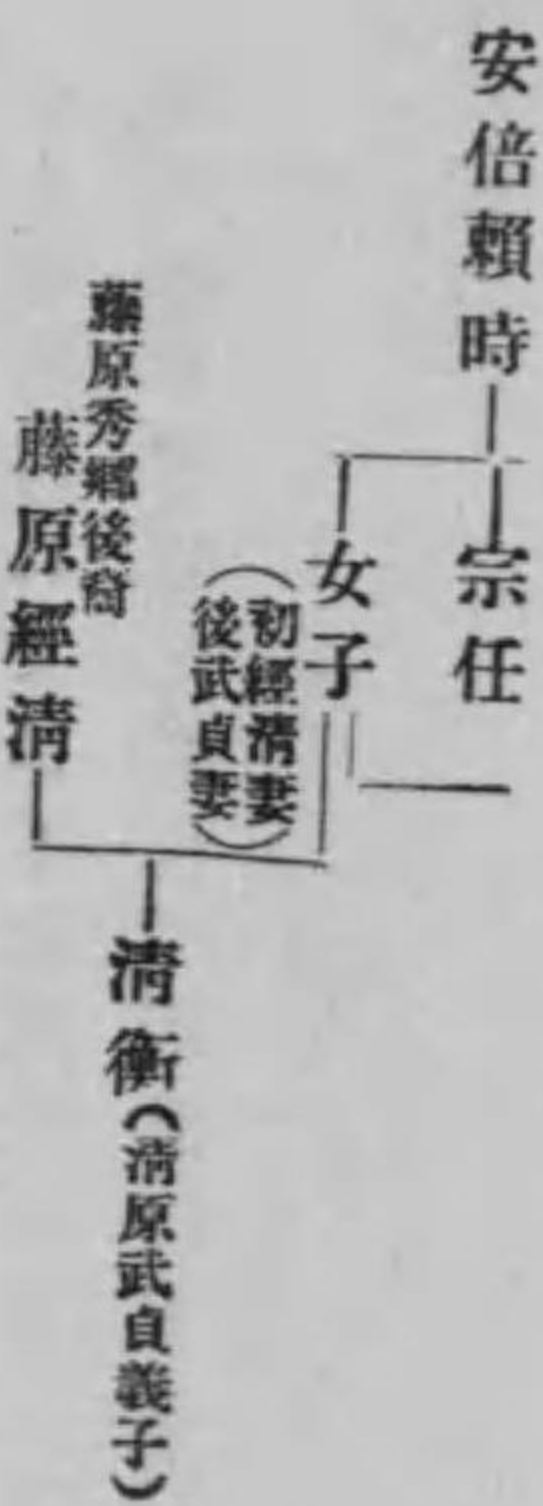
武則亦射に長し曾て一箭にて二鳥を射落せしことあり、當時武士の最も弓術に力を用ひたるを知るべし。

### 源義光

義光は義家の弟なり、後三年の役京師にありて左兵衛尉たり、兄の軍利あらずと聞き、赴き助けんことを請ひしも許されず、遂に官を辭して陸奥に赴き義家を助く、義家大に喜んで曰く、今日卿を見る恰も先大人頼義の再生に遇ふが如し、力を戮せて賊を討たば、これを破らんこと必せりと。

豊原時元の子時秋が義光を追ふて、足柄山上に一生の秘曲を受けし話しは、多少の疑問あるのみならず、時間上よりも語らざるをよしとす。

### 清原氏及安倍氏系圖



### 清原氏の内訌、後三年役の原因

前九年の役武則功を以て鎮守府將軍に任せられ、其の子武貞は安倍氏の遺領陸中地方を領し、孫真衡に至りて勢益盛なり、真衡の異母弟に家衡叔父に武衡あり、父の義子に清衡あり、清衡は藤原秀郷の後裔なる經清の子にして、母携へて武則に再嫁せしものなり、皆真衡の勢獨り盛にして一族さながら其の僕隸の如くなるを惡む、會々真衡の部下に吉彦秀武あり、真衡を怨むことありて兵を擧げんとして、家衡清衡を煽動す、家衡清衡もこれを機會として遂に兵を擧げて真衡を討ち、陸奥の地亂る、義家時に陸奥守として赴任せり、乃ち真衡を直とし、援けて家衡清衡を攻む、義家の軍一たび敗るゝや、武衡來りて、家衡を勵まして曰く、子八幡太郎に勝つ家門の榮なりと、遂に又た兵を擧げてこれを助く、此に於て戦闘は益大となる。

教授上の注意

- 一、藤原清衡は、後の藤原秀衡の條と連絡するものなれど、此所にては、餘り注意せずしてよし。
- 二、安倍氏の舊領地、陸中地方なり、衣川邊は、其根據なり。
- 三、源氏の名、いよく、武士の間に高まるは、此章の眼目にして、後年保元平治の亂と關係し、又頼朝の舉兵等に關係あることなれば、能く承知せしめ、おおく爲め、何故に、源氏の名が武士の間に高くなりしかの問を發し、事實を列擧せしめて答へしめ置くべし。
- 四、此役の原因につきては、唯清原氏の内訌を義家が國守としてとり抑へんとしたるも、聽かず、武衛家衡等はこれに抗して、又義家と戰ふに至りたるを、此役の原因とすと説くをよしとす。吉彦秀武等や其他の關係等を出せば、益繁雜なる尋常科にては、唯清原氏の内訌よりとして、人名を擧げざるも、可なる程なり。
- 五、此邊を省略せざれば、近世に至るに従ひ、時間足らず、教科書は少しく精きに過ぐ。

挿繪の説明

源義家飛鷹の行の亂れを望む

原圖は後三年繪卷に據れるもの、源義家飛鷹の行を亂るを見て、野に伏兵あるを察するの圖なり、飛ぶに當つて各行を正ふせる雁群が列を亂す狀に注意せしめよ、  
 圖の大將は即ち源義家にて、冑には龍頭の前立あり、目庇、吹廻し、鞍等の名稱を知り置くべし、  
 後には五枚より成る、これを五枚冑と云ふ、部將の被れるは三枚冑なり、但教科書の挿繪にては、義家も部將も共に三枚冑に畫かれたり、持てる義家の弓は重藤にて、部將のは黒漆なれど、教科書の繪にては不明なり、甲の袖、胸、草摺等の名稱も一ト通り心得置くべし、(生徒には説明するに及ばざれど)刀の上に圓く見ゆるものは、強袋にて、かけがへの紐を入れ置く革袋なり、  
 馬の足は現今の者とは異なれり、鞍鞆は厚綿なり、

第二十六章 後三條天皇

史に稱す、天皇曾て伊勢大廟に納め給ふ告文を草せしめて曰く、朕の政をなす一も私する所なしと、大江匡房傍に侍す曰く、曾て藤原實政を左中辨として、隆方を超わしめ給ひしは、如何と天皇愧ぢて直にこれを改めしめ給ふと、  
 此話は君臣の互に切磋に勉め給ふことを知るに足ると共に、天皇の政をなし給ふに常に至公至平一點の私なきを期し給ふを見るに足るものなり、其曾て東宮

に居給ひし時より北斗を遙拜して常に私心の萌さざらんことを祈り給ふか如き其修養につごめ給ふの尋常にあらざるを見るべし。故に其政に當り給ふ事々皆至誠より出でて公明正大皆以て後世の法となすに足る此を以て權臣藤原氏の如きも手を拱して自ら退くに至り却て其崩御を悲んで天下の不幸なりと嗟嘆するに至れり此の如きは宗廟の靈これを助くるものあるによると雖も又以て聖徳の人を動かすこと大なるものあるに因る。

天皇の即位は藤原氏の喜ぶ所にあらず

これより先皇后は殆んど藤原氏より出でられ天皇も殆んど藤原氏の出にあらざれば立つを得ざるが如き有様なれば後三條天皇の如き藤原氏に關係少き方は殆んどなかりき。

天皇は後朱雀天皇の御子にして御母は三條天皇の皇女禎子内親王におはしますされば關白藤原頼通の如きも始めより皇太子に立つることを喜ばざりき。

已に立つて皇太子となり給ひし後も時に廢せられ給はんとするの風評を立てしこともありき而してかゝる風評の出づるもあながち無理にはあらざりき藤原氏の出にあらざる皇太子の廢せられ給ひし例は屢々ありたればなりされば天皇も東宮と

しておはしましたしこと二十餘年の久しきに及び漸く後冷泉天皇に皇子おはさざりしにより天皇の位に登り給ふに至りしなり。天皇性剛健嚴明におはしましたし和漢顯密の學にも通し給ひ東宮におはします御時より常に藤原氏の檀權を憤り給ひ朝威の衰へ國政の亂れたるをひきなほさんとするの御志あり。

先づ莊園の弊を矯め給ふ

位に即き給ふや先づ莊園の弊を矯めんとし記録所を設けて親らこれに臨ませられ諸臣に命じて莊園の券書を出さしめてこれを調査せしめ後朱雀天皇の末年寛徳二年以後に置けるものは悉くこれを停め此年禁令ありしを以て以後に置けるものは勅命違反なり假令其以前のものたりども券書の分明ならざる者及び國務を妨ぐるものは皆これを停止し給ふ。

藤原氏との衝突

然れども藤原頼通は莊園の書類を隠して出さず天皇許さずして屢責めしめ給ふに及び頼通曰く臣は大政を輔け奉りしこと五十年其間一の書類をとり置かざりしもあり今悉くこれを出すに由なし己むを得ずんばあらん限りの莊園を召し上げ給ふ

も何の不可か候はむと、天皇遂に己むを得ずしてこれを許し給ふ。始め天皇の即位し給ふや、賴通天皇の剛健嚴明におはしますを、知り宇治に屏居して出でず、弟教通繼ぎて關白たるも、員に備はるのみ、萬機皆親裁より出づ。これより藤原氏も手を拱し、朝廷の綱紀再び肅然たり。

勤儉を尙び奢侈を戒め給ふ

天皇又勤儉を尙び奢侈を戒め給ふ。曾て男山に行幸あるや、都人の子女輦車を拜するもの、車に金飾を施せるあるを見て、命してこれを撤去せしめ給ふ。當時風俗亂れて、人々華麗を競ふの風甚しかりしも、これより漸く相戒む。後加茂に行幸あるや、又車に金飾を用ふるものなし。天皇も自らいたく用を節し給ひ、御膳に青魚を炙り、御扇に檜柄藍紙を用ひ給ふに至る。

國司の重任を禁じ給ふ

天皇又國司重任の弊あるを見て、これを停め給ふ。是に於て弊風漸く改まり、皇威再び張る。

國司重任の禁止と云へは、わけなき如く聞ゆるも、己に久しく慣例となりたる當時に於て、斷然これを禁止する如きは剛健なる天皇の如き方ならでは、能はざりしなり。藤

原教通は其氏寺たる興福寺南圓堂に關する功を以て大和國司の再任を請ふや、天皇は特に藤原氏のみ特例を作るべからざる旨を述べ給ひて許し給はざりしかば、教通は祖神たる春日大明神の神威も今日限りなり。藤原氏の公卿は朝を退くべしとて一同己め去り、天皇は己むを得ず、特にこれを許し給ひしこともありき。

天皇の崩御は我國の不幸なり

天皇在位僅に五年にして位を御子白河天皇に譲り、尙院中にありて後見し、政を聽き給はんとおの思召ありしも、間もなく崩御あらせられしかば、十分に其御志を遂げ給ふことを得ざりき。

天皇の崩し給ふや、藤原賴通悼惜し奉りて、天皇の世を早ふし給ひしは、實に我國の不幸なりと云へり。一條天皇の中宮たる藤原彰子も、道長の長女上東門院猶御存命なりしも、悲嘆して、壽長ふして悲むこと多きをかこち給ふ。

蓋し天皇の政をなし給ふ事々皆至公至誠に出づるを以て、藤原氏の如きも敢て自ら恣にするに能はず、却て聖旨を感佩するに至りしなり。聖德の人を感せしむること、これ此の如し。

備考

賴通天皇の皇太子に立ち給ふを喜ばず

後朱雀天皇の將に崩御あらんとする皇太子後冷泉天皇を賴通に托し給ひ天皇(後三條)をして皇太弟として其後を承けしめんとこの旨を傳へ給ふ、賴通喜ばず、唯皇太弟の事は不急の事なりとて復た言はず、後能信の盡力により後朱雀天皇より再び命を傳へ給ふに及び漸く命を奉するも其志にあらず、

賴通壺切の劔を傳へず

後三條天皇已に立て皇太弟と成り給ふ例、壺切の劔を東宮に傳ふることゝなれるも賴通肯て上らず、曰く、太弟は藤原氏の出にあらざるを以て傳へ奉らずと、天皇これを聞いて曰く、一劔何かせんと、又意に介し給はず、即位の後に至り教通これを上る、

東宮廢せられんごするの噂を傳ふ

天皇の東宮にある、一日罪人あり、逃れて東宮の側に隠る、別當源經成檢非違使を率ゐてこれを捕へんとし、合圍して東宮の宮に及ぶ、宮臣驚愕し人皆東宮の將に廢せられ給はんとすることを傳ふ、天皇も亦起つて衣を更め給ふ、已にして經成兵を撤して去り事定まる、

### 記録所

莊園の濫設を防ぎ、その弊を矯めんがために莊園の券契を審査し記録するより記録所の名稱も起れるなり、元、記録莊園券契所と稱し、又記録莊園所、莊園記録所等の名あり、

愚管抄に曰く、延久(後三條天皇)の記録所とて始めて置かれけるは、諸國七道の所領の宣旨官符もなく、公田をかすむる事、一天四海の巨害たるなりと聞こし召しつめてありけるは、即ち宇治殿(賴通)の時一の所の御領とのみ云ひて、莊園諸國にみちて受領(國司)のつとめ堪へ難しなど云ふを聞き召しもちたりけるにこそ、さて宣旨下されて諸人領知の莊園の文書を召されける、後世に至り獨り莊園の事のみならず、裁判訴訟の事をも管せらるるに至れり、

天皇の政治は至公至平より出づ

後三條天皇の東宮にあらせらるゝ、毎月一度北斗星を遙拜して祈願し給ふ所あり、僧成尊其故を伺ひ奉る、天皇宣はく、敢て踐祚を祈るにあらず、唯位に上らばかくかくのこをなさんと思ふに、其なす所或は私心より出てんを恐れ毎日遙拜して悔過する所以なりと、成尊感泣して退く、

天皇學を好ませ給ふ

天皇學を好ませ給ひ和漢の學より佛典に至るまで通し給はざるなく、禁抄記抄の著あり、或人大江匡房に問ふ、主上の文才は誰に比すべきやと、匡房曰く、殆ど大江佐國と匹敵すと、佐國は當時の碩儒なり、

教授上の注意

一、後三條天皇の政に當り給ふ、至公至平にして事々皆至誠より出づ、故を以て人を感動せしむること深く、成績も亦擧がる、藤原頼通の其聖壽の永からざりしを悼みて我國の不幸と稱せしも、これがためなり、其政をなし給ふ、必故意に藤原氏を抑わんがためにはあらず、天皇の至公至平は自ら藤原氏をして自ら束する所あらしむるに至りしなり、

二、教通が南圓堂建立の爲大和國司の再任を請ふや、天皇聽かずして、藤原氏の重きは外戚たるが爲めなり、朕に於て何かあらむ等の言ありしを記すものあるも、此等の説は取るに足らず、又取らざるをよしとす、

三、天皇の剛健嚴明にして至公至平なるかゝる難局に立つて天下を經綸し給ふには最も都合好かりしに早世し給ひしは惜しむべきこと、並に至誠にして至

公○至○平○に○あ○ら○ざ○れ○ば○人○服○せ○さ○る○こ○と○剛○健○に○あ○ら○ざ○れ○ば○難○局○に○當○る○に○足○ら○ざ○る○こ○と○等○を○知○ら○し○め○天○皇○の○御○聖○德○を○仰○か○し○む○べ○し、

第二十七章 白河法皇の院政

後○三○條○天○皇○綱○紀○振○肅○の○後○を○承○け○て○白○河○鳥○羽○二○帝○の○朝○政○に○勵○精○し○給○ふ○あ○ら○ば○朝○廷○の○事○大○に○見○る○べ○き○も○の○あ○り○し○な○ら○ん○も○惜○し○い○哉○佛○教○に○溺○れ○豪○奢○遊○幸○を○事○し○給○ひ○し○か○ば○政○治○は○藤○原○氏○時○代○よ○り○弛○緩○し○益○々○下○運○に○向○へ○り○朝○綱○は○遂○に○こ○れ○を○振○ふ○に○由○な○く○急○轉○直○下○の○勢○を○以○て○下○り○保○元○平○治○の○二○亂○を○釀○成○し○て○武○門○の○興○起○を○助○く○る○に○至○る○悲○む○べ○き○哉○

白河上皇院政を始め給ふ

白河天皇果斷にして御父後三條天皇の風あり、藤原氏手を拱し、萬機親裁より出づ、然れども意に任せて事を行ひ、深く佛敎を信して奢侈を好み給ひしかば、風俗又亂れて政治の綱紀くづれ、折角の後三條天皇の遺風も亦衰ふに至れり、天皇位を譲りて後も尙院中にありて政を聽き給ひ、これより院には別當以下の官職を備へ、又北面の武士を置き、院宣を以て天下に號令し給ふに至りしかば、これより天

皇は恒例儀式等の事をなし給ふのみとなり、政權は全く院に歸して、院宣は詔勅よりも天下に重きをなすに至れり、院政此に始まる。上皇後剃髮して法皇と稱し給ふ、法皇の院政は堀河鳥羽崇徳の御三代四十餘年に亘る、治世は在位の十四年を合して前後五十七年に及ぶ。此間萬事御心のまなれば、藤原氏の威權は愈衰へたりと雖も、一面には寺院の建築を始め、鳥羽殿の造營等土木工事頻りに起り、雪見花見の遊幸より高野熊野の行幸等屢行はるゝに至りしかば、風俗益華美に赴き、國用次第に乏しく、金錢米帛等を納るれば國司等の官を授けらるゝに至り、政綱復紊れたり。

### 僧侶の跋扈

奈良の朝以來佛教益々朝野に盛にして、世人の崇敬は年を逐ふて進むのみなれば土地の寄進等盛に行はれ、京畿の諸大寺は多く莊園を有して尊貴を極め、多くの僧侶を養ふに至りぬ。藤原氏勢を擅にして政治も紊るゝに至るや、此等諸大寺は佛法保護の名の下に、多くの僧兵を置きて自ら守るに至れり、而して僧侶の取締も亦昔日の如く嚴重ならざるに從ひて、無頼の徒にして僧侶の群に入るもの少からず、僧兵の勢次第に盛なるや

弊害益多く、院政時代に於ては殆ど其極點に達するに至れり、諸大寺中最も盛なるを延暦寺、興福寺、園城寺等とす。

此等の諸大寺中には各數千の僧侶を蓄へ、事によりて互に相争ふのみならず、少しく不平の事あれば、勢を恃み大舉して關白邸に嗾訴し、或は朝廷に嗾訴し、猶聞かれざれば、或は示威運動をなし、或は呪詛する等のことをなす、中に就て延暦寺最も強暴なり

### 寺と寺の争鬭

延暦寺と園城寺とは屢争鬭し、天皇の朝永保元年には延暦寺の僧徒園城寺を攻めて神社四所、御願寺十五所、業院七十六所、僧房六百二十一、舍宅一千四百九十三、寺塔三基、鐘樓六所、經藏十五所を焼き拂へり、園城寺の僧徒三百許り又これに報いとして、夜に乗して延暦寺を襲ひしも、大敗して生還するもの甚た少し、延暦寺の僧徒次いて又園城寺を襲ひて、前に餘す所の堂宇二十所、神社九ヶ所、僧房一百三十八、經藏五を燒棄し、殘る所の財物は悉く船馬に積みてこれを山上に運ぶ、其耻を知らざる殆ど盜賊に類するものもあるも、朝廷宥して問はず、其他、興福寺の僧徒は多武峰の僧徒と戦て、民家三百餘戸を焼きしことあり。

### 朝廷及關白に嗾訴す



これより先、後朱雀天皇の朝には興福寺の僧侶其願の許されざるを怒て三千餘人大舉して關白賴通の邸に敷訴し、邸門閉されて開かざるや、呼號して門を破壊せんとし、檢非違使出て拒くに及んで鬪つて互に殺傷を生ずるに至り、漸く退く、然れども其主唱者を捕へて獄に下すや、僧侶又怒りて賴通の高陽第を焼く、

法皇院政の時には延暦寺の僧徒關白師通を怒つて闕下に敷訴せんとし、師通が檢非違使に命じて射てこを退けしむるや、僧徒益怒りて、日吉神輿を根本中堂に移し、經を讀み法を修めて、願はくは神矢を放つて關白を射殺し給へと祈るに至る、師通次いで病死せしかば、朝廷恐れて山徒の請を許す、

興福寺も亦横暴にして其願の許されざるや、藤原氏の公卿に牒して不日大舉して入治せんとす、藤原氏の公卿は祖神に背くか、朝廷に背くか、熟慮せよと云ふに至る、

鳥羽天皇の朝には法皇が東寺の僧を以て、灌頂阿闍梨とせられしを怒つて、延暦園城の二寺相共に朝廷に敷訴せんとし、夜に入るや、叡山如意山の間を炬火を持して相往來し、火焰天を焦し、時々喊聲を放つて京に迫らんとするの狀を示して、威嚇せしことあり、凡そ敷訴には延暦寺は日吉の神輿を奉し、興福寺は春日の神木を奉するを常とす、其數少きも數百人、最も多きは二萬餘人に至る、

僧侶の跋扈は又武士の勢力を増す一原因をなせり、  
而して此等の暴行ある毎に、朝廷は常に源平二氏に命じてこれに備へしめ、又これが鎮撫に用ひられしかば、二氏の勢力は次第に京師に重きをなし、遂には天下の政權を掌握するに至れる一原因をなすに至れり、

### 備考

#### 鳥羽法皇の院政

白河天皇に次ぎて院政をとり給ひしは鳥羽法皇なり、法皇の院政は崇徳近衛後白河の三帝二十八年にわたる、

法皇又佛教の尊信厚く、寺塔の造營及法會供養に力を用ひ給ふこと、父法皇に遜らず、六勝寺を成就し得長壽院三十三間堂等を造り、又華美を好みて容儀の修飾に力め給ひしかば、強裝束及び朝臣の粉面涅齒施黛の風等、此時代に始まるに至れり、又遊幸を好ませ給ふことも、父法皇に同じ、此の如きこと二代相續ししかば、後三條天皇の偉業は地を拂つて空しく、朝廷の風紀は益亂れて、風俗次第に淫靡に赴くに至り、財用足らずして賣官の弊も亦起る、

#### 白河法皇の奉佛

白河法皇の奉佛は聖武天皇に亞ぎ、法勝寺、尊勝寺、圓勝寺等は其建立し給ふ所に於て、四たび高野に幸し、八たび熊野に詣り、慶し給ふ所の佛畫五千四百七十餘幅、丈六の佛像一百二十七軀、等身の佛像三千一百五十軀、三尺以下の佛像二千九百三十餘軀、計佛像六千二百餘軀、七寶塔二十一基、小塔四十四萬六千六百三十餘基、殺生の嚴禁と法親王の始め

天下に令して殺生を禁せしめ、鷹鷄鴉等の諸鳥を放たしめ、漁網八千八百餘張を燒棄し、貢魚を停めて殿上常に六齋日の如し、釋典も又素饌を用ひ、唯神事に僅に舊式を存し給ふのみ、

法皇皇子をして剃髮せしめて、圓宗法勝二寺の檢校とし給ひ、親王宣下ありて覺行法親王と稱す、これを法親王の始めとす、

### 加持祈禱の隆盛と山法師

平安朝以後も佛教盛にして、法會祈禱等盛に行はれ、外寇内亂の變亂より天災地變等に至るまで、皆加持祈禱によりて除かるべしと信せられ、疾病も亦加持祈禱を先にして醫藥を後にするに至りしかば、僧侶等は世人の尊敬厚きに慣れ、法力を恃んで跋扈をなすに至れり、

白河法皇曾て嘆じて曰く、天下朕の意の如くならざるものは雙六の賽と加茂川の水と山法師とのみと、山法師は即延曆寺の僧徒なり、剛果なる法皇も遂に山法師を如何ともすること能はざりしなり、

### 教授上の注意

- 一、後三條天皇の御盛業が今二三代繼續せらるれば古盛代に復するを得しに白河上皇に至りて衰へしは皇室のために惜しむべきことを知らしむること、
- 二、院政を始め給ひしは種々の理由あることながら、天皇の上にも又上皇ありて天皇をして空權を擁し給ふに至らしめしことは又種々の惡弊を生じ易きものなることを知らしめ、後の保元の亂の豫備を作りおくをよしとす、
- 三、僧侶の跋扈は心あるものをして次第に佛教に對する尊信の念を減せしめんとす、此の如き僧侶は國家の害物たるのみならず、又佛教其物の害物なり、

### 挿繪の説明

#### 僧兵神輿を奉して入京するの圖

當時最も跋扈せしは延曆園城興福の三大寺にして中に就いて延曆寺を最も甚しとす、此圖は延曆寺の僧侶が日吉山王の神輿を擁して宮闕に敬訴せんとするを寫し出したるものなるべし、もし此に抗するものあれば神敵佛敵と稱す、此を以て武士も之が防禦の任に

當るを憚る、故を以て僧侶の跋扈は益甚し、  
關中甲冑其儘なるあり、甲冑の上に僧衣を着するあり、頭を裏みしものは袈裟なり、元防塞  
より來る、これを裏頭と云ふ、兵器は多く長刀なり、法師は弓矢よりは打物殊に長刀に長せ  
り、

## 第二十八章 保元の亂

保元の亂は父子兄弟叔姪相争ふに始まりて相殺すに終る、假令如何なる理由あり、情實あるも、誠にいたはしく悲しむべききはみなり、保元の亂は此意味に於て消極的教訓を含む、然れども又源爲朝の武勇談の如き千載の下儒夫を起たしむるに足るものなきに、あらず、又積極的教訓をも含むものなり、

### 亂源の分析

保元の亂を説明せんには先づ原因を説明せざるべからず、原因に就きての教育上の價値は戰況其物よりも大なるものあれど、小學校の教材としては少しく複雑に過ぐ全体の上より見れば尙他の箇所に入力する方が歴史教育上の効果大なるべしと思はれる點もあり、殊に尋常小學校の材料としては、複雑な關係は

到底話す時間もなく、又兒童其れ自身の頭腦がこれを受入れる程度に達せず、原因の説明仕方に就いては餘程考へざるべからず、併し又餘り簡單なるものとなして教育上の効果少きやうにせば何の益にもならず寧ろ複雑にして、効果多きをよしとす、簡單にして教育の効果多き仕方、これ即ち小學校其物の要求なり、

亂源を分拆せば崇徳上皇と鳥羽上皇との御間柄も原因の一にして、近衛天皇の早世美福門院の容暎等も原因の一にして、藤原忠通と頼長との權力争ひも父忠實の人物より忠通頼長の人格等に至るまで何れも髓に原因の一を成すものなり、加ふるに武士の興起爲義義朝父子の藤原氏及皇室と源平二家との關係あり、其他當時の世態人情等種々の者の影響せるを見る、されど一々之を話すことは不可能なり、何れを取り何れを捨つべきや、吾人は左の二項にまごめて説明するを最もよしと考ふるものなり、

#### 一、院政政治の餘弊

#### 二、藤原氏兄弟權力争ひ

第一は鳥羽上皇と崇徳上皇との御關係を説明し、これにてこれに連關せる凡て

の關係を代表せしむ。

### 保元の亂源

白河上皇院政を聽き給ふてより、政事は天皇の手を離れて仙洞(御隱居所)にて取扱ひ給ふこととなり、皇太子を立つることより、皇位の授受まで、院中にて上皇の御取扱ひ給ふこととなり、而して天皇は殆ど一の裝飾に過ぎざるものとなり來れり、争ひの起るも故なきにあらず。

當時は鳥羽上皇の院政にて、萬事上皇の意の儘なり、上皇は崇徳天皇よりも幼弟の近衛天皇を寵せさせ給ひて、早く近衛天皇を位に即かしめんと思召し給ふを以て、未だ御壯年にして、併かも讓位の御心なき崇徳天皇を無理に下ろして、近衛天皇を立て給ふこととし給へり、崇徳天皇は心に擇び給はずと雖も、父上皇の仰せなれば已むを得ず其儘に位を退き給ふ、而して近衛天皇は天位に登りませしも、幾何もなく御崩御あり御年末だ十七八才なるを以て御子もなく皇太子も定らず、崇徳上皇は己れの皇子重仁親王(但し御名は語るに及ばず)こそ此度は必皇太子に定まるべしと思召し、世の人も皆しか思ひ居りしに、結果は意外にして、近衛天皇の御兄同時に崇徳上皇の御弟なる後白河天皇立ち給ふこととなり、世人も驚けるが、崇徳上皇は殊に大に驚き給

へり、されど一戦を培してまでも、弟後白河天皇をはねのけて我が子を必立てんとやるの思召もなかりき。

然るに關はらず、遂に保元の大亂をひき起さるゝに至りしは何故なるか、其は藤原家に於て兄弟中に攝政關白を争へる藤原頼長ありしによる藤原氏政權の争は實に保元の亂の第二原因なり。

### 教材の取捨

此の如く説明せば美福門院の事を別にとり出さずとも濟み、大分簡單となる、門院が上皇の寵を得ために近衛天皇の立ち給ふに至りしこと、近衛天皇の早世を崇徳上皇の咒詛に歸して、上皇の皇子重仁親王を排斥し、上皇をして益失望せしむるに至りしこと等は、高等科にては必要なれど、尋常小學校にては省畧に従はざるべからず。

然らば如何にして崇徳上皇の後に重仁親王を措きて近衛天皇を立て、近衛天皇の後にも亦重仁親王の立ち給ふべきを退け給ひしかを説明するかと云へば、これは唯鳥羽上皇と崇徳上皇との御不和であると説明しおけばよし、然らば其御不和なる崇徳上皇を始めより天皇の位に即けずして置けばよきは何故に天位

に即け給ひしや等の問も起らば、皇長子におはしますことにて説明し置くも可なるべく、又當時は前の白河法皇院政の御世なれば、鳥羽天皇の御意に任せざりしことを述べて院政の弊に入り、隠居所にて總ての政事を執り給ふきは國の亂れる本なることを知らしめ、今日に於ては、皇室典範には、天皇御存生中は萬機を執らせ給ふことにして、決して、上皇となりてより政を行ひ給ふことなきを知らしめて結ぶも可なり、要は院政政治の弊が、此保元の亂に於て、顯はれ來りしものなることを知らしむるにあり、

古事談に、崇徳天皇は侍賢門院の御腹なれど實は白河上皇の御子なるを以て喜び給はざりしことを載す、妄誕にしてとるに足らず、一体古事談と云ふ本は卷頭に孝謙天皇と道鏡との關係を猥變に書き載するが如き本にて、此項卷談妄説なるは一讀すればすぐわかる、殊に男女の關係の事には妙な憶想を入れることを好む本なれば、其つもりにて見置けばよし、白河上皇云々の事等、勿論架空の話にて、好色者の造り事なるべし、

文中に臨終の際に話された言葉など云ふのは、已に早怪しい證據なり、反證も擧げらるゝも、長くなるを以て略す、

藤原氏兄弟の權力争ひ

藤原氏の子弟が攝政關白となつて己れ威權を振はんとして相争ふは藤原氏の世より常に絶わざることなり、此時に相争ひしは兄忠通と弟頼長となり、兄忠通は温厚にして穩かなる人なれど、弟頼長は氣の勝つたる中々鋭い方の人なり、當時忠通は鳥羽上皇に信任せられて萬事氣に入れざるを以て頼長は殆ど攝政關白なる望みなし、されど負けぬ氣の人なるを以て兄と同じやうに權勢を振つて日本の政事を一人にてとらんとするの念は絶わざりき、乃ち崇徳上皇の御不平にて御はしますを幸ひに甘く上皇に取り入つて、上皇に兵を擧げて白河天皇並に忠通等を除きて御自身に政事を行はせ給ふべきを説き勧め、密に謀を廻らすこととなりぬ、此に於て源氏平氏の武士を召し寄せ色々計畫をなすに至りぬ、これ即ち保元の亂の原因なり、

但し尋常科に於ては、必ず頼長忠通を取り出すに及ばず、もう一層簡單に説明することもなし得べし、

教材の取捨

即ち崇徳上皇は非常なる御不平なりしも、御自身では戦争迄もせよなど云ふ御考はない、然るに此大亂をひき出すやうになつたは何故かと云へば、臣下に

色々な人ありて、頻りに上皇を勧め奉つて兵を擧げしめ、自分もよい役にならうとするものありて、遂に其れが爲にだまされ給ふて、こう云ふ大亂をひき起し給ふに至れりと説けば、頼長も忠通も入らず、それだけで保元の亂の二原因は明瞭に説明し得ることゝなるべし。

忠通頼長の争ひには、父忠實の考及舉動が大に關係を有するも、小學校にては説く時間なく又説く必要もなし、一時鳥羽上皇には忠通よりも頼長の覺悟目出度内覽までも任せられて、殆ど攝政關白たらんとするに至りしことあり、されどかゝる事は益々説明を複雑ならしむるのみなるを以て、假令文部省教師用書に載するも省くをよしとす、當時忠通は信任せられて頼長は疎んせられ、殆ど攝政關白の望みがないから、上皇の方へついたのであると説明しをけば充分なり、當時と言ふ言葉を添へさへすれば、其通りの事にて、少しも事實に違はざるのみか又教育上の効果を見る上に於ても其説明だけにて別に劣れる所なし。

### 天皇上皇各兵を集め給ふ

後白河上皇立ち給ふて崇徳上皇は益御不平なりしも、猶御父鳥羽上皇の院中におはしますことなれば、何程臣下が勧め奉るにしても容易に兵を擧げ給ふことはなかり

しが、保元元年七月、鳥羽上皇御崩御あるに及んで、彌々擧兵の運びにかゝり給ふに至れり。

父上皇に向つて弓をひき給ふと云つては世間の人も承知をせず、又此上もない御不孝になることゝて控へて御はしまし、も、今や父上皇は崩御ましまして、弟たる白河天皇の御代となりたれば、何憚る所あらんとて、遂に頼長の勧めに従つて將士を徴し寄せらるゝことゝなれり。

後白河天皇の方にて、早くも此企てあることを探知し給ふて、急に將士を召し寄せられ、御所は勿論、京都の口口を固めさせ給ふ。

天皇に従ひ奉りし將士、

源義朝、平清盛、平重盛、源頼政は尋常科にては省きて可なり、兵凡そ一千七百人

上皇に従ひ奉りし將士、

源爲義、源爲朝、平忠正、兵凡そ一千人

(其他の將士等は省くをよしとす)

是れより彌々大争亂となれるも、兎に角、天皇と上皇(兄弟)忠通と頼長(兄弟)義朝と爲朝(兄弟)清盛と忠正(叔姪)、爲義と義朝(父子)と云ふが如く、父子兄弟姪叔が兩軍に相分れ

て、相戦ふやうになれるは誠に淺間しきことなり、父子兄弟は互に仲善く力を協せて事をなさざるべからざるに、今や父は子を討たんとし、兄は弟を殺さんとし、弟は兄を殺さんとす、他に致し方はなかりしものか、誠に嘆かはしき次第なりとす、此の如き次第に立ち至りたるは、抑も誰に原因するか、又何故にこの淺ましき戦争を帝都の中央に演ぜざるべからざるに至りしか、(但しこれにて、原因に付きて問答して、批判を試むるやうなこととしては却つて授業に力がなくなるを以て、これは戦況結果までを語りて後にした方が有力なり、唯念の爲原因だけを問答し練習をして進むだけならば宜し、一と概括を試むべき所なれば、)

### 兩軍の作戰計畫

兎に角今となつては致し方なく、戦ふより外なし、愈々戦ふとせば出来るだけ勇敢に戦はざるべからず、単怯未練の者は日本男兒にあらず、上皇の軍にては、源爲朝は最も勇敢なるものなり、此時軍略を建て、曰く、此寡兵を以て殆ど二倍に當る大軍に敵せんには普通の戦争によるは不可なり、自分は曾て九州にありて大小數十箇度の戦をなせしも、常に少き兵を以て大敵を打ち破るには、夜攻めほど善きはなし、夜の事なれば人数の多少も不明なるが上に、敵の不意に出で、其狼狽せるに乗ずるを得べし、今

夜直に天皇の御所に推し寄せ、三方より火をかけて一方に要撃すれば、官軍の將士も火を逃るゝものは矢に死し、矢を逃るゝものは火に死せん、其勝つこと必せり、官軍多勢なりと雖も眞に戦ふものは臣の兄義朝一人のみ、清盛如きに至つては、鎧の先で蹴散らして飛ばせなん、何ぞ恐るゝに足らん、天皇の御輿も出でましまさば、恐れ多く候へども、臣は其御輿を昇く者に矢を一ト當て二タ當て當て、天皇を御つれだひ申し來ること、手の掌をかへすが如く心易きことなり、座して敵を待つが如き策の得たるものにあらずと、憚る所なく申せしも、賴長は爲朝の申す所以ての外の荒儀なり、年の少きが致す所か、今日兵少きも、明朝にもなれば、奈良の興福寺の僧徒等が味方に參ることなれば、騒ぐには及ばずとて聞かざりき、

其中に上皇の方より出しある間者走り還りて、今夜天皇の軍にては夜中に進撃することに決して、今直に義朝等が攻め來るべきを告げぬ、賴長等は狼狽して、急に戦備を嚴にすべきを令し、爲朝は僅に七十騎を以て西門を固め、爲義忠正等は其れ其れ己れの持場持場を固むることとなりぬ、

天皇の御所にては、義朝直に夜襲すべきことを建議せしも、其議は直に採用せられて清盛以下皆一同に打ち立つこととなりぬ、

## 源爲朝

爲朝の幼少より大膽不敵にして十三才より九州に下りて武勇を振ひしこと等は略して可なり、若し話すとしても、復習か練習の際に讓るを便とす、其方が混雜を來さず、又授業が横道に入らぬことなる、

爲朝の風采等につきては、保元物語に其詳細を載す、勿論想像も加はり居れど、大体は事實と見てよし、小學校にては、此物語に據るをよしとす、但し言葉等は別にくずしてわかり易く翻案する必要あり、又小供の事なれば付け加へて増補し、其意のある所を充分に活かす必要もあり、本書は、實際兒童其物を讀者とするにあらざるが故に、冗長を避けて多くは教師其人に向つて翻案する辭句を用ひたり、保元物語に曰く、爲朝は七尺許りなる男の目角二つきれたるが、紺地に色々の糸を以て獅子丸を縫たる直垂に、八龍と云ふ鎧を似せて白き重綾を以て威したる大荒目の鎧、同獅子の金物打つたるを着るまゝに、三尺五寸の太刀に熊皮の尻鞆入五人張の弓、長さ七尺五寸にてつく打たるに、三十六差したる黒羽の矢、負ひ、兜をば郎等に持たせて、歩み出たる体、焚燬も角やと覺わて由々しかりき、謀は張良にも劣らず、されば堅陣を破る事、吳子孫子が難しとする處を得、弓は養由をも耻

ぢざれば、天を翹る鳥、地を走る獸、恐れすと云ふ事なし、上皇を始め進らせてあらゆる人々、音に聞ゆる爲朝見んとて、こぞり給ふ云々、

爲朝の風采を兒童に語るには、非常の取捨を要す、身の長七尺、威風凜然たり、最も強弓に長すと云ふ位をなほして語るだけにて、充分に其風采を思はしむることを得ん、保元物語に其謀略を記して曰く、左府(賴長)即ち合戦の趣計らひ申せと宣ひければ、畏て、爲朝久しく鎮西に居住仕て、九國の者共從へ候に附て、大小の合戦數を知らず、中にも折角の合戦二十余箇度也、或は敵に圍まれて強陣を破り、或は城を攻て敵を亡すにも皆利を得る事、夜討にしく事侍らず、然れば、只今高松殿に押寄、三方に火を懸、一方にて支候はんに、火を通れん者は矢を免るべからず、矢を恐れん者は火を通るべからず、主上の御方心にくゝも候はず、但兄にて候義朝なごこそ懸出すらめ、それも真中差て射通し候はん、増て、清盛などがへろへろ、矢、何程の事か候べき、鎧の袖にて拂ひ蹴散して捨てなん、行幸他所へならば御免されを蒙て、御供の者少々射んする程ならば、定めて駕輿丁も御輿を捨てて、逃去候はんすらん、其時爲朝參向ひ、行幸を此御所へ成し奉り、君を御位に即け進らせん事掌を返す如くに候べし、主上を迎へ進らせん事爲朝矢二つ三つ放さんする許り



にて、いまだ天の明けざらん前に勝負を決せん條何の疑か候べきと、憚所もなく申たりければ、左府爲朝が申様以外の外の荒儀也、歳の若きが致す所か、夜討など云事、汝等が同士軍十騎二十騎の私事也、流石主上上皇の御國争に、源平數を盡して両方に有て勝負を決せんに無下に然るべからず、其上南都の衆徒を召さるゝ事あり、興福寺の信實、玄實、吉野、十津河の指矢三町、遠矢八町と云者共を召具して千餘騎にて參るが、今夜は宇治に着富家殿(頼長の父忠實)の見參に入、曉此へ參るべし云云、

上皇軍の配備(普通の保元物語)諸門の配備計五百餘騎、(其他五百餘人)、

東門、平忠正等二百餘騎、西河原門、源爲朝七十餘騎、

西門、源爲義百騎、北門、平家弘百五十騎、

京師本鎌倉本保元物語には、爲義を西門の守備とし、爲朝を西河原門とす、今之に従ひて爲朝を西門とす、忠正家弘等は説明には略して可なり、

### 義朝の建策

義朝夜攻の策、忠通斷する能はずして藤原通憲(入道信西)之を斷ず、高等科なれば平治物語に名出づるを以て語るべきも尋常科にては省略するを可とす、

保元物語に曰く、義朝畏て申けるは、即時に敵を従へ立所に利を得る事、夜討に過ぬる事候はず、就中、南都より衆徒大勢にて吉野、十津河の者共を召具して、千餘騎にて夜中に宇治に着、明朝入洛仕由聞へ候、敵に勢の屬ぬ前に押寄候はん、内裏をば清盛などに守護せさせられ候へ、義朝は罷向て忽に勝負を決し候はん、とぞ勸めける、信西御前の床に候けるが、殿下の御氣色を奉りて申けるは、此議尤然るべし、先んずる時は人を制し、後るゝ時は人に制せらると云へば、今夜の發向尤也、然らば清盛を留めん事も然るべからず、武士は皆罷向ふべし、云々、  
愚管鈔には、忠通義朝の議を聞くも決斷する能はず、諸公卿も唯忠通の顔を打守るのみなるを信西進んで此議を賛せしことを記せり、

### 爲義の建策

文部省教師用書には、爲朝爲義の建策云々とあり、爲義の建策とは左の如し、  
鎌倉本京師本保元物語に曰く、左大臣殿又爲義を召し、世間の事、合戦の次第御談合あり、判官申けるは、爲義既に老骨を振て參候の上、所存の旨を争か一言申さで候べき(中略)若し此御所を出させ給は、南都へ御幸成し奉り、宇治橋を引て、暫く世間を御覽候か、これに猶叶はずば、東國へ御幸を成し奉り、足柄箱根を伐塞き、東

八箇國の相傳の家人等相催して、都へ返し入進らせん事案の内に候と申ければ、左大臣殿爲義が條々の申條其理然るべしと雖も(中略)此御所を立退て、他所へ出させましまさん事一切あるべからず、志を勵まし忠節を抽て軍功を極め朝恩に誇るべき也云々

爲義の建策は語るも可なり、省くも可なり、唯簡單に、此高松殿の地形にては、寡少の兵にて拒き難ければ、一と先づ此地を去つて形勢のよき地に據るべきことを勤めしも、頼長亦聽かざりきと云ふ位の程度にて話し置くも可なり、但し爲朝の建策は省かざるをよしとす、省けば戦況に就きての趣味の半を失ひ、又教育的價値の半を減す、

戦況

源爲朝能く拒く

爲朝の西門へは清盛の兵攻めかかりて、清盛の部下伊藤五、伊藤六二人は先登第一の功名をなさんどて、最先に進み寄れるを爲朝自ら弓を執りて之を射ければ、誤たず矢は前に進める伊藤六が胸を射通して、次に進める伊藤五が左の袖に立つたり、六は即死し、伊藤五は此矢を折かけ歸りて、大將清盛に戦の有様を申す、清盛を始めとして、此

矢を見るもの何れも舌を巻きて驚かぬはなし、

大將清盛は此門のどても破り難きを見てければ、已れは必此門へ寄すべしと定まれるにあらず、北の門へ向ふべしとて、兵を指麾して向ふ、獨り其子重盛年十九才なるが踏み留まつて、勅命を被つて向ひたるものは、唯強き敵をこそ是れ擇ぶべけれ、敵陣こはしどて引返す様やはある、續けや物共とて懸けんとしけるを、清盛は強いて制して北の門へと相向ふ、義朝次いで西門に來り攻めしも、爲朝其兵を討ち退け、進んで義朝に迫りて、義朝が其馬を寺の門前に駐むるを見て、一矢の下に之を射斃さんとしたれど、却て又思ふやう此戦は兄弟父子の戦なり、何時又和睦成りて、兄を射殺せしを悔む時生するやも知れず、討たざるに若かずとて、鳴鏑ナリカサを射て、義朝の膽を奪ひしまゝ引返す、

爲義忠正等何れも死力を盡して固めたれば、各門何時破らるべしとも思はれず、夜も次第に明け行く有様なれば、義朝いらつて、曉風に乗じ、風上より火をかけ、清盛以下最後の猛烈なる攻撃を行ひければ、火の手は次第に揚がりて、烟と焔は天を焦すばかりにて、其勢の凄しきこと云はんかたなし、上皇の軍は爲に亂れ立ちて、又引留まるべくもあらず、遂に散亂するの已むを得ざるに至りぬ、爲義爲朝等は群がる敵中を切り

破つて落ち、崇徳上皇は臣下に助けられて落ちさせ給ひしも、仁和寺に入つて戰場を出で、云へば寺名は云はずともよし、剃髪し給ひ、頼長は奈良に落ちんとせしも、途にて流矢に中りて傷重く遂に死しかく、保元の大亂は僅に一夜の中に片つきぬ、

## 亂の結果

爲義は一時東國に落延ぶる考なりしも、忠正が姪の清盛を頼んで降れるを聞き、已れぬ、も子の義朝を頼んで降りぬ、爲朝強いて爲義を諫めけれども聽かずして亦出で降りぬ、

朝廷にては戦後の處刑につき種々評議ありしも、結局崇徳上皇を讃岐に流し、上皇に味方せし公卿武士の重なるものを死刑或は流罪等に處することゝなれり、義朝は戦功にかへて父爲義の死を許されんことを請ひしも許されず、清盛が已に叔父の忠正を斬りしに何故に躊躇するか、若し殺すこと能はざれば出でべしとの事なれば、義朝も人手にかけて親を殺すよりはとて、遂に自分の家臣に命じて首を斬らしめぬ、誠に嘆かほしき次第なりき、父子兄弟相争ふに始まつて父子兄弟相殺すに終ると云ふは實に保元の亂なりけり、

## 爲朝の勇敢

戦況を明にせんには、鎌田正清、金子家忠等の働きをも述べざるべからず、然れども、是等は複雑なるにより、以上の材料位で先づよからん、一方より云へば、以上の材料だけでも、已に多きに過ぐるやうなるも、戦争の状況及武勇談は、他の原因結果の事と差ひ、小供に取つては非常に趣味あるものなれば、以上の程度迄進めざるべからず、

殊に此戦亂に於ける鎮西八郎は大立物なり、其強健長大なる体格と云ひ、眼付の鋭くして威風の凜然たる、其勇敢其謀略、其技倆、其精神、何れの方面より見るも兒童の理想的人物として、武勇の方面における、幼き兒童の幼き尙武的精神を鼓舞するもの、教育的の効果の大なるものあるは言を俟たず、略することの出來ざるものなり、

義朝が馬を莊嚴寺の門に立て、爲朝と對する所等も中々面白く有益なる物語なり、

保元物語に曰く、爲朝は正清を何處迄も追はれけるが、さのみ長<sup>なが</sup>透<sup>とお</sup>なせそ、判官殿(爲義)は心こそ猛くおはしませど、年老い給ひぬ、小勢にて門破らるな、返せやとて引返す、(中略)相摸國の住人、須藤刑部、亟俊通等二百餘騎にて追懸けり、爲朝寶莊

殿院の西うらにて返し合せて、火出る程ぞ戦ひたる。大將は赤地の錦の直垂に黒絲威の鎧に鍬形打たる兜を着、黒馬に黒鞍置て乗たりけり。鎧踏張り、たちあかり大音揚て、清和天皇九代の後胤下野守源義朝、大將軍の勅命を蒙て罷り向ふ。若し一家の氏族たらば速に陣を開て退散すべしとぞ宣ひける(中略)

御曹司(爲朝)首藤九郎を召して敵は大勢也、若し矢種盡て打物にならば、一騎が百騎に向ふとも終には叶ふまじ、坂東武者の習、大將軍の前にては親死子討たるれども願す彌が上に死重りて戦ふぞと聞く、いざさらば大將に矢風負はせて引退けんと思ふは如何にと宣へば、家末(爲朝の家人)然るべく候、但御誤候はんと申ければ、何條さる事有べき、爲朝が手並は覺ゆる物をとて、例の大矢を打番ひ固めて兵と射る、思ふ矢坪を誤たず、下野守の兜の星を射削て、餘る矢が寶莊殿院の門のほうたてに、篋中せめてぞ立たりける、其時義朝、手綱搔練打向、汝は聞及ぶにも似ぬ、無下に手こそあらけれと宣へば、爲朝兄にて渡らせ給ふ上存する旨在て角は仕候へども、誠に御免を蒙らば二の矢を仕らん、真向、内兜は恐も候、障子の板か、檜檜弦走か、胸板の真中か、草摺ならば、一の板とも二の板とも、矢坪を儘に承て仕らんとて、既に箭取て、番はれける所に、上總國住人深巢七郎清國つと懸寄ければ

爲朝之を弓手に相受てはたと射る、清國が兜の三ッ板より直違に、左の小耳根へ篋中許り射込まれたれば、暫もたまらず死にけり云々、

清盛が兵より駆出でたる伊藤五は伊藤五郎なり、六は六郎なり、

其他清盛の家人山田小三郎が猶引返して、門近く進み寄りて名乗りを揚げて、爲朝に戦を挑み、一の矢にて射取らんとして失敗し、二の矢を番ふ所を、爲朝に一箭の下に射斃されて馬より落ちて死したる等を語るもよし、此等は甚だ繁雜のやうに思はるれど、其實は爲朝の武勇と弓の名人との一點に歸着するものなれば面白く壯快なる武勇談は時間あれば語るをよしとす、但し時間足らざるのみ、若し時間の上から取捨を云へば先づ本文の材料丈にて宜し、

### 爲朝父爲義を殺す

保元物語に曰く、去程に爲義が頭を刎ぬべき由、左馬頭に宣下せられければ宥置べき旨やう／＼に兩度まで奏聞せられけれども、主上逆鱗有て清盛既に叔父を誅す、何ぞ緩息せしめん、姪なを子の如しと云へり、叔父豊父に異ならんや、速に誅戮すべし、若猶違背せしめば、清盛以下の武士に仰附らるべき由、勅定重かりしかば、力なく涙を押へて鎌田次郎に宣けるは、綸言如此(中略)如何すべきと有しかば、

正清畏て、申に恐候へども、愚なることを御説候者哉、私の合戦に討奉らせ給はんこそ其罪も候はんすれ(中略)朝敵となり給へば終には遁る間敷御身なり、縦御承にて候はずとも、時日を延すべき御命ならぬにとりては、御方に侍らせ給ひながら、人手に懸て御覽候はんより、同くは御手に懸させ給て、後の御孝養をこそ、能々せさせ給はんすれ、何か苦しく候べきと申せば、さらば汝計へとて泣々内へ入給ふ、鎌田は入道(爲義)の方へ参り云々、  
鎌田正清僞りて、東國に逃れ給ふべきを告げ途に實を告げて之を殺す、假令已む事を得ざるものありしにもせよ、誠に悲むべきことなり、

### 義朝の弟頼賢頼仲等五人斬らる

保元物語に曰く、去程に左馬頭に重て宣旨下りけるは、汝が弟共皆尋出し進らすべし、殊に爲朝とやらんは鳳輦に矢を放さんと申ける奇怪の者也、搦捕て誅すべしと也、義朝畏て、方々へ兵を差遣して尋ねられければ、此彼より尋出してけり、爲朝は敵來ると見ければ、何地ともなく矢にけり、頼賢以下五人は皆船岡山に斬らる、

此亂の處刑に就きては、藤原通憲(信西)の議により、刑を嚴にして、弘仁中藤原仲成

を誅せし以後行はざりし死刑を復起すに至りしこと等は、尋常科にては説明せずともよし、

### 爲朝の末路

爲義忠正以下皆刑せられて事は略片付きたれど、獨り爲朝の行衛のみ不明なり、朝廷にては爲朝を搦め捕るものあれば重賞に行ふべしとの事なるも、容易にわからず、爲朝は亂後暫く近江(輪田)の山中に隠れ、折もあらば、再び九州へ下らんと思ひ居りしも、運悪く病氣にかゝり療養して、其儘隠れ居たりしも、何分目つきと云ひ風采と云ひ(額に創ある所等、保元の亂の時の傷)何れより見ても尋常の男ならざれば、其近傍の者も怪しんで、官に届け出づるものあり、官にても是こそ爲朝ならんとて、湯に入れる所を三十人餘りにて取圍みぬ、爲朝裸体にて、其あたりなる木を取つて、四五人を敲き斃せしも、多勢のために遂に召捕られぬ、

朝廷にても、亂後事のきまりは一と通り付きし後にてもあり、世に珍らしき勇士と云ひ、殺さんことも惜しとて、命だけは助けて、伊豆の大島へ流すこととなりぬ、  
爲朝は流人の身となつて、伊豆の大島へ下りしも、大島にあること暫らくにして、自分は八幡太郎義家の孫なれば、この島は朝廷より自分に賜はつたりと稱して、従はぬも

のを打ちて大島のみならず、其他の伊豆七島をも悉く服従せしむるに至れり、朝廷にては爲朝の勢再び盛になりしことを聞きて大に驚き、兵船二十艘と兵五百餘騎とを差向けらるゝに至りぬ、爲朝は何れこれを最後と思ひ定めければ、手並の程を關東の者共に見せて、後の世の思ひ出にせんとて、一隻の船の岸近く三町許りに來れるを目懸けて、一箭にて射沈め、家にかへりて靜かに自害して相果てけり、

### 爲朝の末路と傳説

爲朝の末路は省略するもよし、されど教科書本文にも、特に爲朝の善く戦ひしを載せ、生徒にしても其末路は如何相成りしか知りたきは萬々なれば、復習か練習の時に、お伽噺的に爲朝の末路を語るを適當とす、

但し、保元物語中に爲朝鬼界が島へ渡るの一節は、少しく虚構に近く考へらるれば、省くをよしとす、又最後の一箭に舟を覆すの事、帆網を射切つて舟の中心を失はしめて轉覆せしむれば、兎も角、船の腹へ射込んで覆へせしと云ふ話は、受取り難し、取捨して語るをよしとす、爲朝琉球へ渡りしとの説は事實甚だ不明了にして、或は鬼界が島云々を以て琉球地方へ渡航せしものとして、船を邀へて覆へせし以前なりとするもあり、何れも不明了なるを免がれず、

保元物語に爲朝の無双の勇士なることを記して、

此爲朝は十三にて筑紫へ下り、九國を三年に打從へ、六年治めて、十八歳にて都へ上り、保元の合戦に名を顯はし、二十九才にて鬼ヶ島へ渡り、鬼神を奴とし、一國の者恐怖するといへども、勅勘の身なれば、終に本意を遂す、三十三にして、名を一天にひろめけり、古より今に到る迄、此爲朝程の血氣の勇者なしとぞ人申しける、これ程の勇者を活かして働かしむる能はざるが如き、教授は形式、何程整ふとも龍を畫きて、眼睛の入らざるが如きものなり、

保元物語に最後の爲朝を記して

去る保元に勅勘を被つて流罪の身と成しかども、此十餘年は當所の主と成て心計りは樂めり、其以前も九國を管領しき、思出なきに非ず、筑紫にては、菊池原田を始として西國の者共は皆我手柄の程は知りぬらん、都にては源平の軍兵、殊に武藏相摸の郎等共我弓勢をば知りぬらん物を、爲朝に向つて弓ひかん者は覺ぬぬ物を、今都よりの大將ならば平氏などこそ下るらめ、一々射殺して海にはめんど思へども、終に叶はぬ身に無益の罪作つて何かせん、中略、さりながら、一つ矢射てこそ腹をも切らめとて、立向ひ給ふが、最期の矢を手淺く射たらんも無念なりと

思案し給ふ處に、一陣の舟に兵三百餘人、射向の袖を差かざし、舟を乗傾て、三町許  
渚近く押寄たり、御曹司矢比少遠けれど、大鎗を取て番ひ、小肘の廻る程引切て  
兵と放つ、水際五寸許置て、大船の腹をあなたへ、つと射通せば、兩方の矢目より水  
入て、舟は底へ穿入ける、(中略)爲朝是を見給て、保元の古は、矢一筋にて二人の  
武者を射殺しき、嘉應の今は、一矢にて多くの兵を殺畢、今は思ふ事なしとて、内に  
入り、家の柱に背を當て腹搔切てぞ亡せにける、

## 結論

## 保元の亂の取扱ひを論ず

此章は平清盛とすれば平清盛が主にて、保元の亂平治の亂は清盛の昇進を叙し  
行く途中に過ぎず、云は、補助的の者なれど、保元の亂を清盛を主としたる方辨  
に使ふとせば、源平二氏の勢力相匹敵せしが此戰亂によりて源氏の將士多く死  
亡せしかば勢滅せしを免がれず、殊に爲義の死と義朝が手を加へて殺せしとは  
源氏の勢力を益下らしむるに至つたと云ふことを知らしむるに過ぎず、こは歴  
史の大勢上より觀察して、最も必要なことなれど、教育上の保元の亂の取扱ひ  
としては其他に多くの大切なる項を逸せるなり、總て、傳記体は初學の幼童には、

誠に都合よきものにして、わかり易く趣味あるものなれど、凡てを傳記体にまど  
めんとせば却つて無理出來て趣味を減するものなり、

此章の如きは無理に清盛にてまどめずとも源平二氏とか保元平治の亂とかし  
て別けたる方、記憶にもよく残り趣味も起り教育の効果をあげる方より云ふも  
都合よし、

殊に平清盛の章は、第十六第十七の二章につゞく長き章なるを以て、題目をかへ  
行く方適當なり、

兎に角今は保元の亂として、研究したるものなれども、之を平清盛にまどめんと  
せば文部省教師用書の注意要項にある注意の如きは最も必要なり、否、歴史の大  
勢上よりの觀察によりてまどめることの如きは最も大切なり、

藤原氏は從來威福を恣にし來りしも、已に其實力を失ひ、唯過去の餘威によりて  
傲然武士の上に臨みしなれば、保元平治の二度の亂によりて、其實力なき真相は  
暴露せられ、殊に從來源平の兩氏對立して、互に相牽制したりしものが、今は平氏  
のみ盛なる世となり、清盛は憚る所なく其權勢を擅にするに至れり、  
又同教師用書參考欄に云ふ、

此事變はもと藤原氏兄弟が權力を争ひて互に相闘きし結果として遂には累を皇室に及し奉り源平二氏亦其渦中に引入られたるものなり、(中畧)而して又一方より見れば當時の武士が然諾を重んじ、私情を顧みず所謂大義親を滅すとの精神より寧ろ父に背くとも君に背かじとの氣風を極端に表示せるものと云ふべしと。

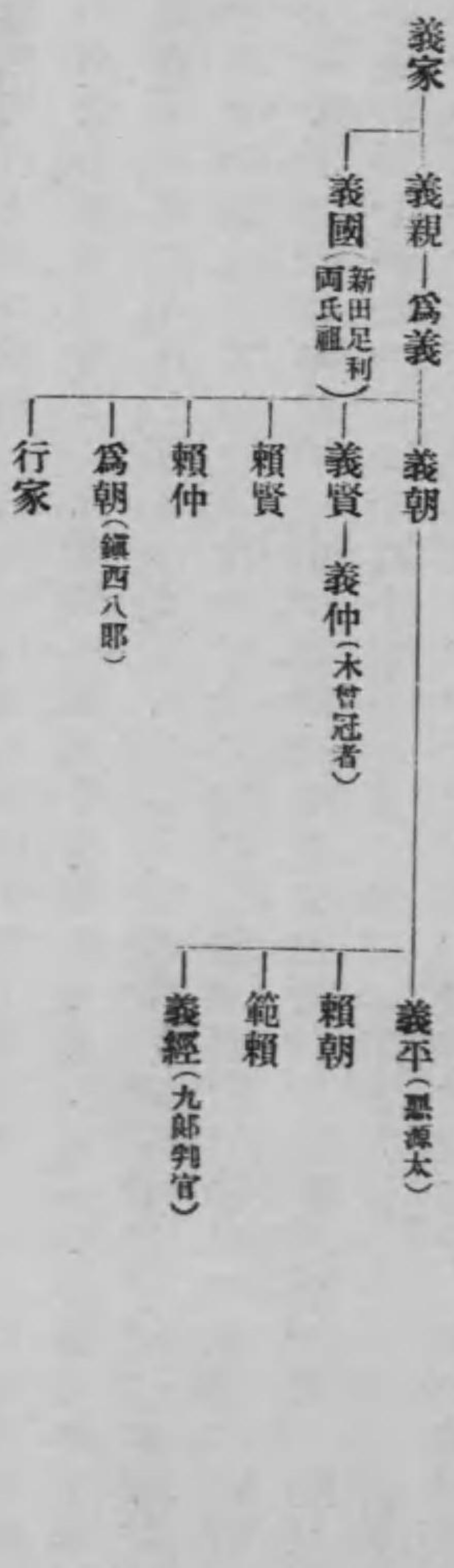
實に然り併しこれも平清盛の立場よりも寧ろ大勢上より見たる話なり、史上よりの視察としては誠に面白けれど併し果して尋常科第五年の生徒には解し得べきや否や教師の技倆は益研いた上にも研かれて餘程翻案せねば此説明にて功を收むるはむつかしかるべし。

### 第二十九章 平治の亂

#### 平氏系圖



#### 源氏系圖



源義朝と平清盛及信西  
 保元の亂に義朝の功最も多し然るに恩賞は清盛に超わられ亂後は平氏の勢益々盛にして源氏の勢はこれに及ばざるの形勢なりしかば義朝甚だ喜ばず、清盛は平忠正を殺せしと雖も一支族を殺したるに過ぎずして源氏が爲義等の首領を失ひて半羽翼を殺したるが如きにあらず、



加ふるに當時に最も才學ありて、後白河天皇の寵を得たる藤原信西(通憲)入道して、信西(云ふ)と結びしかば、勢威益盛なり。

義朝曾て女を信西の三子(是憲)に妻はさんとす、信西辭して曰く、我子は學生なり、武家の女と婚せずと、後其四子(成範)の爲に清盛の女を娶る、義朝よりて信西を怨む。

藤原信頼と信西

時に藤原氏の支族に信頼と云ふものあり、面殊(おもて)を以て亦天皇の寵を得、勢甚だ盛なり、保元三年、後白河天皇位を二條天皇に譲り給ふ、信頼上皇によりて近衛大將たらんことを求む、上皇殆どこれを許さんとし給ひしが、信西執りて不可とし、曰く、大將は重任なり、白面の書生をしてなさしむべきにあらざると、退いて唐の玄宗が楊貴妃を寵し、安祿山の大亂を來せる圖を奉り、極めて其不可なるを諷す、上皇擇び給はずと、雖も事遂に已む、信頼これを聞いて、信西を怒る。

此に於て義朝が居常鬱々として樂しまざるを見、互に相結托し、遂に兵を擧げて平氏と信西とを除かんことを圖る。

信頼義朝の擧兵

平治元年十二月、清盛が熊野に詣で、京にあらざるを機とし、兵を擧げ、信西を斬りて

これを梟し、天皇上皇を宮裏に幽し奉り、信頼は自ら大臣大將となり、義朝を播磨守(此時清盛播磨守たり)とし、其他黨與に位官を授く。

清盛京に還り天宮を出て給ふ

清盛熊野に詣でんとし、途に此變を聞いて大に驚き、從者少きを以て一たびは西國に走り兵を集めて西上せんとせしも、重盛の固く諫むるに従ひ、直に京に還りて六波羅の邸に入る、時に信頼の黨與中にも、事の成らざるを慮りて平氏と通じ、竊に天皇を奉じて六波羅に走りしものあり、上皇も亦間を得て宮を脱して、竊に仁和寺に幸す。

戦況一

平氏は清盛の歸りしが上に、又天皇を迎へて兵勢大に盛なるに至りしかば、直に兵を進めて大内を恢復せむとし、重盛先づ兵を率ゐて侍賢門に迫る。

信頼は天皇上皇の他に、出で給ひしを聞いて、心甚だ驚きしが上に、今や重盛等の鼓噪して門に迫るを見、進退度を失し、戰慄して馬に乗ること能はず、從者扶けて馬に上すも、跨つて落ち、唯將士に命じて諸門を拒かしめんとするのみ。

重盛遂に門を破つて大内に亂入す、義朝遙にこれを望見し、長子義平に命じてこれを攘はしむ、義平即ち鎌田正清等十六騎と轡を並べてこれに馳せ、令して曰く、櫓(たもと)の

鎧に蝶の金物打ち、黄月毛に乗たるこそ重盛なれ、大將を組んで落せ、木葉武者に目をかくるなど、將士皆物色して重盛に迫る。重盛敵すること能はずして、一たび門外に退きしも、更に兵をかへて再び入る。義平曰く、兵は新なるも將は元の如しと、將士皆重盛を獲んとして叢り集まる。

重盛又敵すること能はずして、紫宸殿前の橘櫻樹の間を回りて逃れ、遂に又門外に出づ。義平等追撃益急に、重盛馬射られて落ち、殆ど獲られんとせしも、從者遮り戦てこれに死し、辛ふじて六波羅に達することを得たり。

義朝又頼盛と郁芳門に戦ひしも、北ぐるを追ふて出づ。已にして平氏の別軍(教盛等)の來り迫るに及び、信頼拒く能はずして、義朝等の後を追ふて出で、大内遂に平軍の占領する所となる。

戦況二

義朝、義平等還りて平氏の赤旗の大内に充つるを見て、驚き、銳を盡して破らんとせしも、得ず、更に返して六波羅に向ふ。兵鋒甚だ鋭く、矢内戸に及ぶ。

清盛床棋に踞して兵を指揮せしも、これを見て自ら將として出で拒く。源軍強からざるにあらざるも、戦朝より暮に至り、人馬共に疲勞し、死傷又多く、遂に大に崩る。義朝、義

平等は東國に赴て再舉を圖らんとし、東に向つて落ち、信頼は義朝等に捨てられて、仁和寺に赴き、上皇に哀願して死を宥されんことを哀訴す。清盛聽かず、遂に斬らる。黨與數十人皆斬らる。信頼刑に臨み、悲泣して哀を求め、展轉して刃を受けず、刑を行ふもの背に騎してこれを斬りしと云ふ。

源氏殆ど滅ぶ

義朝は尾張に至りしも、長田忠致の爲に殺され、義平は單身再び京に入りて、清盛を刺さんことを圖りしも、事覺はれ、更に東に走らんとして、途に獲られ、遂に斬らる。義朝の二子朝長は傷重くして、途に義朝の殺す所となる。義朝の三子頼朝は美濃に獲られて、伊豆に流され、源氏の一族殆んど亡びぬ。

平治の亂の翌年、清盛從三位に叙せられ、次いで參議となり、朝政に參與するに至り、平氏の勢益盛なり。

備考

待賢門の戦(平治物語)

重盛來り攻め信頼逃る

左衛門佐重盛五百餘騎をば大宮表に残し置き、五百餘騎にて押し寄せて呼ばは

り給ひけるは、此門の大將軍は信賴卿と見るは僻ケ目か、かく申すは桓武天皇の苗裔太宰大貳清盛が嫡子左衛門佐重盛生年廿三と名乗りければ、信賴返事にも及ばず、それ防げ侍共とて引退く、大將の引き給ふ間防ぐ侍一人もなし、我先にと逃げければ重盛愈勇んで大庭の椋の木の下まで攻め附けたり、

### 義平出づ

義朝これを見て、惡源太はなきか信賴といふ大臆病人が侍賢門をはや破られつるぞや、あの敵逐ひ出せと宣ひければ、承り候とてかけられけり、續く兵には鎌田兵衛、後藤兵衛、佐々木源三、三浦荒次郎、長井齋藤別當、岡部六彌太、猪俣小兵六熊谷次郎、平山武者所(以下人名略す)己上十七騎を並べて馳せ向ふ、

### 義平重盛のみをを目指す

大音聲を揚げて、此手の大將は誰人ぞ名乗れ聞かん、かく申すは清和天皇九代の後胤左馬頭義朝が嫡子鎌倉惡源太義平と申す者なり、(中略)年積つて十九才、見參せん、とて五百騎の真中へ割つて入り、西より東へ逐ひまくり、北より南へ追ひ廻し、縦様横様十文字に敵を颯と蹴散して、半武者共に目なかけそ、大將軍を組んで討て櫓の匂の鎧に蝶の裾金物打つて、黄鶉毛の馬に乗つたるこそ重盛よ、押し並

べて組んで落し手取にせよ、と下知すれば、大將を組ませじと防ぐ平家の侍共、與三左衛門、新藤左衛門を始めとして百騎計りが中にと隔たりける、惡源太を始めとして十七騎の兵ども大將に目をかけて大庭の椋の木の中に立て、左近の櫻、右近の橘を七八度まで追ひ廻して組まん、とぞ揉んだりける、十七騎にかけ立てられて五百餘騎叶はじとや思ひけん、大宮表へさつとひく、(中略)左衛門佐重盛は前の五百餘騎をば留め置き、新手五百餘騎を相具して又大庭の椋、木まで攻め寄せたり、惡源太かけ向ひ見廻して云ひけるは、只今向ひたるは皆新手の兵なり、但し大將は元の大將重盛ぞ、以前こそ洩すとも今度に於ては餘すまじ、押雙べて組みて捕れ兵共と下知すれば、勇みに勇みたる十七騎我先にと進みければ、(中略)重盛組みぬべくもなくや、思はれけん、又大宮面へ引いて出づ、

### 重盛殆ど危し

(承前)十七騎大宮表にかけ出て敵五百騎が中へ面も振らず破て入る、引立てたる勢なれば馬の足を立てかねて大宮を下るに二條を東へ引きければ、義朝は我子ながらも義平は能く駈けたるものかな、あゝ駈けたりとぞ譽められける、

大將重盛、三左衛門景安、新藤左衛門家泰、主従三騎かけ離れ、二條を東へ引かれけ

れば、惡源太鎌田に屹と目合せて爰に落つるは大將とこそ見れ、返せやとて追かけたり、既に堀河にて追詰めけるが、弓手の方に材木多く充ち満ちたるに、惡源太の乗り給へる馬かたなつきの駒にて材木にや驚きけん、右手の方へけし飛びて小膝を折りてごうと伏す、鎌田兵衛延さじと十三束取りて番ひ能引いてひやうと射る、重藤の射向の袖(左の袖)にはたと中りて飛び返る、やがて二の矢を射たりければ押附へ丁と中りて、窺かつき碎けてはね返れり、

惡源太是は聞ゆる唐皮と云ふ鎧ござんなれ、馬を射て落ちん所を討てと下知せられければ又ヨツ引いて追ふ様に筈のかくる、程射込みたり、馬は屏風を返す如く倒るれば材木の上にはね落され兜も落ちて大童になり給ふ、鎌田堀河を馳越わて重盛に組まんと落合へば、重盛近づけては叶はじと思はれけん、弓の筈にて鎌田が兜の鉢を丁と撞く、撞かれてゆらゆる間に兜を取りて打着けつ、緒を強くこそしめられけれ、與三左衛門馳寄りて中に隔り、鎌田と引組みて取りて押へける處に、惡源太馬引起し、是も堀河を馳越わて重盛に組まんと飛んで懸りけるが、鎌田をや助くる、大將をや討たんと思案しけれども、大將には又も寄合ふべし、鎌田を討たせては叶はじと思ひ三與衛門に落合ひて三刀刺して首を取る、重

盛は憑み切たる景安討たせて命生きて何かせんとして既に惡源太と組まんとせられけるを、新藤左衛門馳せ來り中に隔て、惡源太とむすと組む、鎌田は重盛と組まんとせられけるも、主を討たせては叶はじと思ひければ、新藤左衛門に落ち重なりて首をかく、此間に重盛は虎口を逃れて六波羅までぞ落ちられける、二人の侍なからましかば助かり難き命なり、

### 牛若僧となるを肯んせず密に奥州に下る

義朝の三子今若、乙若、牛若は母常盤に携へられて一時母の里なる大和の龍門に潜みしが、後捕へられて今若、乙若は僧とせらる、牛若は年幼なるを以て未だ剃髮せしむるに及ばず、鞍馬山寺に入れて其長ずるを待ちて僧とせんとす、牛若敏捷にして機慧僧となるを肯んせず、一日、其家系を聞き慨然として家を起さんとす、志あり、會々奥州に往來する商人吉次の鞍馬山寺に詣つるに、遇ひ、密に寺を出で従て奥州に下り、藤原秀衡に依る、牛若は即ち後の義經なり、

### 教授上の注意

一、義平重盛の一騎打ちの如きは尙武の氣象を鼓舞すべき材料として取るべきものなり、

二、大内に於ける混戦奮闘の状は壯烈に説き示さざれば平治の亂全体が引き立たず、

三、義平が死に臨むまで強剛不敵にして自若たるは信賴が臆病なるに對比して好箇の教訓を示すもの、一は公卿の優柔なる缺點を遺憾なく表はし、一は武家の強剛不屈なる精神を遺憾なく表はす、

四、信西が才に任せて事を執り徳を積むを忘れたるは又好き教訓を示すものなれど小學校の教材としては此邊を充分に發揮するの時間なきは遺憾なりとす省くべし、

五、清盛が頼朝等を許したるは將來平氏の覆滅をどる一原因たるも惜しきことをしたるにはあらず、清盛の雅量嘉すべきのみ、平氏の滅ぶるは平氏の自ら取りたるにて其全盛を極むる時深く自ら戒めて臣節を全ふすることあらしめば百の頼朝ありと雖もそれ平氏を如何せんや、

六、常盤が母と子を救はんがために已むを得ず、清盛の妾となりしが如きは教育上語らざるをよしとす、

挿繪の説明

待賢門の戰

平治物語繪巻に據れるもの、進み來れるは平重盛の一軍にして門外に拒けるは源氏の兵なり、信賴怯懦にして、拒げ物共とて引退くを以て源氏の軍には敗形已に現はれ足並整はず、源氏の白旗と平氏の赤旗につきては説明し置くを要す、  
攻勢をとれると單に防禦を主とするとは勢の大に異なるを知らしむべく、今日の陸軍にては攻勢防禦をとるにあらざれば到底拒ききれざるものとせられたる等を合せ説くもよし、

第三十章 平氏の專横

驕るもの久しからず、偏へに春の夜の夢の如し、祇園精舎の鐘の聲は、幾度か諸行無常の福音を傳へたりけむ、夢よりも淡き平相國一代の榮華、今何所にか殘れる六波羅の霸圖、今や何所にか尋ぬべき、

然れども其盛衰榮枯の跡は、長へに無韵の詩を傳へて、永く朽ちざる教訓を印ひ、今や平相國を叙せんとし、筆をとりて紙に臨む、猶一種の感想の人を襲ひ來るを覺ゆ、

平氏は如何にして權勢を得たる

平治の亂は源氏を仆し、平氏の威を振ひたるのみならず、天皇をして、清盛に依らしめ

關白をして六波羅に投せしめ、公卿群臣をして悉く清盛に依頼せしめたり。關白の至る其信頼の妹婿たるをもつて平氏の族疑つて之を幽せんとするや清盛曰く攝籙の臣至らざれば將に召すべし召さずして來る甚だ善しと此れ明かに關白以下を一の裝飾となし主權の己れにあるを認識したるものなり而して上皇の信頼の死を宥さんことを請ふこと再びに及んで遂に聽かざるは明かに取捨の己れにあるを知りて之を實行したるものなり。

清盛敢て始めより政權を奪つて公卿を奴僕視し威權を振はんとするものにあらず維方經宗の反覆と信頼の輕噪と信西に對する怨恨嫉妬とは清盛をして漁夫の利を收めしめたるなり。

平氏の全盛と其専横

清盛の威權隆々として上り政其手に出づるや第一に衝突を見たるは院中なり法皇も公卿も意の如くならずして始めて豫期せざる所に赴きしに驚く此に於て其専横を惡むの結果政權回復平氏顛覆の運動は屢繰り返されんとし其兆は先づ流言となりて現はれぬ。

六條天皇二才にして即位立つて一月二條上皇崩し給ふや二十三才諸寺の僧侶葬に

會し延曆興福二寺座次を争つて將に相戦はんとす京師誤り傳へて曰く後白河上皇僧徒に命じて平氏を討たしむと。

清盛の子弟之を聞き干戈をとりて六波羅に集まるもの數千都下騷然たり朝廷又源賴政平教盛をして大内を固めざるべからざるに至る。

已にして延曆寺の僧攻めて清水寺に火を放つや六波羅驚擾して今にも戰の避くべからざるを期するもの如し上皇益憂慮し自ら之を喻さんとし六波羅に幸し給ふも清盛怒りて上皇を見ず駕の還る重盛の外又之を奉送するものなし。

上皇宮に還つて浮言の出づる所を問ひ給ふや藤原西光曰く天に口なし人をして之を言はしむ今平氏驕傲甚し亡兆と云ふべしと。

何時の公卿の多くも必竟官位と權勢の奴隸なり扇に鼻挟みて大道を走りたる高平太西光が清盛を罵りし言が太政大臣となり其の一門は穰々として繁榮し中央の諸官職より地方の國司に至るまで一家に占めんとするを見ては冲々として嫉惡に堪へざるものありき唯其出でざる所以は兵力あるを憚るのみ。

清盛已に勢を得たり此に於て藤原氏が曾て皇室に擬したりしものを模せんとし却つて急激に過ぐるものあり。

仁安元年、清盛の妻時子の妹、平氏の所生なる憲仁親王を立て、皇太子となす。憲仁は天皇の叔父にして、天皇より長ずる四才、主上三才、東宮六才、三才の天子六才の皇太子未だ曾てあらず。二年を経ざるに五才の憲仁に位を譲らしめて、天皇に立て奉る。高倉天皇八才、此なり。幾何もなく、又己れの女徳子を納れて、中宮とす。天皇は十三才にして、中宮は十五才。

此間に清盛は累進して、權中納言となり、内大臣となり、左右大臣を経ずして、直に従一位、太政大臣に進み、已にして、薙髮して、淨海と稱し、六波羅に居りて、大政を左右するに至り。長子重盛は右兵衛督となり、參議となり、右近衛大將となり、宗盛以下一門益々官位を進む。

白河上皇、其専横を惡み給ふも、如何ともすること能はず。薙髮して、法皇と稱す。此薙髮も、清盛の専横を憤り給ひしによる。傳へらる清盛、心益傲り、西八條の第を營み、福原に別莊を構へ、驕奢を極む。

攝政基房の如きも、途、淨海が孫、資盛を馬より下らしめしを悔いて、己れの過ちを謝するに至る。而して、遂に清盛の怒りを解くこと能はず。淨海が孫を道路に辱めたりとて、平氏の武士より、要撃せられ、車を壞られ、從士の誓は斷たれて、追却され、基房僅に免が

れたりしを喜ぶ。

成親等平氏を除かんことを謀る。

平氏轉覆の第一謀は、法皇の寵臣藤原成親、同西光によりて、書せらる。

治承元年春正月、重盛左近衛大將に轉じ、弟宗盛權中納言より、其後を承けて、右近衛大將を兼ねるや、久しく、大將を熱望せる成親は、大に失望且憤懣し、西光及び檢非違使平康頼、多田藏人行綱と謀り、東山鹿谷の地勢の形勝、京師を窺ふべきを見、鹿ヶ谷執行の僧俊寛をも味方にひき入れ、延曆寺の僧徒を鎮壓するを謀ると稱し、屢鹿ヶ谷の山莊に會す。法皇も亦之に臨幸あらんとせしが、信西の子僧靜賢に諫められて、止め給ふ。即ち止め給ふと雖も、平氏を討せんとするの志は已まず。

計畫次第に熟し、將に兵を集めて事を擧げんとするに及んで、多田行綱、寡兵、遂に敗れんことを恐れ、志を變じて、密計を平氏に告ぐ。

清盛即ち、西光を捕へて、拷問して、實を得。俊寛、成親、康頼等を捕へ、將に法皇の宮を圍みて之を幽せんとして、子弟一門を集む。重盛時に小松邸にあり、變を聞いて馳せ至り、清盛を諫めて曰く、平氏朝恩を忝ふること大なり。今亂臣已に縛に就けり、將に反省願慮して、徳を修め、天下の人心を得んことを力むべきなり。何の思ふ所ありて、法皇の宮

に向はんとし給ふ古より君に反く者短きは一日長きも三年を過ぐべからず重盛身  
近衛大將を忝ふす大義君の爲めに身を致さるべからずもし馬首必大内に向はん  
とならば先づ重盛が首を刎ねて後向はるべしと聲涙共に下る清盛又愀然として止  
む

清盛西光を殺し成親等を流し旅装のまゝ院に至り人をして奏せしめて曰くかゝる  
次第なればかく沙汰し候ひぬ此れ偏に君の爲め世の爲めに候我身の爲めに候はず  
と云ひ捨て直に福原に歸りぬ法皇益憂慮し次いで中宮の臨月に當り給ふや法皇  
自ら念珠をとりて其安産を祈り尋いて重盛の病篤きに及ぶや自ら臨んで疾を問ひ  
給ふに至る

然れども法皇の平氏を憤り給ふの志は猶已まず重盛死するに及んで其越前の領所  
を沒收し給ふ

重盛死し清盛遂に法皇を幽す

重盛は平氏が産出したる誇るべき一賢才にして敦厚の資に加ふるに勇敢の氣を以  
てし其忠孝にして慈仁謙退なる將士の推戴する所となる末年父の驕傲を憂ひ之を  
諫止し法皇も亦依頼し給所ありしも死するに及び上下悼惜せざるはなし

此時に當り清盛をして謙退自ら持し興望を收むるに力めしむれば或は一世の人心  
を得るに至りしならん然れども周囲の事情は清盛をして退くを許さず清盛も亦武  
力を持み意に任せて所斷し世情を顧みず遂に公卿の殆ど總てを擧げて敵たらしめ  
僧侶の殆ど總てを擧げて敵たらしめ京都市民の殆ど總てを擧げて敵たらしめ終に  
源氏の興起によりて自ら斃るゝに至りしは惜しむべきなり

重盛薨じて幾何もなく法皇基房と議し清盛に議らずして其所領越前を收め又清盛  
が奏請せる基通(近衛の祖)を捨て、基房の子師家を以て中納言に拜するや清盛の積  
憤即ち發して福原より兵數千を帥かて上る都下騷擾し基房自ら危みて法皇に訣る  
法皇曰く朕と雖も亦安んずる能はずと清盛至りて基房の關白を奪ひ右近衛中將基  
通を内大臣關白に進め太政大臣師長以下北面に至る迄法皇に親近するもの三十九  
人の官職を奪ひ師長を尾張に流し法皇の宮を圍みて法皇を鳥羽殿に幽し僅に一老  
尼及び僧靜賢等兩三人の従ふを許して福原に歸る  
天皇性仁孝之を聞いて深く法皇の厄運を悲み自ら清盛の尊信する所の嚴島神社に  
詣で、其心をとり次いて位を三才の皇太子に譲り給ふ安徳天皇是れなり母は建禮  
門院清盛の女なり



平氏の全盛

此時、清盛年五十餘、一門公卿たる者十六人、殿上人、凡そ三十人、知行所三十餘ヶ所に跨り、莊園五百餘所に及ぶ、又世人の己れを誹るもの多きを思ひ、曾て赤衣の童子三百人を、して日夜巡邏せしめ、己れを誹るものを告ぐれば、嚴罰して假借せず、時人目して惡童と云ふ、清盛の妻の兄なる大納言平時忠の如きは、驕りて平氏にあらざるものは、人にあらずと云ひ、一時の服飾皆平氏に模擬するに至り、清盛を呼んで六波羅様と呼ぶ。

備考

平氏攝政基房を辱しむ

平資盛狩獵に出で、歸るや、途、攝政基房に遇ふて馬より下らず、基房の警蹕の士叱して、手をとりて馬より下らしむ、清盛之を聞いて怒る、基房後其資盛なるを知り、士を縛して六波羅に送り、以て罪を謝す、清盛怒り猶已ますして、遂に暴行に及ぶ、此れ平家物語の記す所なりと雖も、愚管抄は、重盛己れの子資盛の辱められたるを憤り、武士に命じて、暴行を加へて、怨に報せしむとなす、當時重盛の命となせども、又清盛の意志のありし所たるや、論なし、小學校に於ては、特に重盛のなす所と訂正する必要なし。

平氏の全盛

我身の榮花を極むるのみならず、一門共に繁昌して、嫡子重盛内大臣の左大將、次男宗盛中納言の右大將、三男知盛三位中將、嫡孫維盛四位の少將、すべて一門の公卿十六人、殿上人三十餘人、諸國の受領六衛府諸司都合六十餘人なり、世に又人なくぞ見られける、(中略)

日本秋津洲は、纔に六十六箇國、平家知行の國三十餘箇國、既に半國に超わたり、その外莊園田畝いくらといふ數を知らず、綺羅充滿して、堂上花の如し、顯貴群集して、門前市をなす、(平家物語)

重盛清盛を諫む

清盛已に西光成親等を捕斬せしも、怒り猶禁せず、法皇の謀に與り給ふを思ふて、法皇をも幽せんとし、兵を率ゐて西八條の第を發せんとす、人ありこれを重盛に告ぐ、重盛時に小松の第にありしも、これを聞きて大に驚き馳せて西八條の第に至れば、騎馬列をなして將に發せんとす、清盛遙に重盛が烏帽子直衣にて來れるを見て、其必我を諫むるにあるを知り、愧ぢて衣を取りて腹卷の上に着、念珠を手にして重盛を見る、衣の領のあたりに胸板の金物の屢々現はるゝを推しかくし。

つゝ重盛に云つて曰く成親等の謀反は事の枝葉なり本は法皇の叡慮に出づるを覺ゆるなり御輕々の君にておはしますによりてかゝる亂國の基をも思召し立ちけり向後とても如何なることの生せんも測りがたし暫らく君に見ね奉りて申合せ奉らばやと存するなりと

重盛つくづくと清盛が言を聞きて涙をハラハラと流して暫しは物も宜はず候ひしもやゝありて左右の仔細は暫らく聞きかゝる御姿を見進らすこと現とも存じ候はず太政大臣の官に昇れる人の甲冑を着すること輒くあるべしとも思ほへず就中出家の御身の上にてかゝる例のあるべきや恐れあることに候へども或はこれを最後の申し状とも存せらるれば御心を静めて重盛が申し状を御聞召し候へ世に四恩あり天地の恩國主の恩父母の恩衆生の恩是れなり中に

めいて君恩を尤も重しとなす  
皆天の下王土にあらざるなく率土の濱王臣にあらざるなしと聞く誰か君國の恩を被らざるものあるべき殊に我一門の如きは朝恩を忝ふすること深く不肖重盛の如きすら内大臣を忝ふせり  
然るに何事ぞ此莫大の皇恩を忘れて君を傾け奉らんとし給ふ乎古より朝恩に

背く者は近くは百日遠くは三年を過ぎず成親以下已に召し置かれぬる上は幾ひ君如何なる事思ひ立ち給ふと雖も退いて事の由を陳じ申させ給ふて君の御爲には彌々忠勤を勵み給ふこそ神明の冥慮にもかなひて又思召し直し給ふこともあるべきに輕々しく法皇を傾け參らせんどの御計らひ方々然るべからず家事を以て王命を辭せずとこそ承はれ重盛身大臣大將を忝ふする上は君の御爲に防ぎ奉るは忠臣の法なり悲しい哉此頃は源義朝が父爲義の首を刎ねつるを惡逆無道の極みなりと思ひぬるに今は我身にこそなりにけれ忠ならんこそば孝ならず孝ならんこそすれば忠ならず重盛が進退はこゝに窮まり侍りにきもし馬首を必大内に向け給はんとならば先づ重盛が首を刎ねて然る後に御出であるべしと涙ながらに諫め申されければ清盛も悄然として思ひ止まりけり  
(源平盛衰記大意)

成親西光等の陰謀

成親西光の人物鹿ヶ谷の會は説く必要なしと雖も教師は此等を腹に置きて説かざるべからず實際は嫉妬を混するも此等を説くは入らざる馬鹿念なり  
唯平氏の専横を惡むに出でたるを語ればよし人名も知らしむるに及ばず人名

は三學年に至りて現はるゝなれば、但し、西光の拷問等に於ける平氏の慘忍の状を語るもよし、

### 清盛の專恣は益不人望を高む

清盛の專恣なる意に任せて、斷行して、少しも世情の如何を顧みず、爲めに益不人望を高む、此において、頼政の舉兵は起れるなり、かねて、平氏の怨を抱きしとは、平氏に驅使せらるゝを屑とせざると、其暴行專恣を惡むとを指すなり、

### 教授上の注意

- 一、皇室の外戚に關することに就きては、尋常五學年に不適當なるが爲めに、高等科に讓るをよしとす、子弟一門の高位高官に上りたるは、或は、大臣、或は、大將、或は、國司等、凡て、平氏、或は、平氏に親しきものゝみにて、占めたる事を指すなり、
- 二、院政と衝突の事實も、五學年に不適當なるを以て、高等一學年に讓り、唯其領地の殆ど天下の半を占むることを提示したるは、經濟の豊かにして、豪華驕恣を恣にせし状態を想像せしめむがためなり、更に平氏にあらざるものは人にあらずとの一句を引いて、其驕奢の状を一層強くしたるなり、

三、世には、かかるものなくふるまひたる事蹟は、法皇に對する無禮、關白基房に對する暴行、赤衣の童子三百の事實をひき來りて語るをよしとす、

四、清盛專恣の状態を、成るべく具體的に、兒童の目の前にあらはし、其行爲の惡むべきことを知らしめよ、

五、重盛の大義に通ずることを知らしめよ、父を諫むる所等は、特に慎重なる語調を以て語るべし、

六、平重盛の如きは、誠に平氏一門の柱石たるのみならず、國の柱石たることを知らしめよ、

七、法王の寵臣成親の舉兵も、源頼政の舉兵も、平氏の專恣より出でしことを知らしめよ、

八、平氏は、此の如く、專横を極めて、併かも、猶未だ滅びざりし所以を考へしめよ、九頼政の如きも、忍ぶこと能はざるに至らしめし所以を考へしめよ、

一〇、餘り、名稱等を羅列するは、却つて、思想を混雜にし、却つて、不明瞭にするものなることに注意すべし、一般に外延を廣くせずして、益内容を深くすることに注意を用ふべし、

### 第三十一章 平氏の滅亡

平氏の専横は院の近臣の衝突となり、法皇の衝突となり、公卿僧侶との衝突となり、今や平氏一門と平氏に親近せる少数公卿の外京師四周の總てを驅りて平氏の敵たらしめたり、其敢て起たざる所以の者は兵力なきを以てのみ、治承の亂は此形勢を見取りたる源三位頼政が憤激の餘りに發したるものなり、頼政死せしと雖も其精神は死せず、諸國の源氏令旨を奉じて起り、平氏は此れより又枕を高ふすること能はず、

#### 治承の亂の近因

頼政の長子を仲綱と云ふ、名馬星鹿毛ホシカゲを有せり、平宗盛いたく其馬にめで、仲綱に請ふこと頻りなり、仲綱も亦愛して之を手放すに忍びず、宗盛の請ひ餘り切なるに至るや、頼政聞いて、世に隨ふ慣ひなればとて、仲綱に諭して強いて割愛して之を譲らしむ、宗盛よりて星鹿毛を得たりしと雖も、其仲綱の惜みて譲ることの遅かりしを怒り、馬に烙印して仲綱と云ひ、常に嘲弄して仲綱に鞍置け、仲綱を引き出せと云ふに至る、頼政父子聞いて憤恨に勝れず、遂に東國の諸源を延きて平氏を覆さむことを謀る、此れ

實に治承の亂の起りなりとす

#### 以仁王

以仁王は今上天皇高倉天皇の庶兄にましまし、御才覺もおはしませども、常に不遇にして年已に三十を越わさせ給ふも、親王の宣旨だになく、常に御不平にて等閑に年月を過ごさせ給ふ、頼政其のよりて奉載すべきを見、宮の御所に參て申けるは、平家の榮華身に餘り悪行積りて未運に臨めり、源氏の輩時を待つもの少からず、もし令旨を下し賜はば、東國諸國の源氏雲の如く起らむ、昔は源平共に大衆をも防ぎ、兇徒をも退け、源平何れも勝劣なかりしに、今は雲泥の交を隔て、主従の禮よりも猶異なり、源氏は國々の民百姓となりて公事難役に驅り立てられ、如何ばかり心憂く思ふらむ、令旨一たび出れば、夜を日に繼いで馳せ上り、平氏を亡さんこと必せり、且は法皇の御幽かなる御住居思ひ參らすだに、心憂き事に侍り出し奉りまゐらせむことは、御至孝にてこそあらめ、伊勢大神宮も、正八幡宮も、必御惠みを垂れさせ給ふべしと、法皇の御幽囚を解きまつること、是れ舉兵の一名義たりしなり、

#### 頼政の舉兵

王遂に諾し給ひしかば、頼政令旨を東海東山の諸源に下し、園城延曆二寺の僧侶を招

き、熊野新宮の僧をも延いて、日を期して、一舉に平氏を討滅せんとするの策を畫せり、幾何もなく、事未だ整はざるに謀洩れ、六波羅追討の師を發せしかば、賴政乃ち王を奉じて園城寺に據り、六波羅を夜襲せんとせしが、異議ありて遂に果さず、共に味方たるべき豫定なりし延曆寺も、平氏が米一萬石絹三千匹を贈りて之を誘ひしにより反覆せしかば、賴政は獨力平氏の大軍に當るに堪はずして、王を奉じて南都に走るの止むを得ざるに至りぬ、平氏の軍之を聞いて、平知盛等をして兵二萬を以て之を追撃せしむ。

## 平等院の戦

賴政乃ち軍を平等院に駐め、宇治の橋板を撤して之を拒く、平軍橋桁をつたひて之を攻めしも、僧兵及び渡邊黨能く戦ひしかば、平軍死傷多くして遂に渡ること能はず、下野の人足利忠綱奮つて曰く、我常に東國にありて秩父氏と戦ふ、常に利根河を渡して戦を決せざることなし、今日の戦は速戦にありと、乃ち部下三百騎を以て先づ河を渡り、呼んで曰く、我は藤原秀衡六世の孫なり、我と思はむものは來れと、平氏の諸軍相次いで渡る、賴政父子諸軍を指揮して矢さきを揃へて散々に射けるも、平軍勢に乗じて追撃し、源氏の軍遂に敗る、賴政事成らざるを知り、王をして先づ南都に逃れしめ、自ら

は平等院に自殺す、仲綱以下皆戦死し、王又流矢に中つて途に薨す、興福寺の僧徒は召に應じて木津川に至りしも敗軍なりと聞きて、途より引き還す、僧兵よく戦ふ。

園城寺の法師に筒井の淨妙明春と云ふものあり、馬を乗り捨て、橋桁の上立つて、數十二騎射殺して十一人に手負はせ、矢種己に盡きければ、弓をも投げ捨て、童に持せたる長刀取りて左の脇にかひ狭み、僅に七八寸なる廣さの橋桁の上を走り渡る、二十人の堂衆皆恐れて行續かざりけるが、其中に十七才なる一來法師と云ふものあり、此れも劣らず剛の者なりければ、少しもたゆまず續きけれ、淨妙本より今日を限りと思ひければ、四角八面に振舞て飛廻り、電光の如く立所に敵九騎討ち取つて十八人と云ふに兎の鉢にした、かに打ち當て、長刀折れければ、河へからりと投げ入れて、大刀引き抜き、七騎打捕つて六騎に手負はせて、休み居たり、平家の方よりも、惡き法師の振舞かな、一人に多くの者討たせたりとて、長柄の槍取つて打つて出でたるを、淨妙是を見て、面白しとて兎の鉢目がけて打つたりけるが、太刀もこらへずして目貫穴の本より折れにけり、太刀は折たれども、鉢も頭も打ち破られて真逆に河中へぞ落ちにける、残るは腰刀のみなり、腰刀抜きはねて係りて戦ひけり、狂ひ死とぞ見たりける、是を見て、淨妙討たすなどて、矢切但馬、金剛院の六天狗、鬼土佐、備中、能登、怒行等の僧徒命を惜まず戦ひたり、橋桁狭かりければ、一來法師は無禮に候とて、淨妙が平みたる上を兎飛びに飛び越へ、電光などのきらめくが如く、切落し切伏せらる、者其數を知らず、二人に討たる、者八十三人に及べり、あたら者討たすなご、源三位入道下知し

ければ、渡邊蕭に省連、統などを始めとして、各一文字聲々に名乗つて、三十餘騎馬より飛び下り飛び下り、橋桁を渡つて眠ひけり、淨妙心は猛く思へども、手負ひげれば引き退て、平等院の門外芝の上にて物の具脱ぎ捨て法師等が外は軍心に入りたる者は見えず、南無阿彌陀佛と獨語して奈良の方へそ落ち行まける、(源平盛衰記取意)

當時は僧兵中に此の如きもの多かりしなり、頼政が先づ僧兵に依頼せんとしたりしも、故なきにあらず、教材としては僧兵のはたらきを知らずる一適例なり、但し、復習の際補欠として用ひらるべき性質の教材なりとす、

頼政の最後

三位入道は右の隙を射させたりけれども、宮の御件と落ち行きけるが、子息の判官が討たるを見て申けるは、兼綱(頼政の子)こそ入道を延さんとて討死仕りぬれば、若き子が討たるを見て、老いたる入道がいつまで命を生きんとて、いづくまでか落ち行くべき、粟き矢を仕るべし、愈ぎ南都へ入らせ給へ、さらば御暇賜ふべしとて引返す、入道は弓の上手なれば、年老けたれども引とり、散々に射ければ、あだ矢は一もなし、右の隙も痛手なり、矢種も已に盡きければ、耶等の肩に懸り、平等院の釣殿に入りて心静に自殺したり、辭世の歌、  
埋木は花咲事もなかりしに身のなる果ぞあはれなりける

諸國の源氏此れより起る

頼政平等院に入りて將に自殺せむとするや、唱法師等を招いて云ひけるは、天下の爲

に義兵を擧ぐ、命を亡ふと雖も、名を後世に留む、是れ勇士の願ふ所、武將の幸にあらずやと、遂に自殺す、

源頼朝の擧兵

頼朝の伊豆にある、北條時政能く之を保護し、三浦千葉等源氏の家人の東國にあるもの密に往來するもの絶えず、三善信康は頼朝の乳母の關係より、毎月三回必京師の状況を報ずることを怠らざりき、  
頼政の兵を擧ぐるや、最も多く頼朝に望を囑したりき、東國の源氏及諸豪族は頼朝に従つて西上すべきを期したりき、令旨の至るや、頼朝服を改め、水干を先づ男山八幡宮を遙拜し、奉り、謹んで之を受けたりと雖も、未だ容易く足をあげざりき、  
五月下旬、頼政宇治に敗死するや、平氏は更に源氏の餘黨を平げて後患を絶たんとせり、六月、三善信書を送りて頼朝に遁逃を勧め、曰く、宮の令旨を承けたるもの皆追討せらるべし、君は殊に源氏の正統なり、怖畏あるべきか、早く奥州に遁れ給ふべきなりと、又京師より來るの報は、益事の急なるを報せり、是に於て、頼朝の意決す、

頼朝敗れて兵勢益振ふ

八月、頼朝兵を擧げて伊豆の目代散位平兼隆を判官殺し、兵を石橋山に進めし、兵僅

に三百の外未だ集まらざるに大庭景親等三千の兵來り攻むるに會し戰つて大敗し附近の山中に隠れ杉山伏木及箱根の僧家に潜みしも僧又之を捕へんとするを以て復脱して土肥に走り真鶴崎より海に泛びて安房に走る三浦義澄等の兵至り土豪集まるもの多し

九月上總に入るや千葉介常胤三百騎を以て之を迎へて國府に入り次いで上總介廣常二萬騎を以て至る十月二日隅田河畔に至りし頃は兵已に三萬騎に達す武藏國の住人葛西足立畠山河越江戸等の諸豪族來り會するもの多し六日鎌倉に入る兵を擧げてより僅に五十日にして伊豆相摸武藏上總下總安房六國の諸豪族は悉く其旗下に集まり兵威已に關八州を呑むに至る

賴義義家以後父祖の餘澤の人心に入ること遠くして且つ深し今や平氏の驕暴と不人望とは關東豪族の間に知れ渡り志あるものをして皆源氏の正統たる賴朝を主君と仰ぐに至らしめぬ此を以て一戰の勝敗は少しも彼等の心を動かさしむるに足らずして競ふて其幕下に集まらしめたるなり

### 木曾義仲の擧兵

此時に當つて賴朝の從弟源義仲も以仁王の令旨を奉じ木曾に起りて善光寺附近に

### 富士川の戰

兵を進めて殆ど信濃を平定し將に越後に入らむとせり、清盛は賴朝の起るを聞きて平維盛をして五千騎を帥ゐて之を討たしむ維盛進んで駿河に至る齋藤實盛急に足柄を踰ねて武藏相摸の兵を收むべきを勸めしも維盛其京畿新募の兵を以て深く入ることを危みて從ふこと能はず進んで富士川に至る兵三萬と稱す賴朝も亦平軍の京を出づるを聞きて自ら將として足柄を踰ね進んで富士川に至り東岸に陣す關東の將士の外甲斐の源氏平賀武田の諸族も亦來り會し兵勢大に振ふ兵二十萬と號す平軍戰はずして夜潰れ維盛引いて還る傳へ云ふ武田信光夜兵を潜めて平軍の後にいでんとし富士沼の間を徑るに鵝鴨驚き起ちければ平軍源氏の兵大に至るとなして狼狽し先を争つて逃ると維盛の還るや清盛怒りて京に入ることを許さず曰く古より王命を受けて賊を討ち戰はずして還りしものなし軍もし利あらずんば何ぞ骨を戰場に曝さいると源平の兩軍は第一戰に於て兵氣の振不振と勝勢と劣勢とは已に判然たりしなり粉面涅齒の公達等は遂に東國の荒武者に敵すること能はざりしなり

### 東國武者の勇武京人を驚かす

齋藤實盛、維盛の間に答へて曰く、弓は三人張、五人張、矢束は弓に似たることなれば、十四束十五束、あきまを數へて矢繼早し、一矢にて二三人をも射落さるれば、鎧は二兩三兩をも射貫き候總じて、あだ矢射る者なし、加様の者大名一人が中に廿人卅人は候ふらん、無下の荒郷一所が主にも二人三人は侍るらん、馬は牧の内より心に任せて選り取り飼ひたれば、早走の曲進退の逸物を一人して五匹十匹ひかせたり、幼きより馬乗り負せて、朝夕鹿狩狐狩して山林を家と思て馳せ習ひたれば、乗るとは知れども落つることなし、阪東武者の習にて父が死せばとて子も引かず、子が討たるればとて親も退かず、死ぬるが上を乗り越へく、死生知らず

に戦ふ、(源平盛衰記取意)

### 頼朝根據を固む

頼朝已に平家を破りしと雖も、關東の地尙心を安んせざるものあるを以て、諸將をして駿河遠江三河を徇へしめ、自らは兵を引いて鎌倉に歸り、次いで常陸の佐竹氏を討つて之を降し、益其根據を固む。

### 平清盛の死

かゝる形勢、平氏に非なるの時、清盛は六十四才を一期として、子孫に必頼朝と和すべ

からざるを遺命して、長逝せり、而して之が後を承けし宗盛は、其才幹に於て武略に於て、甚しく父に及ばざりしは、平氏の爲に益不幸なりしなり。

### 教材の取捨

此時關東には常陸に頼朝の叔父志太義廣、及新羅三郎義光の末なる佐竹秀義あり、上野には新田氏あり、下野には足利俊綱あり、此等は頼朝に従ふを潔しとせざるものなり、されど、此所には佐竹氏一人をあぐるを以て宜しとす、頼朝の維盛を追ふて西上せざりし理由は、必説明せざるべからず、元を固むると云ふだけにては、餘り大事をとり過ぎて却つて機を失するが如き觀あるを以て、一方には、諸將に西進を命じ、おき、自らは關東の従はざるものを討つて、悉く之を服して、根據を固めたること、單に鎌倉に歸つて手を拱し、おりにあらざるを明にし置くべし、清盛が熱病に臥して叫ぶ聲門外に聞ゆ等のことは、語らざるをよしとす、宗盛が傘屋の子を取り換へしとの話は、餘り役に立たざりしを以て、かゝる噂を生じたるなりと説くを宜しとす、但し、此れは檀の浦の戦後、宗盛捕虜となりし所にて説くべきものなり。

福原遷都の事等、あれど神戸地方にあらざる以上は、小學校にては省略して可な



る所なり、

義仲の西上と平氏の都落

義仲は進んで越後に出て大に平氏の軍を礪並山に破つて北陸道を従へ進んで近江に出でしかば延暦寺の僧徒等之に應じ、後白河法皇は密に宮を脱して叡山に幸し給ふ。

延暦寺の向背は京師の安不安に大關係を有するものなり、今や義仲此形勝の地に據り法皇を擁し僧兵を味方として京師を俯瞰す、京師遂に守る能はざるや明なり、此において平氏の一門は曾て父祖が恩威を施せる西國に走りて其力を盡らんとし、安徳天皇及神器を奉じて舉族京を拂つて海に泛び、一たび筑前太宰府に入りしも九州の諸豪族にて源氏に黨するもの多く(緒方、白井、戸次、松浦等)遂に九州を退かざるべからざるに至り、讃岐の屋島に行宮を作りて之に居る、中國及四國の將士平氏に應ずるもの多し、

義仲頼朝の不和

平氏都を落ちて義仲京に入る、後白河法皇、天下一日も主なかるべからざるを以て、後鳥羽天皇を立て給ふ、始めて東西に二天皇あり、義仲京に入りしと雖も食糧繼かず、其

兵は貴族の莊園を掠め、其粗野にして京師に慣れざるを以て、時々衝突を起して、京人の忌む所となり、義仲も公卿の揖讓進退に倣はざるが爲に京紳の侮る所となり、皇位繼承及び其他の問題に於て、法皇及法皇の近臣と衝突し、法皇は陽に征夷大將軍に拜し給ひしと雖も、一方には密に頼朝に勅して義仲を拂はんとし給ふ、義仲頼朝が二弟に兵を授けて西下せしむるを聞き、已むを得ず、平氏と連和して之に當らんとせり、然れども平氏の喜んで應せざるが爲に、熈和の運びに至らざるに、範頼義經已に大兵を率ゐて宇治瀬田に迫れり、義仲兵少く、宇治の軍先づ破れて北國に下らんとせしも、東方より範頼の瀬田の軍に壓せられて遂に粟津に戦死し、今井兼平之に殉す、

水島灘の戦

平氏は備中水島の地の要害なるを見て城を築き、重衛等をして之を守らしめしかば、義仲の軍足利義清等上野信濃の兵は之を攻めんとし、大に海上に戦ひ、源軍大敗して死者三千餘人に及ぶ、戦の大なるものなりと雖も省くを可とす、小學校にては益困難ならしむるのみ、

宇治川の先陣

梶原佐々木の宇治川の先陣は適宜説明中に加ふるをよしとす、

## 義仲粟津の末路

義仲の末路は悲壯なり、殊に兼平の忠死に至つては最も後世に傳ふべきものなり。

木曾は此所を打ち破つて東をさして落行きけり、四の宮河原にて見給へば僅に七騎残りたり、巴も其中にあり、木曾殿巴を召して「己は女なれば、是よりとふ」何地へも落ち行け、義仲が最後の軍に女を具したりなど云はれんこと口惜しかるべしと宣へ共、猶落ちも行かざりけるが、餘り強う云はれて木曾殿に最期の軍して見せ奉らんとて、武藏國の住人御田八郎師重といふ大力の剛の者三十騎許りにて來合せたるが中に破つて入り、御田八郎を組んで引落し、首ねち切つて打ち捨て東國の方へぞ落にける、手塚太郎等或は戦死し、或は落ち行き、木曾殿今は今井四郎兼平と主従二騎に成り給ふ(中略)

兼平暫し防矢仕り候はん、あれに見ね候は粟津の松原と申候、君はあの松の中へ入らせ給ふて靜に御自害候へとて、自らは取つて返し、五十騎が勢の中に入れ入り、大音聲を揚げて遠からん者は音にも聞き、近からん人は目にも見よ、木曾殿の乳母子に今井四郎兼平とて生年三十三に罷り成りたる者あるとは鎌倉殿迄も

知ろし召されたるぞ、兼平討つて兵衛佐殿に見參に入れよやとて、射殘したる八筋の矢を指攻め引攻め、散々に射る、死生は知らず、矢庭に敵八騎射落し、其後太刀を抜きて切つて廻るに面を合する者なし、唯射取れや射取れやとて、差攻め引攻め散々に射けれども、鎧好ければ裏かゝず、開間を射ねば手も負はず、

木曾殿は唯一騎粟津の松原へ懸け給ふ、頃は正月廿一日、入相許りの事なるに薄氷は張りたり、深田ありとも知らずして馬を颯と打ち入れたれば、馬の首も見ねざりけり、あをれ共あをれども、打てども打てども働かず、かゝりしかども、今井が行衛の覺束なきを振仰ぎ給ふ所を、相摸國の住人石田次郎が能引いて放つ矢、木曾殿の内兜に中りければ、痛手なれば兜の眞甲を馬の首に押し當て俯し給ふ所を、石田が郎等二人落ち合て御首をば賜はりけり、

今井四郎は軍しけるが、首を大刀に貫きて石田次郎が木曾殿を討ち奉りたりと名乗るを聞いて、今は誰をかかばはんとて軍をすべき、是れ見給へ東國の殿原、日本一の剛の者の自害する手本よとて、太刀の鋒を口に含み馬より倒に飛落ち貫かつて失せにける(伊藤本八阪本鎌倉本源平盛衰記取意)

## 一の谷生田の森

源氏互に相争ふの間に、平氏は次第に勢を回復し、再び福原の故都に據りて行宮を一の谷に作り、山を背にし、海を前にし、生田を前門とし、一の谷を後門とし、海には兵船を並べて勢威を張るに至れり、兵十餘萬と號す。此に於て、範頼は生田に向ひ、義經は一の谷に向ふ、生田方面は梶原景時等一たび門を破りて入りしも、遂に志を得ず、一の谷又固ふして破ること能はず、義經は途より本軍を土肥實平に托し、自らは精兵を抜いて別軍に將として間道をとり、鶴越に向ふ、途斷崖絶壁、人馬を通じ難きにも、關はらず、三軍を叱咤して、鶴越を下り、其不意に出で、行宮に迫り、火を放つて之を焼き、鬨聲を發して攻め立てしかば、前門後門、戰將に酣にして、勝敗の決未だ知るべからざりしも、平軍之を見て潰敗して又止むべからず、船を争つて走らんとし、源軍に乗せられて殺傷算なく、捕虜となれるものも亦少からず、宗盛等、安德天皇を奉じて、僅に八島に逃る。

### 八島の戰

平氏已に四國に走る、頼朝先づ山陽西海を定めんとし、範頼をして三萬騎を率ゐて西下せしむ、範頼備前の兒島に平氏の軍を破り、行く／＼山陽を定め、豊前に入る、然れども、行軍振ふに至らず、稍もすれば、糧食に窮せんとするの狀あり、義經之れを見て急に

平氏を攻めざるべからずとし、攝津の渡邊に下りて機を伺ひしが、ある暴風雨烈しき日なるにも、關はらず、令して船を出さしめ、僅に數時間にして阿波に上陸す、従ふもの五隻と百五十騎に過ぎず、尼子浦に達し、撃つて守將を擒にし、行く／＼城を陥れ、火を民家に放ちて兵勢を張り、屋島に迫る、宗盛等、義經の飛來せしを聞いて大に怖れ、草皇船に乗りて之を避く、後其兵の來る少きを聞き、大に之を悔い、再び上陸を計りしも成らず、遂に海に泛んで、長門の彦島に退く、那須與一の扇的、三保谷十郎景清の格闘、佐藤繼信の忠死等は、此間のことなり。

### 壇の浦の戰

義經舟師を率ゐて平軍を追ふ、平氏船を彦島より引き還して、之を壇の浦に邀ふ、壇の浦の戰は我國に於ける最初の大海戰なりしなり、源氏の兵船凡七百餘艘にして、平氏は凡そ五百餘艘、知盛船の舳に立つて令して曰く、軍は今日を限りなり、各命を此時に失つて必名を後の世に留めよ、東國の奴原にわらびれて見ゆな、昔より今に至る迄、軍敗れ連盡きぬれば、名將勇士も或は路人の爲に獲らる、是れ皆去り難き死を遁れんとするが故なり、何の料にか命を惜むべき、各心を一にして、義經を取つて海に入れよ、今度の合戰の執心、唯此事にありと、要は死戰にあり、知盛又田口成良の二心あるを見て

之を斬らんことを宗盛に請ふて曰く、今日の戦諸將皆勇む、獨成良怪しむべしと、宗盛聽かず、此日平軍は天皇を兵船に乗せ參らせ、御座船(唐船)を以て源軍を誘ひ、源氏の兵來り迫るを待つて之を夾撃せんと謀りしも、田口成良四國の兵船三百艘を以て源氏に降りて其實を告ぐるに及んで又如何ともすべからず、宗盛之を悔ゆ、源氏の兵は成良の降るによりて益力を得、平家の船に漕寄せ々々、遠きをば射近きをば斬り、散々に攻め立てしかば、水手かんどり櫓をすて梶を捨て、船を直すに及ばず、射伏られ切伏られ、死傷相次ぐ、知盛小船に乗りて急ぎ御船に入り參らせて見苦しき者共海に取り捨てさせ手づから船中を掃除して再び敵に赴く、

能登守教經は此日必義經を獲んとし、身を挺して義經を求め殆ど引組まんとしたりしも、義經隣船に飛び移りしかば、教經遺恨に勝れず向ひ來れる源氏の郎等一人を蹴て海に落し、二人を左右の脇に挟みて海に投じて死す、安徳天皇は二位尼懷き奉り、寶劍を腰に挟み神璽を脇に挟んで海に入り給ふ、御年僅に入才、建禮門院も次いて海に入り給ふ、源氏の兵熊手にて建禮門院安徳天皇を掛けて御舟に上げ奉りしも、天皇及二位尼は遂に浮び給はず、神璽は後浮びしも、寶劍は遂に還らず、源氏の兵又御座船に亂入して神鏡の箱を開かんとせしも、目眩み大納言時忠に叱せられて退く、時忠即ち奉安

して義經に渡し無事なるを得たり、

平氏の軍教盛知盛等平氏の一門は或は戦死し、或は海に投ず、獨り宗盛自ら決すること能はずして其子清宗を擁して船中をあるきければ、侍共餘りに思ひて海へ突き入る、二人とも能く泳ぎて沈まざりければ、源氏の兵來りて熊手にて引上げ擒にして去る、源平盛衰記に此戦を記して曰く、主を失へる船は風に隨ひ、潮に引かれて散亂し、海水も血に變じて渚に寄する、白波は薄紅にぞなりにける、玉樓金殿の昔の榮華、船中の浪の底、今の有様思ひ並べておはれなりと、實に平氏の末路ほど哀れなるものはなからむ、然れども一門悉く烈戦して難に殉す、又武將の未運たるを失はず、之を源氏の父子兄弟一族相殺して相亡びたるに比すれば、孰れか美にして孰れか醜なる。

備考

梶原生田二度の駈

梶原平三景時が二男に平次景高一陣に進んで攻め入る(中略)景時は子息源太景季相具して五百餘騎喚いて中にぞ入りにける、此手には新中納言知盛父子三位中將大將としておはしませば、敵内に亂入すと見給ひて二千餘騎を差し向け

て梶原が五百餘騎を中に取籠めて餘すな漏すなどて、一時許り争戦ひける、何れも互に引かざりけるが流石無勢なれば梶原下手に廻つて颯と引いて争出でたりける、源太は如何と問へば、御方を離れて敵の中に取籠められ給ひぬと云ふ、あな心憂や、さては討たれぬるにや、景時生きて何かせんとして、二百餘騎を相具して平家の大勢かけ散して内に入る、景季初めは菊池の者共と射合ひけるが、後には大刀を抜合ひて名乗りけり、和君は誰ぞ、梶原源太景季と名乗り、腋には梅花を指して目印として切り合ひたり、源太は兜を打落され大童にて三十餘騎に取籠められしかば、菊池三郎と引組んで菊池が首を取りて、大刀の切鋒に貫きて馬に乗り出でけるが父の景時に行き合ひけり、(源平盛衰記)

### 鴨越

此山は鴨越とて極めて悪所、左右なく馬人通るべしとも覺へず、上七八段は屏風を立てたる様にて、白砂交りの小石なれば、草木生ぬす、馬の足留め難し、夫より下五六段は岩礫にて人だにも通ひ難し、唯鹿のみ通ふと申す、判官聞いて、さては心安し、鹿にも四足馬にも四足、何の事かあらむと、木蔭山陰暗ふして夜も五更に及びけれども、鷲尾に具せられて鴨越をぞ登りける、(同上)

### 鉢伏

義經、一の谷の上、鉢伏と蟻の塔と云ふ所へ打ち上りて見れば、軍は眞ツさかりと見わたり、下を見下せば、或は十町許りの谷もあり、或は廿町許りの岩もあり、人馬通ふべきなし、馬を試みんとて良馬二匹に鞍置ひて下へ向つて追落しけり、義經遙にのぞき見て、一匹は臥したり、一疋は立ちたり、主が心得て落さば損すまじきを唯落せ、殿原とて白旗三十旗を城の上へなびかして、七千餘騎さと落ちたり、……城の後の假屋に火をかけたれば、西の風烈しく吹いて猛火城の上へ吹掩ひける、(同上)

### 能登守平教經

教經は東鑑に一の谷の戦に於て已に戦死せる由見ゆれど、そは偽りの教經にて眞の教經にあらず、教經最も海戦に長じ屢々勝を制せる由見ゆ、一の谷に死せるに非るべし、大日本史に此事を考證して教經は壇浦の戦まで生存せしとす、此説に従ふ、  
教經の義經に肉薄せし話等は尙武に資すべきもの、教授上取りて用ふべきものとす、

教授上の注意

一、知盛の氣概並に平氏一門の力を協せて終始せしは賞賛すべく、宗盛の臆病と相對して教訓に資すべきこと、

二、平氏滅亡の原因種々あり、雖も武士の本領を脱して早く京師公卿の華奢に陥り、或は粉面涅齒青黛を施し、或は管絃を弄し、或は和歌朗詠に耽り、文弱に陥りしこと其滅亡の一原因なることを知らしめ、後の頼朝が質素剛健の風を尙びて文弱の風を退けしと對照せしむるを要す、

三、平氏の滅亡は源平兩氏の攻争激烈なる様源義經の敏捷にして用兵に妙を得たる等を知らしめ、壯烈の感を起さしむるを要す、

四、壇浦に平氏全滅を説きし後、平氏の滅亡に同情を表し、如何にしてかゝる悲惨なる最後を遂ぐるに至りしかを反問し、平氏滅亡の原因を分解し、よく了解せしめて、將來の戒めとなさしむべし、平氏の榮華衰亡の歴史は實に教訓を含むこと大なるものなり、

但し是等の教訓を有益に印象せしめんとするには、必源平二氏攻争の舞臺を壯烈に畫かざれば、功果甚だ少し、

六、平氏海上に避く、義經火を屋島の在家に放ち、屋島の内裏炎上す、平軍退いて讃岐の志度に據らんとせしも、義經來り攻むるに會ひ、平軍遂に安徳天皇を奉じて彦島に退く、志度浦のことは略して可なり、

七、義經の果斷神速なること、此果斷神速は平氏を屋島より拂ひ、遂に滅亡に陥らしめしに大なる功ありしことを知らしめざるべからず、

八、那須與一扇的的等は復習の際に補ふべき性質の教材なり、此等の事實は人のよく知る所なるを以て事實は省略せり、

第三十二章 源頼朝

一、流人より起りて天下の權を掌握するに至る、父祖の餘威によるもの多し、雖も抑も又其人物の識量膽力兼ね備はるあるによらずんばあらず、

尊皇の精神に富まざるにあらず、雖も遂に皇室をして隆盛ならしむる能はず、

弟義經の大功あるを知るも、遂にこれをして終りを全ふせしむること能はず、

後世人の頼朝に對する其大偉業をなせる割合に尊敬の念薄きは是がためなり、

功は功とすべく、過りは過りとすべし、

## 頼朝捕へられて流さる

平治の亂に源義朝の敗るゝや、頼朝時に年十三、父に従て東國に下らんとし、馬上眠りて途に後れ、又土人の爲に捕へられんとせしも、醒めて立ちどころに三人を斬りて父に追ひ及ぶ、後又父と相失し、美濃に於て遂に平氏の士のために捕へらる、清盛これを殺さんとせしも、清盛の繼母池尼深くこれを憐み、固く其死を許さんことを請ふ、清盛容易に聽かざりしも、池尼の怒りて自ら食を絶つに至り、已むを得ずして死一等を減じて伊豆に流す、京師の人、これを目送して云ふものあり、これ虎を野に放つが如し、と關東に於ける頼朝の勢望

後平氏專横を極めて、上は上皇より下は公卿寺院に至るまでと衝突し、人心平氏を厭ふの報日に關東に達するや、關東の諸豪族屢頼朝の許に往來し、僧文覺の如きも頻りに頼朝に兵を擧げんことを勸む、然れども深沈なる頼朝は容易に動かざりき、唯重大事は密に北條時政と議するのみなりき、時政は平氏の命を受けて、頼朝を流所に監視するものなり、時政沈毅にして權略あり、頼朝の深沈にして舉措苟くもせず、大事をなすあるに足るを見て、これを奉戴せんとするの志あり、已にして平氏の暴横益甚しく、源頼政以仁王を奉じて首として兵を擧ぐるや、源行家

〔爲義の子頼朝の叔父〕をして王の令旨を齎らして先づ頼朝の許に至らしむ、頼朝齋戒沐浴して令旨を拜受せしも、未だ兵を擧ぐるに至らざりき、已にして頼政以仁王共に敗死し、清盛東國にある諸源の王の令旨を奉せしものを收めて、悉くこれを殺さんとするの報傳はるに及び、頼朝遂に兵を擧げて源氏再興の白旗を石橋山に翻すに至れり、

東國は古くより源氏の恩威を布けるの地にして、其豪族の中には保元平治の亂に従へるもあり、頼義義家以來の舊恩を思ふもの亦少からず、曾て頼朝の孤影、悄々流人となりて伊豆に來れるを見て、素より深く今昔の感に堪わざりしが、今や頼朝の兵を擧ぐるを聞いて、争つて其旗下に集まるもの多し、

石橋山の初戦は源氏の兵未だ集まらざるに、平氏黨(大庭景親)の爲に攻められ、不幸にして敗軍に終りしと雖も、其一たび安房に逃れて上總に入り、武藏に出づるや、千葉介常胤以下争つて歸するもの多く、敗軍の將たる頼朝は一朝にして兵數萬を集むるを得、堂々として相摸に入りて居を鎌倉に定むるに至れり、而して石橋に大勝を得たる平氏黨の首領(大庭景親)は相摸に安んずること能はずして、箱根を越えて京師に走らんとして、源氏の兵の爲に虜にせられて、次いで斬首せらるゝに至る、

此の如きは平氏の専横にして人心を失せしものありしに由ると雖も抑も又源氏父祖の深く恩威を關東に布くものあるに由らずんば何んぞ能く此の如くなるを得ん而して頼朝の深沈にして英武なる能く諸將をして心服せしむるに足るものありしや又言を待たず連戦連勝して天下を得るものは多くこれあり頼朝の如く大敗して關東を略定するが如きは古來極めて稀に見る所なりとす  
 已にして維盛平氏の大軍を率ゐて富士川に來りしも兵逃亡するもの多く頼朝のこれを邀へんとするに及び戦はずして潰亂し駿河遠江等の諸豪族も皆頼朝を仰ぐに至る

鎌倉幕府の基礎漸く定まる

此に於て頼朝先づ鎌倉に侍所を置きて武士を總管せしめ和田義盛を以てこれが別當とし又政治法律に精通せる大江廣元三善康信等を京都より招き公文所後政所と云ふ問註所を設けて政務に當らしむ康信は頼朝の乳母の夫にして擧兵以前より常に京師の狀況を頼朝に報せしものにして廣元は康信の薦めによりて聘せしものなり康信問註所の長官(執事)となり廣元公文所の長官(別當)となる問註所は一の裁判所なり但し特に大なる事件は政所にて決す政所は民政を總理する所なれども又裁判の重大な

るものは之に決す康信は問註所の長官にして又政所の官(寄人)をも兼ねるを以て事ある時はこれに列す侍所公文所問註所等の組織略備はりて幕府の基礎漸く定まる

義經の軍功

頼朝尋いて二弟範頼義經をやりて源義仲を滅ぼし尋いて又平氏を西海に滅ぼす此役範頼の功又大ならざるにあらざるも義經なかりせば此の如き急速なる成功は殆ど難かりしなり最後の役の如きは範頼九州に下りしも兵勢甚だ振はず義經の勇膽果決を以てして遂にこれを殲滅するにあらざれば形勢の變化も亦知るべからざるものありしなり

頼朝義經を忌

頼朝將帥の器ありと雖も性猜忌心深く加ふるに義經も亦軍中にありて一々頼朝の指揮を仰かずして専決する所ありしが上に梶原景時の讒口ありしかば頼朝益これを忌むに至れり

義經已に平氏を滅し宗盛等を擒にして鎌倉に向ふや頼朝宗盛等の捕虜を受くるも義經の鎌倉に入るを許さず已にして又宗盛を義經に授けてこれを近江に斬らしむ頼朝義經を殺さんとす



義經已に兄の容るゝ所とならず京都に還るも快々として樂まず叔父源行家と往來するや賴朝益これを憤り先づ義經をして行家を殺さしめて後義經に及はんとす行家は曾て賴朝に王の令旨を傳へしものなるも後事によりて不和を生せしものなり義經乃ち病に托して起たざるや賴朝密に土佐坊昌俊を遣りて義經を殺さしめんとす昌俊即ち京師奈良の諸大寺に參詣するに託して京に入り兵を率ゐて義經の邸堀川にありを襲ふ義經拒戦して之を退け尋いて昌俊を捕へて之を殺す

義經遂に賴朝追討の院宣を請ふ

賴朝益怒り自ら大軍を率ゐて箱根を越えて駿河に至る義經乃ち行家と共に西國に走りて自全の計をなさんとし後白河法皇に賴朝追討の院宣及び九州四國は二人の指揮に任ずべきの院宣を下されんことを請ふ法皇これを難んし給ひしも許さざれば曾て義仲の如く都下を騒がせられんことを恐れ己むを得ずしてこれを許し給ふ義經即ち三百騎を従へて京を發し攝津の大物浦に至りしも暴風の俄に起るに遭ひ舟多く覆没破損し兵多く散せしかば悉く從兵を散せしめて數人と共に吉野に隠れ遂に跡を暗ます

賴朝請ふて諸國に守護地頭を置く

賴朝己れを追討すべきの院宣義經に下りしを聞きて大に法皇の處置當を得ざるを訴へ且法皇に奏して豫め謀叛人の出づるを防がんが爲に天下に周く守護地頭を配置し家人を以てこれをなさいめ自らこれを總へんことを請ふ此等は皆大江廣元の書策する所なり法皇及公卿等これを擇ばざりしも賴朝の強請する所なるを以て己むを得ずこれを許す

守護は諸國にありて主として軍事及び警察の事を掌る地頭は公領莊園の別なくこれを置きて年貢を取立つるを重なる職とす是より國司の權は次第に守護に移り莊園の領主は亦漸次其權を地頭に奪はるゝに至る

天下の實權鎌倉に移る

抑も王政衰へて武士の勢を得たること年既に久しく保元平治の亂を経て十分に其實力を發揮し遂に平氏をして政權を掌握せしむるに至りしが源平の大亂は地方の豪族をして殆んど悉く賴朝の配下に立たしめしが上に今や賴朝部下の武士を守護地頭として全國に配置し自ら鎌倉にありてこれを統ふるに至りしかば天下の實權遂に鎌倉に移るに至れり

義經逃れて秀衡に依る

義経は暫く吉野及京師にひそみたりしも、鎌倉の探索嚴なるを以て、北陸を廻りて遂に奥羽に入り、藤原秀衡に依れり。秀衡は清衡の孫なり、清衡後三年役に義家を助けて大功を立て、より代々平泉(今の岩手縣)に居りて奥羽に勢力を振へり。奥羽は當時にありて極めて僻遠の地とせられしを以て、平氏の盛時にも其威令は容易に此地には及ばざりき。義経曾て少年時代に身を秀衡に依せたることありしを以て、再び復秀衡に身を寄せたるなり。秀衡能く之を遇す。

頼朝素より奥羽を平げて、全國を統一せんとするの志あり。義経の逃れしを聞きて、秀衡に命じてこれを出さしめんとせしも、秀衡知らずとして應せず。

己にして秀衡病むて將に死せんとするや、子泰衡を召し遺命して曰く、我死せば頼朝必重賞を以て汝を誘ひ、義経を殺さしめん然れども必これに應ずることなかれ。若し來り攻めば、軍事は悉く義経に委して戰へど。

頼朝遂に奥州を討つてこれを平定す

秀衡死して頼朝果して泰衡を誘ふ。泰衡遂にこれに迷ひ、義経を襲ふて之を殺し、首を鎌倉に傳へ、又其弟の義経に善かりしものをも殺す。頼朝乃ち奥州藤原氏の與みし易きを見、泰衡を責むるに、其義経を殺すことの遅かり

しを以て、院宣の下るをも待たず、大軍を發し、自ら將として四道より平泉に迫る。泰衡の軍連戰皆利あらず、泰衡蝦夷に逃れんとして、其臣河田二郎の爲に殺され、奥州藤原氏亡ぶ。河田二郎泰衡の首を持って、頼朝の陣に至る。頼朝其不臣を責めて、これを斬る。是より先、頼朝又義経の與黨の潜伏するを疑ひ、兵を遣はして鬼界島を撃つて、これを取りしかば、此に於て全國皆頼朝の威令の及ばざるの地なし。

頼朝征夷大將軍となる

これより先、法皇頼朝の入京を促がし給ひしも、猶辭して出でざりしが、奥羽平定するに及び、始めて上洛す。法皇即ち權大納言兼右近衛大將に任じ給ふ。頼朝平氏が藤原氏に倣ひて高位高官に陞り、文弱に流れて滅びたるに鑑み、又常に名を捨て、實を取るを旨とせしかば、幾何もなくこれを辭して、東上の歸途に就けり。次いで紀元一千八百五十二年(建久三年)に至り、更に征夷大將軍に任せらる。征夷大將軍は武門の棟梁として、頼朝の前より希望せし所なりしも、後白河法皇許し給はず。法皇崩せらるゝに及び、遂に此任命あり、これより征夷大將軍は常置の職となり、遂に天下の政治は大抵其の政廳たる幕府より出づることとなり、又武將として天下を治むるもの、の代名詞たるが如きに至りぬ。

賴朝の功績

賴朝將軍職にあること八年其間よく民政に意を用ひて民力を休養し人材を登用して政治を整ふる等其功少からず又深く成敗の跡に鑑み常に質素儉約を以て下を率ゐ大いに武道を奨勵して専ら意を實力の養成に注げり勇を尙ひ義を重んずる鎌倉武士道の起りは賴朝の力に待つこと少しとせず

賴朝の人物

賴朝用意周到にして未だ曾て成算なくんば事を舉げず其意志は強固にして擧ぐれば必果さざれば己ます泰衡の如き遂にために滅さるゝに至る然れども其性猜忌にして兄弟功臣をして終りをよくせしめざりしのみならず自ら羽翼を殺きて遂に又間接に自滅の因を造るに至りしか如きは甚だ惜しむべし義經殺されし後範賴も又疑はれて賴朝の爲に殺さるゝに至り平廣常安田義定の如きも亦殺さる

賴朝又忠君の念に厚し後白河法皇の病重きに至るや自ら潔齋し法華經を誦して病の平癒を祈り東大寺の勸進僧重源が大君と呼ぶを制して君の字主上に恐れありと云へり然れども臣子として其當然圖らざるべからざる朝權の振張をこれ圖らずし

て自己中心の私政府を立て、關東に睥睨するに至りしは深く賴朝の爲に惜まざるべからずして國史上に於て彼の人物が楠公の如く大を極むること能はざりし所以なりとす

源氏の正統絶ゆ

賴朝の死後長子賴家職を襲ぎしも凡庸にして放恣なりしかば又賴朝當時の威信なく北條時政と衝突して爲に廢せられて殺され弟實朝職を繼ぎしも和田義盛死後は益孤立にして如何ともすべからず實朝も亦賴家の子公曉のために殺され公曉亦義時のために殺され源氏の正統遂に絶ゆるに至れり、賴朝將軍となりてより此に至る僅に二十餘年なり、

備考

守護

武家名目抄に曰く惣追捕使は二三年の後直に守護と改むこれより前にも國郡を警衛するものを守護と稱せしことありしを此時に至り便に付て悉く惣追捕使の名を廢し諸國悉く守護に改められしなりかく名を改めしは武家の被管ならざる押領使惣追捕使等あるをきはれしなり(中略)

文治の制によれば公田私田より出す段別五升の兵糧米は地頭の收納にて守護は預らざるも非常の事あれば其料を國中に充て課し郡郷庄保を別たす(中略)又地頭の闕くる時兵糧料の爲に地頭職を攝するあり守護は鎌倉の初めに時々改補せられしことありしもいつとなく世職の如くなれり、又半國守護と云ふあり所管大小の差のみにて其職掌は同じ、

### 守護の勢力

貞永式目に曰く近年に至りて代官を郡郷に分補し公事を莊保に充て課し國司にあらずして國務を妨げ地頭にあらずして地利を貪るご守護の權勢の強大なりしを知るべし、

### 地頭の起源

武家名目抄に曰く地頭職を設けしは起源何れの世にあるを詳にせざれども思ふに諸國の莊園年々に陪増し私領の土地多くなりしより己後の事にて其領主の家々より私にこの職を設け置て年貢收納の沙汰をなさしめしに始まりしならんこれは藤原氏ひとり國政を掌握せし後のわざにして一條三條兩帝の際に起りしなるべし、

もと領家の私に置るものなる故に其職を地頭とのみはいはずして領家代公文下司目代などゝもとなへしなり保元平治の後平氏の門族國柄を執せし間は其私領多くなれる故に何れの地にも地頭職を置て收納のつかさとなせり、

### 地頭の名目

(承前)地頭の名目はこなたにて設けしにあらず唐の制に始れる名稱なりさるはもとより町段の數に従ひてあて召さるゝが故に地頭職の名もありしなるべしされば其事をつかさざる者をやがて地頭職といへるなり文治以前の地頭は必ずしも臨時に軍役の兵糧料にとて錢を收むるつかさにあらざれども其收納の法は地頭錢の義にかなへるが故に職掌の名とせしなるべし平家兵權をとりし頃は大かた軍役に従ふ者の唱へのごとくなりけり文治元年にいたりて鎌倉殿奏請のまゝに天下一圓に此職を置かれ段別五升の兵糧米を充て取らるゝ法定まりてはいよゝ唐の制に符合せりこれより以前は全く私に設けし職にて私領にのみ置きたりしものなりされば公家さまの記録には絶てみゆることなし、

### 文治以後の地頭